ラオス国 「法律人材育成強化プロジェクト」 中間レビュー調査報告書

平成25年4月 (2013年)

独立行政法人国際協力機構 産業開発・公共政策部 産 公 JR 13-075

ラオス国 「法律人材育成強化プロジェクト」 中間レビュー調査報告書

平成25年4月(2013年)

独立行政法人国際協力機構 産業開発·公共政策部

ラオス国は、1986年に「新思考(チンタナカーン・マイ)」を政治スローガンとして掲げ、経済面では、「新経済メカニズム(New Economic Mechanism: NEM)」を導入し、経済開放化、市場経済化を柱とした改革を実施してきています。また、1997年には東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟を果たし、さらに将来的にはWTO加盟を目指すなど国際的枠組みへの参加を推進しています。これに伴い、市場経済化を促進するための法整備が進められ、現在までに約80の法律が制定されていますが、市場経済化のために必要となる基礎法は十分に整備されておらず、存在する法律も体系化されていないのが現状です。また、立法手続の効率化、法の運用の統一性及び迅速性も課題となっています。

このような状況下、我が国はラオス政府からの支援要請を受け、2003 年から 2008 年にかけて、ラオス司法省、最高裁判所、最高人民検察院を対象とした「法整備支援プロジェクト」を実施し、その結果、法務・司法関連機関の実務改善を目的とした各種教材や執務マニュアルが作成されました。しかしながら、ラオスの抱える課題の根底には、法律を体系的に整理することができる人材、理論と実務の双方を考慮しながら裁判実務や教育を行うことができる人材が不足していることが明らかになり、ラオス政府からの要請を受け、2010 年 7 月から 2014 年 7 月にかけて、法律の研究や議論を通して法曹人材を育成する「法律人材育成強化プロジェクト」を実施することとなりました。

本報告書は、プロジェクトの開始から約2年が経過し、折り返し地点を迎えたところ、個々の活動の進捗状況を確認し、プロジェクト終了までの活動計画をレビューするとともに、プロジェクト目標及び成果の達成見込み、中間時点での5項目評価の見通しを調査することを目的に、カウンターパート機関との協議を行い、その結果について取りまとめたものです。本報告書が、今後の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施していくための参考として、活用されることを願っております。

終わりに、本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心から謝意を表するとともに、 引き続き本プロジェクトに対する支援をお願い申し上げます。

平成 25 年 4 月

独立行政法人国際協力機構 產業開発·公共政策部長 入柿 秀俊

中間レビュー調査報告書

目 次

序文

目次

地図

写真

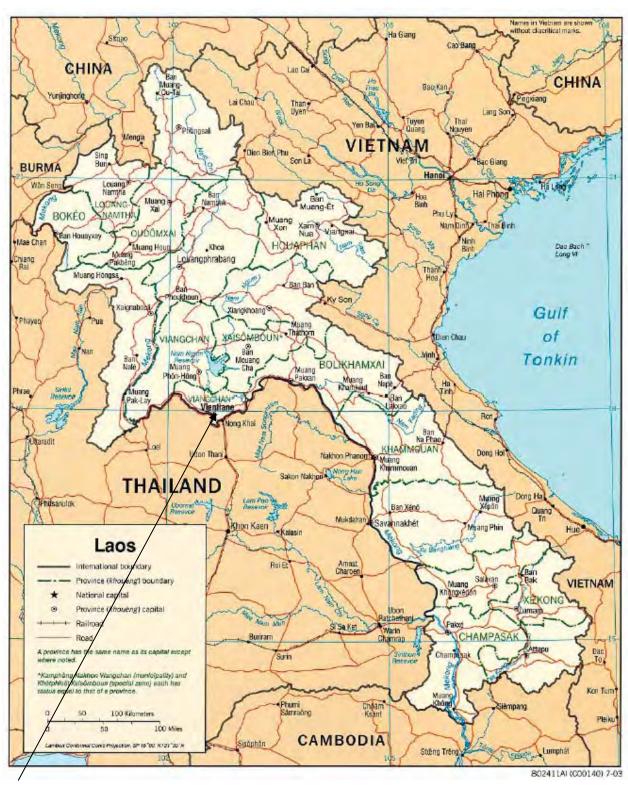
略語表

評価調査結果要約表

第1章 中間レビ	`ュー調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-1 中間レ	ゲースー調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-2 調査団	構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1-3 調査日	程· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
1-4 主要面	ī談者·····	2
	クトの現状と実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	· 績· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	日本側実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 - 1 - 2	ラオス側実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	る積及びプロジェクト目標の達成に向けた進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	成果 0 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	成果 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	成果 2 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	ジェクト目標及び上位目標の達成見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	プロジェクト目標の達成の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 - 3 - 2	上位目標の達成見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	゚ロセスの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ジェクト活動の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	[果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2 - 6 - 1	妥当性	15
	有効性(予測)	
	効率性	
2 - 6 - 4	インパクト (予測)	18
2 - 6 - 5	自立発展性(見込み) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	-画への提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 — 1 WG の泪	釺動参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.1

3-2 成果品の編纂・承認方法	21
3-3 プロジェクト成果の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3-4 プロジェクト活動の連絡調整	21
3-5 通訳・翻訳···································	21
第4章 調査団所感	22
4-1 団長所感	22
4-2 法整備支援団員所感	23
4-3 法・司法制度団員所感	27
付属資料	
1.中間レビュー調査 ミニッツ署名版(含む改訂版 PDM) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
2. 案件開始時の PDM····································	55
3. 訪問先/面会者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
4. 達成度グリッド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
5. 面談記録	17

プロジェクト位置図



首都:ヴィエンチャン(プロジェクト所在地)

出典: The University of Texas, Perry-Castañeda Library Map Collection.

(http://www.lib.utexas.edu/maps/laos.html、2012年11月1日アクセス)

現地調査写真



民事訴訟法SWGメンバーへのインタビュー (2012年7月25日)



北部法科大学でのインタビュー (2012年7月27日)



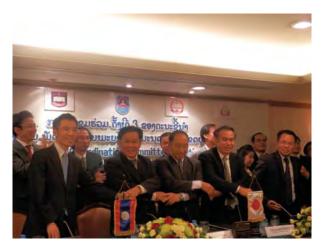
中部高等裁判所での協議 (2012年7月30日)



国民議会法務委員会との意見交換 (2012年8月1日)



JCC会合 (2012年8月3日)



M/M署名式 (2012年8月3日)

略 語 表

略語	英語	日本語
C/P	Counterpart	カウンターパート
JCC	Joint Coordination Committee	ジョイント・コーディネーション・コミッ
		ティー
LSMP	Legal Sector Master Plan	リーガル・セクター・マスター・プラン
LU	Liaison Unit	リエゾン・ユニット
MC	Management Committee	マネジメント・コミッティー
MOJ	Ministry of Justice	司法省
NUOL	National University of Laos	ラオス国立大学
OSPP	Supreme People's Prosecutor Office	最高人民検察院
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PSC	People's Supreme Court	最高人民裁判所
SWG	Sub Working Group	サブ・ワーキング・グループ
WG	Working Group	ワーキング・グループ

ラオス「法律人材育成強化プロジェクト」 中間レビュー 評価調査結果要約表

1. 案件の	概要		
国名:ラオス		案件名:「法律人材育成強化プロジェクト」	
分野:ガノ	バナンス (法・司法)	援助形態:技術協力プロジェクト	
所轄部署 法・司法部	: 産業開発・公共政策部 果	協力金額(中間レビュー時点での全体事業総額): 310,314 千円	
	(R/D署名日) 2010年6月7日	先方関係機関:司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、 ラオス国立大学	
協力期間	協力期間 2010年7月10日~	日本側協力機関: 法務省、日本弁護士連合会、国内支援委員会	
8037 077411.4	2014年7月10日	他の関連協力: 技術協力プロジェクト「法整備支援プロジェクト」 (2003 年 5 月~2008 年 3 月)	

1-1 協力の背景と概要

ラオス国は、1986年に「新思考(チンタナカーン・マイ)」を政治スローガンとして掲げ、経済面では、「新経済メカニズム(New Economic Mechanism: NEM)」を導入し、経済開放化、市場経済化を柱とした改革を実施している。また、1997年には東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟を果たし、さらに将来的にはWTO加盟を目指すなど国際的枠組みへの参加を推進している。これに伴い、市場経済化を促進するための法整備が進められ、現在までに約80の法律が制定されているが、市場経済化のために必要となる基礎法は十分に整備されておらず、存在する法律も体系化されていない。また、立法手続は効率的でなく、法の運用に関しても、統一性及び迅速性に欠けるのが現状である。

JICA は、2003 年 5 月から 2008 年 3 月にかけて、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を対象とした「法整備支援プロジェクト」を実施し、法務・司法関連職員の教材や執務マニュアルの作成にかかる協力を行った。一方で、ラオスの抱える課題の根底には、法律を体系的に整理することができる人材、理論と実務の双方を考慮しながら裁判実務や教育を行なうことができる人材が不足しているという問題があることが明らかになった。人材不足の要因としては、大学等の法学教育において、法律科目の講義は条文の説明のみ行われ、法理論の体系的な説明、条文と実務上の問題とが関連付けられた説明がなされていないことが多く、結果、学生も表面的な条文の理解にとどまっていることが挙げられる。また、実務家は、教育・研修機関で行う実務教育の機会も含めて、実務と法理論を結び付けて考えるための情報や機会に恵まれておらず、結果、法理論の裏付けがなく、時として条文からも乖離した実務が行なわれているため、一貫性のない法の運用や執行が行われていることが挙げられる。

そのような状況の下、ラオス政府より、法律の研究や議論を通して法曹人材を育成する支援の要請があったことから、2010年7月から2014年7月にかけて、「法律人材育成強化プロジェクト」を実施することとなった。本案件は、ラオスの法務・司法関係機関及び法学教育・研修機関が、法理論や実務上の課題を発見・分析する能力を向上し、ラオス法の法体系を発展させつつ、法学教育や実務研修の改善および法律実務の改善につなげることを目指すものである。

1-2 協力内容 (プロジェクト開始時)

(1) 上位目標

ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員が、ラオス法の理論と実 務の体系的な分析を踏まえた法理論研究を発展させ、法理論に基づいた実務の改善に取り組む 能力を向上する。

(2) プロジェクト目標

ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・ 刑事訴訟法について、理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用 する基礎的能力を開発する。

(3) 成果

成果 0:司法省(法科大学を含む)、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の職員・教員により形成されたワーキング・グループが適切に運営される。

成果 1: ラオス民法、民事訴訟法、刑事訴訟法について、ラオスの法理論と実務上の問題が体 系的に分析され、その結果をまとめた「モデル教材 (ハンドブック)」が、ワーキン グ・グループによって開発される。

成果 2: ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員に対し、「モデル教材 (ハンドブック)」の活用方法が共有され、内容が普及される。

(4) 投入 (評価時点)

【日本側】

1. 専門家派遣(日本人専門家)

(長期)

- ・「法・司法分野人材育成/「民法/民事訴訟法」、「業務調整/援助協調」(短期)
- ・「民法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」(左記3分野で計13回の派遣実績)
- 2. 機材供与
 - ・コンピュータ、プロジェクト・オフィス用事務機器、プロジェクト用車輛等

【ラオス側】

- 1. カウンターパート及びその他スタッフの配置:
 - ・対象4機関(司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学)から、以下が配置されている。
 - ・プロジェクト・ダイレクター (=JCC: Joint Coordination Committee メンバー)、プロジェクト・マネージャー (=MC: Management Committee メンバー)、SWG: Sub-Working Groupメンバー、LU: Liaison Unitメンバー
- 2. プロジェクト・オフィス、その他追加的な施設や機材 (コンピュータ、家具等)
- 3. プロジェクト活動に必要な経費の一部負担

2. 評価調査	2. 評価調査団の概要			
調査者	子浦 陽一	団長	JICA 産業開発・公共政策部法・司法課長	
	佐藤 直史	法整備支援	JICA 国際協力専門員	
	中村 憲一	法・司法制度	法務省法務総合研究所国際協力部教官	
	瀬戸 裕之	法曹養成	京都大学東南アジア研究所研究員	
	板垣 賢樹	協力企画	JICA 産業開発・公共政策部法・司法課職員	
	十津川 淳	評価分析	佐野総合企画株式会社	
調査期間	2012年7月22日~8月4日		評価種類:中間レビュー調査	

3. 評価結果の概要

3-1 実績の確認

(1) 成果

成果 0:「司法省(法科大学を含む)、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の職員・教員により形成されたワーキング・グループが適切に運営される」

成果0はこれまで順調に進捗している。

4つの関係機関から構成されるワーキング・グループは、LUおよびSWG、MCによる連絡・調整体制が整備されてきたことによって、現在概ね適切に運営されている。ただし、今後リエゾン・ユニットの更なる業務実施能力の強化や、SWGからMCへの報告の質を高めることが必要である。

成果1:「ラオス民法、民事訴訟法、刑事訴訟法について、ラオスの法理論と実務上の問題が体系的に分析され、その結果をまとめた「モデル教材(ハンドブック)」が、ワーキング・グループによって開発される」

成果1はこれまで順調に進捗している。

モデル教材の主たる作成物となるテキストブックは、各SWGによって2012年3-4月から執筆が開始された。また、モデル教材の一部である民事訴訟法チャート、刑事訴訟法チャートは既に完成し、関係機関への配布がなされている。民法事例問題集についても、既にドラフトは作成されており、近々に印刷される予定である。

成果 2:「ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員に対し、「モデル教材 (ハンドブック)」の活用方法が共有され、内容が普及される」

成果2は概ね順調に進捗している。

モデル教材のうち、民事訴訟法チャートおよび刑事訴訟法チャートについて、普及ワークショップが2012年5-7月にかけて国内の北部、中部、南部で実施されており、チャート内容の普及が精力的に行なわれた。ただし、民法の事例問題集については印刷が当初予定よりも遅れたため、普及活動はまだ実施されていない。

(2) プロジェクト目標

「ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・ 刑事訴訟法について、理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的能力を開発する」

プロジェクトは目標の達成に向けて概ね順調に進捗している。

プロジェクトは対象 4 機関による、それぞれの専門性を活かした効果的な実施体制のもとで活動を続けており、カウンターパートは法理論と実務にかかる分析能力および実務への活用能力を身につけ始めている。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性

ラオス政府の政策との整合性

ラオスの国家開発政策である第7次国家社会経済開発計画(2011-2015年)における個別の戦略において、「法・司法分野の質の改善」ならびに「質の高い法律家の人員増大」が謳われている。また、法セクターにおける中心的な政策枠組みとして位置づけられる、リーガル・セクター・マスター・プランでも、取り組むべき主たる課題として、「法・司法関係機関の組織能力強化」および「法・司法関係機関職員の人材育成」が掲げられている。

以上から、本プロジェクトはラオスの政策に整合していると判断できる。

開発ニーズとの整合性

ラオスは民法典起草を始め、2015 年までに約 90 の法律制定・改正を予定しており、立法実務の改善に資する人材育成は不可欠である。

また、現在、各法務・司法機関(司法省、裁判所、検察院)や国立大学、法科大学において、 研修、法学教育が行われているが、教材は乏しく、授業の質も決して高いとは言えない状況であ る。そのため、教材の作成を通じて研修・教育の質を向上させることは喫緊の課題である。

以上から、本プロジェクトはラオスの法セクターにおける開発ニーズに整合している。

国別援助計画との整合性

対ラオス人民民主共和国国別援助方針(2012年4月)において、行財政能力強化とならび法制度整備などのガバナンス面の必要性に留意することが掲げられている。また、2008年1月の第13回海外経済協力会議において策定された法制度整備支援基本方針において、ラオスは支援重点国の一つとされている。

以上から、本プロジェクトは国別援助計画及び援助方針に整合している。

ターゲットグループ選定の適切性

4 つのカウンターパート機関のうち、司法省、裁判所や検察院は実務について詳しく、一方、大学や法科大学は、比較的学問的な見地から適切な意見を述べることが見られるなど、それぞれの専門性を有する 4 機関が、ひとつの SWG を構成してプロジェクト活動を展開できる体制の効果は高く、本ターゲットグループの選定ならびに 4 機関から成るプロジェクトの実施体制は適切と考えられる。

プロジェクトアプローチの適切性

本プロジェクトは、条文の意味や関連条文間の関係性等を検討し、実務を踏まえながら適切な 法の運用を考えるようになることを重視している。そのため、ラオス側のオーナーシップを重視 した議論や運営方法、研究のプロセスを取っている。時間を要するアプローチではあるが、人材 育成のための取り組みとしては適切と判断できる。

(2) 有効性

プロジェクト目標および成果の達成度

本プロジェクトの目標については順調に進捗している。3 つの成果についても概ね順調に進捗しているが、成果2の民法部分についてのみ普及ワークショップが未だ実施されておらず、進捗がやや遅れている。

外部条件の充足

「ワーキング・グループメンバーの大幅な異動がない」および「ワーキング・グループの本案件以外のワークロードが増えない」の二つの項目について、充足されていない傾向が見られる。 プロジェクトの継続そのものに影響を与えるまでの状況には至っていないが、プロジェクト活動の効果的な運営に対して克服すべき課題となっている。

プロジェクト目標・成果達成にかかる貢献要因

- 対象4機関の良好な協力関係
 - 対象 4 機関が良好な協力関係を維持しており、法理論と実務に関する基礎的能力の開発を 目指すにあたり、非常に効果的な活動環境となっている。
- 対象4機関の幹部層におけるプロジェクトへの理解 対象4機関の幹部層が本プロジェクトの有効性を高く評価している。この理解が、有能な カウンターパート配置を可能とさせるひとつの要因になっているものと考えられる。
- アドバイザリー・グループによる支援

有識者から成るアドバイザリー・グループが日本に設置されており、適宜 JICA-Net セミナーや本邦研修、短期専門家としての派遣を通して、カウンターパートに対する有効な提言や指導を行っている。

本邦研修の実施

本邦研修では、日本の事例紹介や日本における研修教材作成の方法や種類についての説明・意見交換、裁判所や法科大学院など関連施設への訪問等が行なわれた。日本の事例にかかる情報は、カウンターパートがラオスの法理論や実務を研究、改善するうえで有効な知見となっている。

プロジェクト目標・成果達成にかかる阻害要因

組織内の人事異動や留学などのためにSWGメンバーの交代が度々生じている。そのため、技術移転や教材開発など、一貫性が要求される活動に影響を与えている。また、通常業務とプロジェクト活動の両立に苦労しているメンバーも居り、SWG会合を度々欠席するケースも見られる。

(3) 効率性

人的投入(日本側)

対象とする民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の技術移転にあたる長期専門家と業務調整/援助協調の人員構成によって円滑にプロジェクト運営がなされてきた。また、短期専門家やアドバイザリー・グループの設置など、重層的な人員投入を行ってきたことによって、これまでの成果達成に大きく貢献してきたと評価できる。

人的投入(ラオス側)

ラオス側は司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学からカウンターパート 人員を投入している。人選にあたってラオス側は、有能且つ将来ラオスにおいて法・司法および 教育機関で活躍しうる人材を選抜しており、プロジェクトの円滑な実施およびプロジェクト実施 の効用を高めることに寄与している。

物的投入

物的投入はコンピュータなど、プロジェクト活動に必要な最低限の資機材に絞られており、 適正と考えられる。

予算

本プロジェクトでは、予算額および予算支出のタイミングに起因する問題は生じていない。

本邦研修

SWG メンバーに対して本邦研修が実施されており、高い効果をあげている。また、対象機関の幹部層を対象とした高官訪日(本邦研修)も行われ、参加した幹部同士のコミュニケーションや協力関係が更に強化される効果がみられた。

(4) インパクト

上位目標達成の見込み

上位目標の目指すレベルは高いものの、これまでのプロジェクト目標に向けた進捗が概ね順調であり、関係者の法に対する理解や分析能力も向上している事実から判断すると、上位目標が達成される見込みはあると予想できる。

その他インパクトの発現

- ① プラス・インパクト
 - 改正民事訴訟法および刑事訴訟法に対するインプット 2012年6月および7月の民事訴訟法および刑事訴訟法の改正にあたり、プロジェクトのカウンターパートが改正作業に中心的に携わった。改正法では、プロジェクト活動を通して得られた情報や法の考え方などが適宜取り入れられている。
 - 国会審議における民事訴訟法・刑事訴訟法チャートの利用 改正民事訴訟法および刑事訴訟法の国会審議において、本プロジェクトが作成したチャートが国会議員に使用され、審議の促進に間接的に貢献したものと考えられる。
- ② マイナス・インパクト 特筆すべきマイナスのインパクトは生じていない。

(5) 自立発展性

政策面

ラオスでは2015年の民法典起草をはじめ、多数の法律制定・改正が予定されており、立法実務の改善に資する人材育成は不可欠である。また、法律制定・改正のみならず、実務の改善も必要であり、今後も政策的な重要性は維持される可能性が高い。

組織面

対象4機関はそれぞれ独自の研修機関を有しており、所属する職員に対して定期的な研修を実施している。使用する教材やカリキュラムなどのソフト面において改善の必要はあるものの、継続的な人材育成活動を行なうための組織的な構成そのものは整備されていると判断できる。

技術面

本プロジェクトが技術移転する内容は、法律に関する深い思考能力および分析能力であり、日進月歩で革新する分野の技術そのものではない。つまり、本プロジェクトによって、高い能力を得ることが出来れば、プロジェクト終了後もその能力は基本的に関係者個々の努力によって維持、発展できるものである。この観点において、技術面での自立発展性は担保される可能性が高いといえる。

財政面

財務面の自立発展性については、今後如何なる方法を以て、対象 4 機関が研修や普及活動を行なうかに拠るものであり、中間レビュー時点において自立発展性の見込みを評価することは難しい。

4. 提言

4-1 ワーキング・グループメンバーの活動参加

ワーキング・グループの運営上の課題として、①SWGメンバーの異動・留学等による交代、 長期離脱、また交代時に迅速に後任メンバーが配置されない、②多忙により会合に参加できない ケース(参加率、業務負荷)、といった点が挙げられる。

この点に関し、本調査では、今後モデル教材の作成が本格化していくことから、①ラオス側においてメンバーの業務量を最大限に配慮すること、②メンバー交代時には切れ目なく迅速に交代要員を配置すること、③メンバーがプロジェクト活動により専念できるよう、活動状況を正確に評価し、メンバーの上司、同僚の協力を得られるように配慮することが喫緊の課題であるとの認識を、ラオス側高官レベルと合意した。

4-2 成果品の編纂・承認方法

民法事例問題集の編纂・印刷作業が当初予定より遅れたため、今後のモデルハンドブック作成にあたっては、第二回 JCC 会合(2011 年 12 月)において確認された承認プロセスに基づき、円滑に編纂・印刷作業を行う必要があることをラオス側と合意した。

4-3 プロジェクト成果の普及

本調査を通じ、SWG メンバーが、自身の所属組織において、プロジェクト活動に関する情報を同僚と共有していることが確認された。しかしながら、今後更に、プロジェクトで得た研究成果、教訓をプロジェクトメンバー以外と積極的に共有することで、SWG メンバーだけでなく、ラオスの法務・司法関係職員の能力向上を図っていくことが期待される。

4-4 プロジェクト活動の連絡調整

LUとプロジェクト事務所との業務分担が明確化され、LUによるラオス実施機関の調整は概ね 有効に機能している。しかしながら、プロジェクト終了後の自立発展性の観点からも、今後更に、 LUがプロジェクト事務所の支援なしに、積極的に調整機能を果たしていくことが期待される。

4-5 通訳・翻訳

本プロジェクトの効果的な実施にあたっては、法律用語に精通した高いレベルの通訳・翻訳が

必要とされる。しかしながら、現状においては、本プロジェクトに対応可能な通訳は極めて限定的であり、今後、ラオス側において、法律用語の概念を明確にしていく等、改善に向けて努力していくことが期待される。

第1章 中間レビュー調査概要

1-1 中間レビュー調査の目的

ラオス国は、1986年に「新思考(チンタナカーン・マイ)」を政治スローガンとして掲げ、経済面では、「新経済メカニズム(New Economic Mechanism: NEM)」を導入し、経済開放化、市場経済化を柱とした改革を実施している。また、1997年には東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟を果たし、さらに将来的にはWTO加盟を目指すなど国際的枠組みへの参加を推進している。これに伴い、市場経済化を促進するための法整備が進められ、現在までに約80の法律が制定されているが、市場経済化のために必要となる基礎法は十分に整備されておらず、存在する法律も体系化されていない。また、立法手続は効率的でなく、法の運用に関しても、統一性及び迅速性に欠けるのが現状である。

このような背景から、JICA は、2003 年 5 月から 2008 年 3 月にかけて、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を対象とした「法整備支援プロジェクト」を実施し、法務・司法関連職員の教材や執務マニュアルの作成にかかる協力を行った。一方で、ラオスの抱える課題の根底には、法律を体系的に整理することができる人材、理論と実務の双方を考慮しながら裁判実務や教育を行なうことができる人材が不足しているという問題があることが明らかになった。人材不足の要因としては、大学等の法学教育において、法律科目の講義は条文の説明のみ行われ、法理論の体系的な説明、条文と実務上の問題とが関連付けられた説明がなされていないことが多く、結果、学生も表面的な条文の理解にとどまっていることが挙げられる。また、実務家は、教育・研修機関で行う実務教育の機会も含めて、実務と法理論を結び付けて考えるための情報や機会に恵まれておらず、結果、法理論の裏付けがなく、時として条文からも乖離した実務が行なわれているため、一貫性のない法の運用や執行が行われていることが挙げられる。

そのような状況の下、ラオス政府より、法律の研究や議論を通して法曹人材を育成する支援の要請があったことから、2010年7月から2014年7月にかけて、「法律人材育成強化プロジェクト」を実施することとなった。本案件は、ラオスの法務・司法関係機関及び法学教育・研修機関が、法理論や実務上の課題を発見・分析する能力を向上し、ラオス法の法体系を発展させつつ、法学教育や実務研修の改善および法律実務の改善につなげることを目指すものである。すなわち、関係機関(司法省(法科大学含む)、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学)がそれぞれの知見や経験を持ち寄り、組織横断的に課題の分析や共同作業を行い、法理論と実務上の問題とがリンクした教材を作成することを通じて、関係機関及びその職員・教員が法学教育・研修や実務を改善する能力を身につけることを目標としている。

今般、本プロジェクトの開始から中間地点である 2 年が経過したことから、活動の進捗状況をレビューするとともに、プロジェクト目標及び成果の達成見込み、及び現時点での 5 項目評価の見通しを評価し、残りのプロジェクト期間で実施すべき活動等について確認することを目的に、C/P機関との協議を行い、その結果をミニッツ(協議議事録:英文)に取りまとめた。

(中間レビュー調査の目的)

(1) R/D (Record of Discussions: 討議議事録) 及び PDM (Project Design Matrix: プロジェクト・デザイン・マトリックス) に基づき、これまでのプロジェクトの実績、計画達成見込み及び

実施プロセスについて調査・確認する。

- (2) 評価 5 項目 (妥当性、有効性の予測、効率性、インパクトの予測、自立発展性の見込み)の 観点からラオス国関係者とともにプロジェクトをレビューし、改善策を検討する。
- (3) (1)及び(2)の結果に基づき、関係者と協議を行い、今後プロジェクトで行うべき活動について確認し、必要に応じ改訂 PDM を作成する。
- (4) 上記協議結果を関係者間で合意し、ミニッツとしてまとめる。

1-2 調査団構成

(1) 団長 子浦 陽一 JICA 産業開発・公共政策部法・司法課長

(2) 法整備支援 佐藤 直史 JICA 国際協力専門員

(3) 法・司法制度 中村 憲一 法務省法務総合研究所国際協力部教官

(4) 法曹養成 瀬戸 裕之 京都大学東南アジア研究所研究員

(5) 協力企画 板垣 賢樹 JICA 産業開発・公共政策部法・司法課職員

(6) 評価分析 十津川 淳 佐野総合企画株式会社、コンサルタント

1-3 調査日程

2012年7月22日(土)~2012年8月4日(土)

*子浦団長及び瀬戸団員は、2012年7月28日(土)~8月4日(土)にかけて参加。

1-4 主要面談者

付属資料3のとおり

第2章 プロジェクトの現状と実績

2-1 投入実績

2-1-1 日本側実績

(1)日本人専門家派遣実績

本プロジェクトでは、2010年7月のプロジェクト開始から日本人長期専門家(法・司法分野人材育成/刑事訴訟法、民法/民事訴訟法、業務調整/援助協調)が業務に携わっている。

また、長期専門家に加えて、支援対象法令の現地セミナー等の実施に際し、短期専門家が下表のとおり派遣されてきた。

指導分野名 派遣期間 主たる業務内容 長期 法,司法分野人材育成/刑事訴訟法 $2010/7 \sim$ • ラオス側 WG 活動の支援、刑事訴訟法に 2011/7 かかる情報提供及び活動への助言 法 · 司法分野人材育成/刑事訴訟法 2011/7~ • ラオス側 WG 活動の支援、刑事訴訟法に かかる情報提供及び活動への助言 民法/民事訴訟法 2010/7~ • ラオス側 WG 活動の支援、民法、民事訴 訟法にかかる情報提供及び活動への助 業務調整/援助協調 2010/7~ • プロジェクトの日常的運営・管理・調整 • 他ドナーとの協調、情報交換等 短期 民法 • 左記分野における助言 2 人 (3回) 民事訴訟法 4 人 • 左記分野における助言

表 1 派遣専門家指導分野および派遣期間一覧(2012年7月末時点)

注:短期専門家については同一の専門家が複数回派遣されている。

(2)機材供与実績

刑事訴訟法

本プロジェクトでは、一連のプロジェクト活動を支援するためのパソコンや一般事務機器、 並びにプロジェクト用車輛一台を供与している。供与された資機材のリストは付属資料1のと おりである。

(5回)

4 人

(5回)

• 左記分野における助言

(3) 研修実績

本プロジェクトでは、これまでに下表の本邦研修を実施した。

研修は民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の SWG メンバーを対象として、日本の事例紹介や日本における研修教材作成の方法や種類についての説明・意見交換、裁判所や法科大学院など関連施設への訪問等を行った。

また、2012年には対象4機関の高官を対象とした高官訪日(本邦研修)も実施した。

表 2 本邦研修実績

研修 • 研修時期	所属機関	人数 (高官訪日は参加者名)
【民法研修】	司法省	3 人
	中部法科大	2 人
2011年3月13日-	北部法科大	1人
同年 3 月 23 日	南部法科大	1人
	最高人民裁判所	2 人
	最高人民検察院	2人
	ラオス国立大	2 人
	計	13 人
【刑事訴訟法】	司法省	2人
	中部法科大	_
2011年10月16日	北部法科大	1人
一同年 10 月 29 日	南部法科大	_
	最高人民裁判所	3人 (中部裁判所含む)
	最高人民検察院	4人(中部検察含む)
	ラオス国立大	3 人
	計	13 人
【民事訴訟法】	司法省	3 人
	中部法科大	2人
2012年1月23日-	北部法科大	1 人
同年2月4日	南部法科大	_
	最高人民裁判所	5人(中部、ヴィエンチャン栽含む)
	最高人民検察院	2 人
	ラオス国立大	2 人
	計	15 人
【高官訪日研修】	最高人民裁判所副長官	Mr. Khampha Sengdara
2012年2月13日-	最高人民裁判所司法研究研修所長	Mr. Bounkhouang THAVISACK
同年2月18日	最高人民検察院副長官	Mr. Langsy Sibounheuang
	最高人民検察院研究研修所副所長	Mr. Souphasith LOVANXAY
	司法省副大臣	Mr. Ket Kiettisack
	司法省法・司法研修センター所長	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH
	ラオス国立大学副学長	Dr. Saykhong SAYNASINE
	ラオス国立大法政治学部長	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY

(4) その他投入

本プロジェクトでは、有識者から成るアドバイザリー・グループ (部会)を対象法令ごとに日本国内に設置している。同グループは JICA-Net を活用し、現地に派遣されている長期専門家

及び、SWG 等に適宜助言を行なうとともに、個々のメンバーが短期専門家として現地でのセミナー等に参加し、助言を行なっている。

表3 アドバイザリー・グループの人数(2012年7月末時点)

年	民法	民事訴訟法	刑事訴訟法
2010年	4	5	5
2011年	4	6	5
2012 年	4	5	5

2-1-2 ラオス側実績

ラオス側は C/P 機関である 4 つの組織ー司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学から人員を投入している。人員投入の対象は法分野ごとに構成された SWG をはじめ、プロジェクト・マネージャーから構成する MC、およびプロジェクト・ダイレクターである JCC、またこれらの連絡調整機能を担う LU である。

またプロジェクトオフィスを最高人民検察院の研究研修所に設け、オフィスの日常的利用に かかる光熱費などを負担している。

2-2 活動実績及びプロジェクト目標の達成に向けた進捗状況

プロジェクトは、成果及びプロジェクト目標達成に向けて、多様な活動を展開してきた。これまでの活動のうち、特に主要な活動実績について PDM 上の「活動」項目に即して下表のとおり示す。

2-2-1 成果 0

成果 0:司法省(法科大学を含む)、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の職員・教員により形成されたワーキング・グループ¹が適切に運営される。

(1)活動実績

成果りに関して以下の通りの活動が行なわれてきた。

表 4 会議開催実績(2012年7月末時点)

会合	JCC 会合	MC 会合	LU 会合	SWG 会合
開催回数	2 旦	17回	34回	・民法63回
		(概ね月1回実施)	(概ね月2回実施)	・民事訴訟法42回
				・刑事訴訟法36回

注:SWG 会合にはリトリートやサブミーティングを含む。

 1 WG とは SWG、MC および LU をひとまとめとした、包括的なグループと定義しており、JCC は WG には属していない。いわば、プロジェクトは中核的な活動を担う WG と監督および意思決定を役割とする JCC の二つのグループによる構成といえる

なお、SWG の会合参加率については、各 SWG 約 15 人程度のメンバーのうち、平均で毎回 9 ~10 人程度となっている。

(2) 達成状況

成果のはこれまで順調に進捗している。

本プロジェクトでは、それぞれの関係機関内及び SWG 内の連絡調整を行うために、各機関の代表者から成る LU が設置されており、同ユニットによって関係者間の連絡調整が進められている。また、プロジェクト活動の中心を担う SWG は毎回の活動状況について、プロジェクト・マネージャーから成る MC に対して毎月報告を行っている。このように、LU、SWG 及び MC のグループ内及びグループ間での連絡・調整の体制が整備されており、且つ実際に概ね機能していることから、成果 0 は順調に進捗していると評価できる。

ただし、運営面の更なる強化に向けて、以下の点について改善が必要である。

• LU の業務実施能力向上

プロジェクト開始当初は LU とプロジェクトオフィスの役割分担が不明確であった時期があり、その反省から両者の役割分担を明確化した。そのため役割分担の不明確さに起因する問題は現在生じていないものの、実際のところ、未だにプロジェクト側がロジスティック作業を急遽代行する状況が折々で生じている。

今後、LU は定められた役割について、十分な時間的余裕及び正確さをもって業務にあたることが求められる(ただし、これは特定の LU メンバーに顕著な問題であるとの指摘もあり、各ユニットメンバーの間でもその調整能力及び実績には差異が見られる)。

• MCとSWGの情報共有体制/関係強化

現在、毎月開催される MC 会合に SWG の代表者が出席し、各 SWG の活動進捗状況を MC に対して報告、相談する体制が整備されている。しかしながら、MC メンバーは多忙であるために、時々欠席せざるを得ない状況も生じている。

この場合、議事録による情報伝達が求められるが、議事録の内容が時としてアウトラインのみの説明であるため、議事録だけでは状況や課題を十分に把握することができないことがある。今後、議事録の充実やその他、MC代理人の出席等々、MCとSWGの情報共有の体制を強化、かつ質を高めることが求められる。

なお、この点について、MCメンバーが SWGメンバーを兼務している場合には活動状況の把握に当然ながら問題は見られず、兼務でないメンバーについてのみ生じている問題という側面もあることを付記する。

なお、成果 0 の指標は「ワーキング・グループの活動がタイムリーに行なわれている」の一点のみであり、上述のとおり、定められた会合スケジュール/頻度に従って、概ねタイムリーに行なわれていると判断できる。

2-2-2 成果 1

成果 1: ラオス民法、民事訴訟法、刑事訴訟法について、ラオスの法理論と実務上の問題が体系的に分析され、その結果をまとめた「モデル教材(ハンドブック)」が、ワーキング・グループによって開発される。

(1)活動実績

成果1に関して以下の通りの活動が行なわれてきた。

表5 成果1に関する主要な活動実績(2012年7月末時点)

	活動	民法	民事訴訟法	刑事訴訟法
発のための具体的計画の作成 を作成し、その後数度の改定を行なった。 要な5項目については関係者間で了承済み。 ・活動計画及び執筆分担について SWG内で討議、決定済みである。 ・ 活動計画及び執筆分担について SWG内で討議、決定済みである。 ・ 具体的な目次は今後決定する。 ・ 刑訴チャートの改定作業にかかる計画も作成されている。 ・ 最高裁判所裁判例 8 例を収集した。 ・ 最高裁判所裁判例 8 例を収集した。 ・ 最高裁判所裁判例 8 例を収集した。 ・ 最高裁判所通連集(民刑事共通)を入手した。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年11月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年11月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年11月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)の表述のよびに対した。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施した(2012年1月)。 ・ 大きがないよびに対した。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施したの101年11月)の表述のよびに対した。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施したの101年11月)の表述のよびに対した。 ・ 実務家からのヒアリングの実施したの101年11月)の表述のよびに対した。 ・ 実務家からのヒアリングの実施したの101年11月)の表述のよびに対した。 ・ 実務家からのヒアリングの実施したの101年11月)の表述のよびに対した。 ・ 実務ないよびに対した。 ・ 実務ないよびに対しま述がよびに対しま述				
佐の計画の作成 皮の改定を行なった。 大部動計画及び執筆				
成 た。 承済み。 分担について SWG 内で討議、決定済みである。 今担について SWG 内で討議、決定済みである。 ・ 民訴チャートの改定作業にかかる計画も作成されている。 ・ 刑訴チャートの改定作業にかかる計画も作成されている。 各法の沿革及 び裁判例の収集 ・ 沿革については度々SWGメンバー間で情報交換をし、共有している。 ・ 数料例については、2011 年8月に最高裁から若干収集した。 ・ 地方の裁判実務にかかる情報集活動を実施した(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ しかしながら、収集作業は困難に直面している。判決書が整理されていないことや、既存の判決書の有用性の問題(ラオスでは「法解釈」は判決書に記載されていない)があるため、収集は当初 ・ 関係済み。 ・ 知訴チャートの改定作業にかかる計画も作成されている。 ・ 最高裁判所裁判例8月の収集上た。 ・ 裁判例についてはまかる。 ・ 地方の裁判実務にかかる情報集活動を実施した(2011年1月)。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)。 ・ 11月)や地方で情報収集活動を実施した(2012年1月)。				
 分担について SWG 内で討議、決定済みである。 民訴チャートの改定作業にかかる計画も作成されている。 各法の沿革及 び裁判例の収集 ・ 沿革については度々SWGメンバー間で情報交換をし、共有している。 ・ 裁判例については、2011 年 8 月に最高裁から若干収集した。 ・ しかしながら、収集作業は困難に直面している。判決書が整理されていないことや、既存の判決書の有用性の問題(ラオスでは「法解釈」は判決書に記載されていない)があるため、収集は当初 (交決定する。 ・ 刑訴チャートの改定作業にかかる計画も作成されている。 ・ 最高裁判所裁判例8 例を収集した。 ・ 最高裁判所通達集(民刑事共通)を入手した。 ・ 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年1月)や地方で情報収集活動を実施した(2012年1月)。 	为 又			
内で討議、決定済みである。				
である。				
各法の沿革及 で裁判例の収集・ 沿革については 度々SWGメンバー間で情報交換をし、 共有している。 ・ 裁判例については、 2011 年 8 月に最高 裁から若干収集した。 ・ しかしながら、収集 作業は困難に直面 している。判決書が整理されていないことや、既存の判決書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載されていない)があるため、収集は当初・ 随も作成されている。				
各法の沿革及		である。		
各法の沿革及 び裁判例の収 集・ 沿革については 度々SWGメンバー 間で情報交換をし、 共有している。 ・ 裁判例については、 2011 年 8 月に最高 裁から若干収集し た。 ・ しかしながら、収集 作業は困難に直面 している。判決書が 整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があるため、収集は当初・ 沿革については 度々PSC及びOSPP のメンバーから情 報を得ている。 ・ 地方の裁判実務に かかる情報集活動 を実施した (2011 年 12 月)。 ・ 東務家からのヒア リングワークショップの実施 (2011 年 11 月) や地方で 情報収集活動を実 施した (2012 年 1 月)。			画も作成されてい	画も作成されてい
び裁判例の収集			る。	る。
集 間で情報交換をし、 共有している。 裁判例については、 2011 年 8 月に最高 裁から若干収集し た。 しかしながら、収集 作業は困難に直面 している。判決書が 整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があるため、収集は当初	各法の沿革及	• 沿革については	• 沿革については	● 最高裁判所裁判例
#有している。 裁判例については、 2011 年 8 月に最高	び裁判例の収	度々SWG メンバー	度々PSC 及び OSPP	8 例を収集した。
 裁判例については、 2011 年 8 月に最高 裁から若干収集した。 しかしながら、収集 作業は困難に直面している。判決書が整理されていないことや、既存の判決書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載されていない)があるため、収集は当初 地方の裁判実務にかいない事務にかいる情報集活動を実力の実施(2011年11月)。 手した。 実務家からのヒアリングワークショップの実施(2011年11月)。 手11月)や地方で情報収集活動を実施した(2012年1月)。 	集	間で情報交換をし、	のメンバーから情	• 最高裁判所通達集
2011 年 8 月に最高 裁から若干収集し た。 しかしながら、収集 作業は困難に直面 している。判決書が 整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初		共有している。	報を得ている。	(民刑事共通)を入
 裁から若干収集した。 しかしながら、収集作業は困難に直面している。判決書が整理されていないことや、既存の判決書の有用性の問題(ラオスでは「法解釈」は判決書に記載されていない)があるため、収集は当初 を実施した(2011		裁判例については、	• 地方の裁判実務に	手した。
 裁から若干収集した。 しかしながら、収集作業は困難に直面している。判決書が整理されていないことや、既存の判決書の有用性の問題(ラオスでは「法解釈」は判決書に記載されていない)があるため、収集は当初 を実施した(2011		2011 年 8 月に最高	かかる情報集活動	実務家からのヒア
 しかしながら、収集 作業は困難に直面 している。判決書が 整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初 年 11 月) や地方で 情報収集活動を実 施した (2012 年 1 月)。 		裁から若干収集し	を実施した(2011	
 しかしながら、収集 作業は困難に直面 している。判決書が 整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初 年 11 月) や地方で 情報収集活動を実 施した (2012 年 1 月)。 		た。	年 12 月)。	ップの実施(2011
作業は困難に直面 している。判決書が 整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初		しかしながら、収集		
している。判決書が 整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初		作業は困難に直面		情報収集活動を実
整理されていない ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初		している。判決書が		施した(2012 年 1
ことや、既存の判決 書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初				
書の有用性の問題 (ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初				
(ラオスでは「法解 釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初				
釈」は判決書に記載 されていない)があ るため、収集は当初				
されていない)があるため、収集は当初				
るため、収集は当初				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
は集まっていない。		//// - /		

) -m = \ _ +t = \	++	24.)			++ ~!- // // // //
法理論の基礎	● 基礎的な法理		基礎的な法理論に	•	基礎的な法理論に
的な研究	ついては各種の		ついては各種のプ		ついては各種のプ
	ロジェクト活!		ロジェクト活動		ロジェクト活動
	通して研究する	る機	(JICA-Net や短		(JICA - Net や短
	会を得た。		期専門家派遣、本邦		期専門家派遣、本邦
	教材の執筆分表	担が	研修)を通して研究		研修)を通して研究
	決定されて以降	¥,	する機会を得た。		する機会を得た。
	れまでに個別の	のサ			
	ブミーティン	グが			
	8 回実施され、	てい			
	る。				
法理論に基づ	• 実務の状況に	かか・	実務の状況にかか	•	実務の状況にかか
く実務問題分	るレビューは	実施	るレビューは実施		るレビューは実施
析	されてきた。		されてきた。		されてきた。
	• 法理論に基づ	く裁 •	法理論に基づく裁	•	法理論に基づく裁
	判例等の実務。	上の	判例等の実務上の		判例等の実務上の
	問題分析は、今	後取	問題分析は、今後取		問題分析は、今後取
	り組むべき課題	題で	り組むべき課題で		り組むべき課題で
	ある。		ある。		ある。
モデル教材の	モデル教材の	執筆 •	モデル教材の執筆	•	モデル教材の執筆
作成	が 2012 年 3 月	より	が 2012 年 4 月頃よ		が 2012 年 5 月頃よ
	開始された。		り開始された。		り開始された。
	• 事例問題集の	ドラ・	民訴チャートは完	•	刑訴チャートは完
	フトは終了し'	てお	成している。今後改		成している。今後改
	り、現在印刷を	進め	正法に沿って改訂		正法に沿って改訂
	る段階にある。		を行う予定。		を行う予定。
情報収集及び	• 2011年8月に	南部・	情報収集のための	•	情報収集のための
関係機関との	サワンナケー	トで	調査及びワークシ		調査及びワークシ
意見交換	実務家等との	ワー	ョップを北部、南部		ョップを北部、南部
	クショップを	実施	において実施した。		において実施した。
	した。そこで問	題集 •	民訴チャートにか	•	刑訴チャートにか
	に関する意見、	や地	かる普及ワークシ		かる普及ワークシ
	方の実情に関	する	ョップ(2012 年 7		ョップ(2012 年 7
	ヒアリングを	行っ	月)を通して情報収		月)や実務家からの
	た。		集を行なった。		ヒアリングワーク
	• 南部及び北部	法科 •	タイへのスタディ		ショップ(2011 年
	大学所属の SW	Gメ	ツアーをラオス側		11 月) を通して情
	ンバーにより、	活動	の C/P のみで実施		報収集を行なった。
	報告会が複数し	回実	した。タイではタマ	•	タイへのスタディ
	施された。		サート大、裁判所を		ツアーをラオス側

• 参考書籍としてタ	訪問するとともに、	の C/P のみで実施
イの民事法の書籍	意見交換、書籍購入	した。タイではタマ
を購入した。	を行った(2012年3	サート大、裁判所を
	月)。	訪問するとともに、
		意見交換、書籍購入
		を行った(2012年2
		月)。

注:モデル教材とは、既に本プロジェクトで作成された民法事例問題集、民事訴訟、刑事訴訟手続きチャート、 及び今後作成予定の新しいテキストブック(民法・民事訴訟法・刑事訴訟法)の総称を指す。

(2) 達成状況

成果1はこれまで順調に進捗している。

モデル教材の主たる作成物となるテキストブックは、各 SWG によって 2012 年 3-4 月から執筆が開始された。また、モデル教材の一部である民事訴訟チャート、刑事訴訟チャートは既に完成し、関係機関への配布がなされている。民法事例問題集についても、既に作成されており、近々に印刷される予定である。

成果1についても、成果達成に向けて着実な進捗を見せている。プロジェクト前半の2年間では、ラオスに必要とされるモデル教材のコンセプト・ターゲットについて検討を行った上で、民法については事例問題集を作成(現在印刷作業中)し、民事訴訟法・刑事訴訟法については、手続きの流れ及びその根拠条文を明確にするためのチャートが作成された。これらの成果については、今まで法律の条文そのものをテキスト、実務マニュアルとしていたラオスの法学教育及びその他実務の現状から比較し、大きな進歩といえる。また、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、2012年7月の国会にて改正法が承認され、今後チャートの改訂が求められるところではあるが、チャート作成作業をラオス側が主体となって、時間をかけて執筆を行ってきたところ、今後早期にラオス側のイニシアティブのもと、改訂がなされることが期待される。またプロジェクト後半2年間では、各SWGにおいて、テキストブックを作成していくことを予定しており、現在既に策定した執筆計画(スケジュール、目次、執筆分担)をもとに作業を開始しているところである。

成果1にかかる評価指標では、「モデル教材に以下の内容が含まれている」とし、以下7項目を挙げている。

- 1) 実際の事例や裁判例等の具体的なケースが、条文及び法理論に関連付けられて分析されている。
- 2) 不明確な条文について、その適用される場合が分析されている。
- 3) 不明確な適用した場合にどうなるかが明確でない条文について、その適用された結果がどうなるかが分析されている。
- 4) 関連する条文同士の関連性が分析されている。
- 5) 適切に適用できる条文がない(法律が実務に追い付いていない)場合について、分析がなされている。
- 6) 実務家向けに、正確な手続の説明がある。
- 7) モデル教材開発過程で得られた教訓がまとめられている。 これら内容は全て今後執筆を進めていく「テキストブック」に反映されることが想定されて

いるものであるため、指標達成はテキストブックが完成もしくはある程度進んだ段階で検証されることとなる。ただし、このうち 6) は民事訴訟チャート、刑事訴訟チャートの作成によって、順調な進捗を見せていると判断できる。また、7) の教訓とりまとめについても、全てのプロジェクト会合・活動について記録が取られていること、及び毎年 3 月に年間活動を検証する会合が開催されていることなどから、教訓の取りまとめは概ね着実に進んでいるといえる。

2-2-3 成果 2

成果 2: ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員に対し、「モデル 教材(ハンドブック)」の活用方法が共有され、内容が普及される。

(1)活動実績

成果 2 の普及活動については、これまで民事訴訟チャート・刑事訴訟のチャート普及ワークショップが 2012 年 5 月から 7 月にかけて実施された。

(2) 達成状況

成果2は概ね順調に進捗している。

モデル教材のうち、民事訴訟チャート及び刑事訴訟チャートについて、普及ワークショップが 2012 年 5-7 月にかけて実施されており、チャート内容の普及が行われた。ただし、民法の事例問題集については印刷が当初予定よりも遅れたため、普及活動はまだ実施されていない。

成果2にかかる評価指標は以下のとおりである。

- 1) モデル教材が発行され、法務・司法関係機関、法学教育及び所属職員・教員に配布されている。
- 2) 法務・司法関係機関、法学教育及び所属職員・教員向けに、モデル教材の内容及び活用方法の共有及び普及を目的としたワークショップやセミナーが開催されている。

民事訴訟チャート及び刑事訴訟チャートの各 6,000 部が法務・司法関係機関(司法省、裁判所、 検察)、法学教育機関(ラオス国立大学、北部・南部・中部法科大学)の職員・教員、学生等に 配布された。また、配布と合わせて北部 (ルアンプラバン、ウドムサイ)、中部 (ヴィエンチャン)、南部 (サバナケット、チャンパサック) において、チャートの普及ワークショップを開催 し、上述の関係者に加えて、警察や弁護士団体も招聘するなどして、広範な対象者に対して普及を行った。

2-3 プロジェクト目標及び上位目標の達成見込み

2-3-1 プロジェクト目標の達成の見込み

プロジェクト目標: ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法について、理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的能力を開発する。

プロジェクトは目標の達成に向けて概ね順調に進捗している。

プロジェクトは対象 4 機関による、それぞれの専門性を活かした効果的な実施体制のもと、精力的な活動を続けており、C/P は法理論と実務にかかる分析能力及び実務への活用能力を身につけ始めている。

プロジェクト目標にかかる指標の進捗状況は以下のとおりである。

指標1:法務・司法関連機関及び法学教育機関の職員・教員が、モデル教材を利用できる環境 にある。

- 民事、刑事訴訟手続きチャートが関係機関(司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学、北部・中部・南部法科大学、警察、弁護士会)に配布され、幅広く普及されている。一方で民法事例問題集については、当初予定より確定・配布が遅れているため、今後速やかに印刷・配布されることが求められる。
- 一方、指標が示す「モデル教材を利用できる環境(場)」を更に広げていくためには、 今後、教材の印刷及び配布の方法、資金の確保などについて検討することが必要である。

指標 2: 法務・司法関連機関及び法学教育機関の講義や研修、又は実務において、モデル教材が活用された例がある。

- 教育機関: ラオス国立大学及び法科大学の講義においてチャートが活用されていること、学生の訴訟手続きの理解がより深まっていることが確認された。
- 研修機関:民事、刑事訴訟改正法に合わせた改訂版チャートが、今後法務・司法関連機関職員への研修で活用されることが期待される。
- 実務機関:一部活用されているが、チャートを活用することで、訴訟手続きの実務が 全国的に統一されることが期待されている。
- 両チャートは法手順がフローチャートとして示されており、且つ一覧性があることから、使い勝手の良さ、理解し易さの点において関係者からの評判が高い。今後の改正チャートの作成や解説書作成においても、ターゲットの別に合わせながら、このような観点を取り込むことも重要となろう。

指標3:理論と実務の体系的な考察というコンセプトを理解している法務・司法関連機関及び 法学教育機関の職員・教員の数が増加する。

- 聞き取り調査において、SWGメンバーが自己の能力強化の進捗について、以下の認識を有していることが分かった。総じて、SWGメンバーの多くは、自身の能力が向上してきていると自己評価している。具体的には、以下のような自己評価が確認された。
 - ♣ 条文の意味・背景をより深く理解できるようになった。
 - ♣ 条文及び条文間の関係や問題点を認識できるようになった。
 - → 法に関する研究方法・能力が向上した。
 - ▲ 他国の例についての情報が増え、自らが行なう研修/講義の質が向上した。
 - ▲ 会議の開催、進行、調整、業務の進め方など、マネジメント能力が向上した。
 - ▲ 他機関との協調・調整能力が向上した。
 - ▲ 文章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。
- また、今後、発現が期待される一例として、警察内部での刑事訴訟法チャートにかか

るワークショップ開催の動きが挙げられる。この度の刑事訴訟チャート普及ワークショップを契機として、同チャートの有用性が警察で強く認識されたため、現在、警察自らが組織内でチャート説明に関するワークショップ開催を検討している。今後、チャートの有効利用が進むことで、警察の捜査方法等が改善することも期待できる。

2-3-2 上位目標の達成見込み

上位目標: ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員が、ラオス 法の理論と実務の体系的な分析を踏まえた法理論研究を発展させ、法理論に基づいた実務の 改善に取り組む能力を向上する。

本プロジェクトでは、プロジェクト目標において「基礎的能力の開発」を目指し、上位目標において、その一段階上の能力レベルである「法理論研究の改善と実務への改善能力」を目指すプロジェクト構成となっている。つまりプロジェクト目標が達成されたのちに、ラオス側の継続的な努力によって達成される目標内容が設定されている。

上位目標の目指すレベルは高いものの、これまでのプロジェクト目標に向けた進捗が概ね順調であり、関係者の法に対する理解や分析能力も向上している事実から判断すると、上位目標が達成される見込みはあると予想できる。

2-4 実施プロセスの評価

(1) プロジェクトの共同実施状況について

プロジェクトは、ラオス側実施機関と日本人専門家が、協力に向けて継続的かつ献身的な努力を重ねることにより、適切に運営されている。また、コンピューター、通信機材などといった資材の投入も、グループ内のコミュニケーションを容易にしている。さらに、高官が個々の活動にも一定の関与をしている。4つの実施機関は、毎年交代で議長/調整機関となり、その役割を果たしている。加えて、実施機関の高官と日本人専門家が相互の信頼の上に立って率直な意見交換をしている。2012年に実施されたJCCメンバーの訪日も相互の理解を促進した。関係当事者間の円滑な意思疎通はプロジェクトの適切な実行に貢献している。

(2) 実施のための体制づくりについて

プロジェクトの実施のため、実施機関とJICAは、JCCとMCという2層からなるプロジェクト運営のための体制、そして、SWGとLUという実施のための体制を構築した。JCC及びMCの会合は定期的に実施されており、これが適切な運営につながっている。SWGによる会合は、ヴィエンチャンにおける定期的な会合、Skypeによる会合やリトリートなど様々な形態で行われており、その結果、より多くのメンバーの参加が可能となっている。LUのメンバーは、JCC会合、MC会合及びSWG会合の準備と調整のために機能している。こうしたよく組織された実施体制により、プロジェクトの活動は円滑かつ効果的に実施されている。

(3) 協力の重要性について

実施機関間の協力がラオスにおける実務、研修、教育の改善にとって不可欠なものであることが確認されている。プロジェクト開始前には、法律と実務との間の不一致、実務と教育との

間の不調和、不安的な法の適用・実施が見られた。こうした問題は解決に向けて取り組むべき 課題と認識され、SWGメンバーは、プロジェクトにおける協力を通じて、こうした課題に取り 組む能力を身につけてきた。また、4機関からなるメンバーは、他のメンバーの知識や経験を共 有し、意見交換を重ねてきた。こうした実施段階における協力を通じて、実務や研修、教育が 改善され、プロジェクト目標が達成されることが期待される。

(4) 人材育成のために必要な時間について

プロジェクトの目標となっている人材育成は時間を要するものであり、成果物(教材の数)が少ないことをもって過小評価されるべきではない。教材の作成・普及を目的とする他の国際協力プロジェクトと比較した場合、一見、要した時間に比して、生産性が低いようにも見える。しかし、本プロジェクトは、人的・組織的な能力向上を狙いとするのであって、教材を増やすことを目指すものではない。議論を重ね、繰り返し教材を検討することは人材育成のため不可欠である。成果物が少ないとはいえ、プロジェクトは正しい方向に進んでいる。

2-5 プロジェクト活動の修正

本プロジェクトでは、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法のモデル教材作成を通じて、ラオス側 C/P の能力向上を図ることをプロジェクト目標としている。一方、ラオスでは 2015 年 6 月までに民法典草案を国会に上程することが決まり、本プロジェクトに対し、民法典の起草にかかる支援がラオス司法省より打診された。これを踏まえ、日本側で検討を行った上で、本調査において、民法モデル教材の作成過程そのものが、民法典起草にも有益な情報をインプットできるという認識のもと、本プロジェクトの枠組み及び人材育成の一環として、民法典起草にかかる支援を行っていくことをラオス側、日本側で合意した。具体的には、ラオス民法典起草テクニカル WG が本プロジェクトの民法 SWG に参加する形で、プロジェクト活動に民法典起草活動を組み込み、民法 SWG において、モデル教材の作成、民法典起草作業を進めていくことを合意した。

2-6 評価結果

2-6-1 妥当性

(1) ラオス政府の政策との整合性

ラオス国の中心的な国家開発政策である第7次国家社会経済開発計画(2011-2015年)において、「法の統治の尊重」が主たる7つの戦略的指向の中で挙げられている。また、同計画における個別の戦略においては、「法・司法分野の質の改善」ならびに「質の高い法律家の人員増大」が謳われている。

また、ラオス国の法セクターにおける中心的な政策枠組みとして位置づけられる、リーガル・セクター・マスター・プラン(LSMP)では、取り組むべき主たる課題として、①法制度整備、②法・司法関係機関の組織能力強化、③法・司法関係機関職員の人材育成、④法令データベース・情報発信の強化及び市民の参加、⑤基本的インフラ整備が掲げられている。本プロジェクトは、このうち②及び③に直接資するものであり、また①にも影響を与える内容である。

以上から、本プロジェクトはラオス国の政策に整合していると判断できる。

(2) 開発ニーズとの整合性

ラオスは民法典起草を始め、2015年までに約90の法律制定・改正を予定しており、立法実務の改善に資する人材育成は不可欠である。また、同国には伝統的な村内部での紛争解決の仕組みもあるものの、一方で、刑事事件はもとより、裁判所に持ち込まれる民事事件も多数あり、社会の制度的基盤を支える法務・司法分野における質の高い人材確保及びそのための人材育成のニーズは高い。

また、各法務・司法機関(司法省、裁判所、検察院)や、国立大学、司法省が所管する法科 大学において、研修、法学教育が行われているが、教材は乏しく、授業の質も決して高いとは 言えない状況である。そのため、教材の作成を通じて研修・教育の質を向上させることは喫緊 の課題である。

以上から、本プロジェクトはラオス国の法セクターにおける開発ニーズに整合していると評価できる。

(3) 国別援助方針との整合性

日本国対ラオス人民民主共和国国別援助方針(2012年4月)において、行財政能力強化と並び法制度整備などのガバナンス面の必要性に留意することが掲げられている。また、2008年1月の第13回海外経済協力会議において策定された法制度整備支援基本方針において、ラオスは支援重点国の一つとされている。

以上から、本プロジェクトは国別援助計画及び援助方針に整合している。

(4) ターゲットグループ選定の適切性

本プロジェクトでは4つの組織が直接的にプロジェクトに参加する体制を敷いている。4つの組織のうち、裁判所や検察院は実務について詳しく、一方、大学や法科大学は、比較的学問的な見地から適切な意見を述べることが見られるなど、4機関が一つのSWGを構成してプロジェクト活動を展開できることの効果は大きく、本ターゲットグループの選定並びに4機関から成るプロジェクトの実施体制は適切と考えられる。

(5) プロジェクトのアプローチの適切性

本プロジェクトの主眼は人材育成であり、条文の意味や趣旨、関連条文間の関係等を検討し、実務を踏まえながら適切な法の運用を考えるようになることを重視している。そのため、無理に時間を急くことなく、ラオス側のオーナーシップを重視した議論や運営方法、研究のプロセスを取っている。これは、例えば起草支援などの場合、特定の項目や条文に関する技術的な検討に活動が偏ってしまう傾向があることに比較すると、人材育成のためのアプローチとしてはより適切と判断できる。

2-6-2 有効性(予測)

(1) プロジェクト目標及び成果の達成度

本プロジェクトの目標「ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、 ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法について、理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法 学教育・研修・実務に活用する基礎的能力を開発する」については、本中間レビュー時点まで、 達成に向けて概ね順調に進捗しており、達成の見込みは高い。 成果についても成果0から成果2に至るまで、概ね順調に進捗しているが、唯一成果2の民法分野については、民法事例問題集の印刷遅延などを要因として、未だ普及ワークショップが実施されておらず、進捗が若干遅れている。

(2) 外部条件の充足

外部条件のうち、「ワーキング・グループメンバーの大幅な異動がない」及び「ワーキング・グループの本案件以外のワークロードが増えない」の二つの項目について、充足されていない傾向が見られる。プロジェクトの継続そのものに影響を与えるまでの状況には至っていないが、プロジェクト活動の効果的な運営に向けて克服すべき課題となっている(プロジェクト活動の阻害要因として後述)。

(3) プロジェクト目標・成果達成にかかる貢献要因

これまでの順調なプロジェクト進捗に対して、以下の点が特筆すべき貢献要因として挙げられる。

(対象4機関の良好な協力関係)

LU をはじめ、プロジェクトオフィス及びプロジェクトに参加する関係者自らの調整努力によって、対象 4 機関が良好な協力関係を維持している。4 機関による実施体制は、それぞれの機関が有する専門性や経験を相互に分かち合える場となっており、法理論と実務に関する基礎的能力の開発にあたって、非常に効果的な活動環境となっている。

(対象4機関の幹部層におけるプロジェクトへの理解)

対象 4 機関の幹部層が本プロジェクトの有効性を高く評価している。その理解が、C/P に有能な職員が配置されている要因のひとつと考えられる。また同時に、プロジェクトに参加する職員の高いコミットメントを促す要因にもなっていると推測できる。

(アドバイザリー・グループによる支援)

有識者から成るアドバイザリー・グループが日本に設置されており、適宜 JICA-Net セミナー や本邦研修、短期専門家としての派遣を通して、有効な提言や指導が行われており、C/P の能力 向上に大きく寄与している。

(本邦研修の実施)

本邦研修では、日本の事例紹介や日本における研修教材作成の方法や種類についての説明・意見交換、裁判所や法科大学院など関連施設への訪問等が行なわれた。かかる情報は、C/Pがラオスの法理論や実務を研究、改善するうえで有効な知見となっている。

(4) プロジェクト目標・成果達成にかかる阻害要因

(SWGメンバーの交代及び欠席)

組織内の人事異動や留学などのためにSWGメンバーの交代が度々生じている。そのため、SWGメンバーへの技術移転やグループとして作成している教材開発など、一貫性が要求される活動に影響を与えている。

また、本来業務とプロジェクト活動の両立に苦労しているメンバーも居り、SWG会合を欠席するケースも見られる。今後、教材開発などの執筆作業が進むにつれて、業務量が増大していくことが予測されるため、今後更に両立することが困難となる可能性もある。

2-6-3 効率性

(1) 人的投入

【日本側投入】

対象とする民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の助言にあたる長期専門家と業務調整/援助協調の人員構成によって円滑にプロジェクト運営がなされてきた。また、協力の更なる充実を図るために短期専門家を派遣し、更に日本では大学や法務省、実務家から成るアドバイザリー・グループを設置するなど、重層的な人員投入を行なっており、これまでの成果達成に貢献してきた。総じて、効果的かつ効率的な人的投入が行なわれてきたと評価できる。

【ラオス側投入】

ラオス側は司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学から C/P 人員を投入している。人選にあたってラオス側は、有能且つ将来ラオスにおいて法・司法及び教育機関で活躍しうる人材を選抜しており、プロジェクトの円滑な実施及びプロジェクト実施の効用を高めることに寄与している。例えば、この度、本プロジェクトの民法 SWG メンバーのうち多数が、ラオス政府が選抜した民法典起草テクニカル WG のメンバーに選ばれている事実は、投入された人員の適切性、有能さを示すものといえる。また、このような人的投入が、後述する民事訴訟法や刑事訴訟法の改正法にも影響を与えることが出来た背景ともいえるであろう。

他方、有効性の阻害要因として記したように、SWGの人員交代はラオス側投入における最も 改善が期待される課題である。出来うる限り人員交代が生じないようにすることや、仮に交代 が避けられないときには迅速な人員交代を可能とするよう、ラオス側の改善が望まれる。

(2) 物的投入

物的投入はコンピューターなど、プロジェクト活動に必要な最低限の資機材に絞られており、 適正と考えられる。

(3) 予算

本プロジェクトにおいては、予算額及び予算支出のタイミングに起因する問題は生じていない。

(4) 本邦研修

投入実績及び有効性の貢献要因の項に上述したとおり、SWG メンバーに対して本邦研修が実施されており、高い効果をあげている。また、対象機関の幹部層を対象とした高官訪日も行なわれ、参加した幹部同士のコミュニケーションや協力関係が更に強化される効果がみられた。

2-6-4 インパクト (予測)

これまでのプロジェクト活動を通して、以下のインパクトの発現が見られる。

• 改正民事訴訟法及び刑事訴訟法に対するインプット

2012年6月及び7月の民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正にあたり、プロジェクトの C/P の一部が改正作業に中心的に携わった。改正法では、プロジェクト活動を通して得られた情報や法の考え方などが適宜取り入れられている。

例えば、民事訴訟法においては、SWG活動で研究論点としてきた「証拠の提出方法」や「訴えの三類型」、「送達の方法」などが、改正法に反映されていると考えられる(ただし、承認を経た最終版の改正法がまだ確認できていないため、上記はプロジェクト関係者からの聞き取りによる情報に基づく)。

国会審議における民事訴訟法・刑事訴訟法チャートの利用

改正民事訴訟法及び刑事訴訟法の国会審議において、本プロジェクトが作成したチャートが 国会議員に使用された。このチャートが審議の促進に間接的に貢献したものと考えられる。

2-6-5 自立発展性(見込み)

(1) 政策面

ラオスでは 2015 年の民法典起草をはじめ、多数の法律制定・改正が今後予定されており、立 法実務の改善に資する人材育成は不可欠である。また、法律制定・改正のみならず、実務の改 善も必要であり、今後もリーガルセクターマスター・プランの目標年である 2015 年以降におい ても、政策的な重要性は維持される可能性が高いと考えられる。

(2) 組織面

対象 4 機関はそれぞれ独自の研修機関を有しており、所属する職員に対して定期的な研修を 実施している。使用する教材やカリキュラムなどのソフト面において改善の必要はあるものの、 継続的な人材育成活動を行なうための組織的な構成そのものは整備されていると判断できる。

なお、検察研究研修所の例では、年間研修計画に基づき、毎年 200 人程度の研修を実施している。

対象	新人	5-6 年目(クラ	部長 (クラス)	その他*		
		ス)				
研修期間	3 か月間	1 か月半	15 日間	30-45 日間		
人数		年間約 200 人				

表 6. 検察研究研修所における年間研修の概要

注:その他とは、勤務態度や思想などの再教育が必要とされる人々が対象。

加えて、現在ラオスでは各司法関係機関に属する個別の研修機関に代わり、統一の司法研修機関を設立する構想もある。現時点ではあくまでも構想に過ぎないが、今後、計画が進展した場合には、自立発展性にも何らかの影響が生じることが予想される。

(3) 技術面

本プロジェクトが技術移転する内容は、法律に関する深い思考能力及び分析能力であり、日進月歩で革新する分野の技術そのものではない。つまり、本プロジェクトによって、高い能力を得ることが出来れば、プロジェクト終了後もその能力は基本的に関係者個々の努力によって維持、発展できるものである。この観点において、技術面での自立発展性は担保される可能性が高いといえる。

(4) 財務面

財務面の自立発展性については、今後如何なる方法を以て、対象 4 機関が研修や普及活動を 行うかに拠るものであり、中間レビュー時点において自立発展性の見込みを評価することは難 しい。

第3章 今後の計画への提言

3-1 WGの活動参加

WGの運営上の課題として、①SWGメンバーの異動・留学等による交代、長期離脱、また交代時に迅速に後任メンバーが配置されない、②多忙により会合に参加できないケース(参加率、業務負荷)、といった点が挙げられる。

この点に関し、本調査では、今後モデル教材の作成が本格化していくことから、①ラオス側においてメンバーの業務量を最大限に配慮すること、②メンバー交代時には切れ目なく迅速に交代要員を配置すること、③メンバーがプロジェクト活動により専念できるよう、活動状況を正確に評価し、メンバーの上司、同僚の協力を得られるように配慮することが喫緊の課題である、との認識をラオス側高官レベルと合意した。

3-2 成果品の編纂・承認方法

民法事例問題集の編纂・印刷作業が当初予定より遅れたため、今後のモデルハンドブック作成にあたっては、第二回 JCC 会合(2011年12月)において確認された承認プロセスに基づき、円滑に編纂・印刷作業を行う必要があることをラオス側と合意した。

3-3 プロジェクト成果の普及

本調査を通じ、SWG メンバーが、自身の所属組織において、プロジェクト活動に関する情報を同僚と共有していることが確認された。しかしながら、今後更に、プロジェクトで得た研究成果、教訓をプロジェクトメンバー以外と積極的に共有することで、SWG メンバーだけでなく、ラオスの法務・司法関係職員の能力向上を図っていくことが期待される。

3-4 プロジェクト活動の連絡調整

LU とプロジェクト事務所との業務分担が明確化され、LU によるラオス実施機関の調整は概ね 有効に機能している。しかしながら、プロジェクト終了後の自立発展性の観点からも、今後更に、 LU がプロジェクト事務所の支援なしに、積極的に調整機能を果たしていくことが期待される。

3-5 通訳·翻訳

本プロジェクトの効果的な実施にあたっては、法律用語に精通した高いレベルの通訳・翻訳が必要とされる。しかしながら、現状においては、本プロジェクトに対応可能な通訳は極めて限定的であり、今後、ラオス側において、法律用語の概念を明確にしていく等、改善に向けて努力していくことが期待される。

第4章 調査団所感

4-1 団長所感

- (1) 本プロジェクトは、法学教育機関と実務機関を広く巻き込んで、実務を踏まえた法理論を発展させ、それを実務者及び教育関係者にフィードバックし、法理論に基づいた教育や実務を向上させることを目的としている。この目的のため、(1) 司法省(法科大学を含む)、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の職員・教員による WG が形成、運営されること、(2) 民法、民事訴訟法、刑事訴訟法についてラオスの法理論と実務上の問題を体系的に分析し、「モデル教材」が作成されること、(3) ラオスの法学教育機関及び実務機関において「モデル教材」の基礎的な活用方法が共有され、普及されること、を目指した活動を行っている。
- (2) 今次調査においては、プロジェクト開始から2年が経過した段階で、おおむね活動は順調に進捗し、プロジェクト前半においていくつかの目に見える成果が表れていることが確認できた。例えば、プロジェクトで作成された民事訴訟、刑事訴訟手続のチャートは、各6,000部印刷され、全国の司法機関、教育機関等に配布され、実務、教育で活用されているほか、民事訴訟法、刑事訴訟法改正の国会審議において、国会議員からも参考資料として活用された。また、民事訴訟、刑事訴訟手続のチャート、民法事例研究の作成作業に参加した大学教員からは、実務家との共同作業により訴訟実務が初めて理解できるようになり、実務を意識した条文の意味を教えることができるようになった、といった評価が聞かれている。
- (3) 本プロジェクトは、現時点のプロジェクトの進捗からは、2014 年 6 月のプロジェクト終了時までにプロジェクト目標を達成する見込みが高いと判断されるが、プロジェクト目標達成のためには、ラオス側の一層のコミットメントが求められる。特に、人事異動、留学、業務多忙等により、WGのメンバーがしばしば交代してしまう問題があり、能力向上というプロジェクトの目標達成の阻害要因となることが懸念される。この点については、WGのメンバーが活動に参加しやすい環境を整えるよう、ラオス側に対して提言を行った。
- (4) また、ラオスでは、2015年6月までに民法典法案を国会に提出することが計画されており、本プロジェクトに対しても、支援要請が表明された。調査団は、キャパシティ・ディベロップメントという本プロジェクトの枠組の中で、ラオスの文化社会的要素に合致した民法典の起草に協力することをプロジェクトの活動に含めることでラオス側と合意した。
- (5) なお、今後の支援の方向性について、ラオス側から民法典の起草・普及、法律人材育成に対する支援の希望が寄せられた。法・司法関係機関の組織能力強化、人材育成には息の長い取組みが求められるところ、本プロジェクト終了後も、本プロジェクトの成果を発展させ、法・司法分野の支援を展開していくことが適当であると思料する。

4-2 法整備支援団員所感

(1)4機関を巻き込んだ枠組みの適切性

まず指摘したいのは、関係 4 機関の協働活動を根幹とした本プロジェクトのデザインが、本プロジェクトの目的を達成する上で極めて適切であったことである。

本プロジェクトの形成過程で、ラオスの法律・司法に関する実務や研修・教育における重大な問題として指摘されていたのは以下のような点である。①法律・司法に関係する機関相互間において、ある制度(条文)の理解が機関ごとに異なっており、そうした異なる理解のもとで統一的ではない実務・研修・教育がバラバラに実施されていた。②実務家は自らの実務以外には関心を示さず、理論を顧みることがなかった一方、研究者は理論面のみに囚われ、実務がどのように行われているかを検討することがなかった。③法学教育では(卒業生の多くが実務家になるにもかかわらず)実務に即したプラクティカルな講義が行われることはなく、他方、実務研修では、理論を踏まえずに、これまで行われてきた実務を伝授するのみであった。さらに、④そうした実務と理論の乖離・分断が解決すべき課題として十分に認識されてこなかった。

このような問題に対し、本プロジェクトでは、実務機関、実務研修機関及び教育機関から集結した関係者が協働作業を行い、議論を重ねることによって、課題に対する「気づき」を醸成し、課題解決の方法を考えていくというアプローチを採用した。この点に関し、今回の調査では、次のような内容の聞取り結果があった。

- 起草の際には実務を知らなければならない。
- 研修・教育に当たっては実務を踏まえた講義をしなければならない。
- 実務を行う際、伝統・慣習に従っていればよいのではなく、法律に則って行う必要がある。
- 人によって理解が違うことは不適切であり、理解を共通化する必要がある。

上記は、いずれもごくごく基本的な部分の「気づき」ではあるが、こういった基本的な点に関する「気づき」こそがポイントだったのであり、この点への「気づき」さえあれば、課題を自立的に改善していく道筋が見えてこよう。こうした「気づき」の醸成に当たって、本プロジェクトが採用したアプローチは極めて効果的であったと言えよう。

(2)4機関を巻き込んだ枠組みの運用の工夫

上記(1)のアプローチは、関係 4 機関を相手とするプロジェクト運営を必要とするため、運営上の大きな負担を覚悟しなければならなかったが、次のような工夫によって、効率的な運営が図られた。この点も、今回の調査で確認できた重要なポイントであり、類似のプロジェクトの参考となるものと思料する。

まず、本プロジェクトは、その設計にあたり、関係 4 機関の公平性に十分な配慮を行った。 具体的には、プロジェクト・ダイレクター(JCC 議長)やプロジェクト・マネージャー(MC 議 長)を関係 4 機関の代表者の持ち回りとすることにより、特定の機関のみが中心となって他の 機関はそれに協力するという形態を避けた。こうした前例のない運営方法には、当初、関係者 の中に慎重な意見もあったが、本プロジェクトに先駆けて実施された「ラオス法整備支援プロ ジェクト」(2003 年 - 2007 年)(以下「前プロジェクト」という。)において、関係機関の間に 「中心的機関」と「協力機関」といった認識が醸成されてしまった教訓を受け、すべての機関 のコミットメントを維持するために、運営上の負担を覚悟の上で、「持ち回りダイレクター・マ ネージャー」制度を採用した。結果として、この前例のないチャレンジは、関係 4 機関のコミットメントの維持と発展に大きく貢献し、関係 4 機関間の不公平性の除去に大きく寄与した。

また、各サブ WG のメンバーを関係 4 機関から偏りなく選任したこと(なお、MOJ に関しては傘下の法科大学の教員をメンバーに含める必要があったため、他の機関よりもメンバーの数自体は多くなっている)、LU メンバーを関係 4 機関から選任し連絡調整の業務を行っていることなども、プロジェクトの偏頗性のない運営の貢献要因となっている。

もちろん、このような負担のかかる運営が成功するためには人的な要素が影響することは考慮されなければならない。本プロジェクトにおいても、関係 4 機関から選任された JCC メンバーや MC メンバー、そして SWG リーダー・サブリーダーに適切な人物を得たことは、複雑なプロジェクト運営を支えた重要な要素である。また、献身的な姿勢で業務を遂行する意志を持った LU メンバーの努力があり、さらに、強調されなければならない点として、長期専門家がプロジェクト関係者を適切にファシリテートしたからこそ、適切な運営がなされているのである。こうした関係者の努力に対しては、ここで十分に敬意を表したい。

ただし、このような要因は偶然だけの作用ではなく、他案件にも参考になる教訓として重要なのは、プロジェクト形成段階、そしてプロジェクト実施期間中も、関係者間で認識の共有を図り、共通目標の設定を怠らなかったからこそ、関係者全員の努力を引き出せたのである。関係者は、みな苦労することは分かっていたが、それを実行するだけの意義があることを見出したからこそ、プロジェクトの成功に向けての貢献を自ら進んで行っているのである。プロジェクト形成やモニタリングにおいてなすべきことは、こうした認識・目標の共有に尽きると言っても過言ではなく、本プロジェクトはその成功事例の一つと言うことができよう。

(3) コミットメント・オーナーシップの一層の向上

さらに、上記の取組みを通じて、関係 4 機関のコミットメント・オーナーシップがますます 高まっていることも特筆すべきこととして挙げておきたい。

前プロジェクトや案件形成段階においては、ラオス式のやり方を自らが作り出していこうとする強い姿勢はほとんど見られず、日本側の提案に対する「受け身」の姿勢が散見されていたが、今回の調査では、どういう方法がラオスに相応しいのか、自分たちがどのようにやっていきたいかをラオス側から次々と発信するようになってきている。WG活動におけるメンバー間の意見交換の活性化などはその最たる例であるし、また、改正された民事訴訟法・刑事訴訟法の普及活動などについても、自分たちの問題として、自分たちで考えていこうとする姿勢が強く打ち出されている。プロジェクト開始前・開始時に比べて、日本の支援がラオス側の自助努力の側面支援であることがより鮮明になってきており、まさに、地道なプロジェクト活動(運営面も含めて)の成果が発現していると言えよう。もちろん、これも長期専門家の適切なファシリテートの賜物であることも強調されるべきである。

なお、WG メンバーが能動的にプロジェクト活動に参加するためには、彼ら彼女らの上司に当たる関係 4 機関の上層部の本プロジェクトに対する理解と評価が不可欠であり、本プロジェクトが、案件形成段階から実施に至るまで、事あるごとに上層部の理解と評価を求めてきたことも、他案件への教訓となろう。加えて、本プロジェクトの実施を通じ、関係 4 機関の上層部が本プロジェクトの意義を更に深く理解し、上層部からの成果に対する評価を獲得することによって、WG メンバーのプロジェクト活動への参加がより容易となり、能動性を増していくと

いった好循環が生じている。こうした好循環を維持すべく、引き続き、上層部へのアピールを 行い、上層部からの評価を獲得できる機会の創出に努める必要があろう。

(4) キャパシティ・ディベロップメントについて

本プロジェクトの目標であるキャパシティ・ディベロップメントの達成状況に関しては、本報告書の他の部分で繰り返し述べられているところであるが、ここでは 3 点ほど留意点をあげておきたい。

まず、WG メンバーのキャパシティの向上は、法律・司法関係者に要求される専門的な知見・能力の面に留まらず、マネジメントの面でも顕著に見られるが、これも本プロジェクトにおける本質的な内容として評価されるべきである。今回の調査において、関係者からよく聞かれたのが、WG メンバーの業務全般に関する運営管理能力・遂行能力が向上したという点である。具体的には、業務を遂行するに当たり、従前は考えなかった計画・手順を考えるようになり、業務の進捗確認や評価も行うようになったこと、プロジェクト外の業務でも文書作成能力やリサーチ能力、説明・プレゼン能力が高まったこと、などである。こうした能力は、法律・司法関係者の専門能力ではないが、それを支える重要な要素であり、本プロジェクト開始前に改善が必要と考えられた部分でもある。本プロジェクトは、法律・司法関係者に必要とされる専門的能力及び基礎的能力の向上を達成しつつあり、後者もキャパシティの向上として評価する必要がある。

次に、言うまでもないことであるが、キャパシティ・ディベロップメントには時間を要する。本プロジェクトに関し、目に見える成果物という観点からは、プロジェクト開始後2年経って、民法に関しては、民法事例集の草案の完成(承認待ちの状態)、民事訴訟法・刑事訴訟法に関しては、両法それぞれの手続チャートの完成という成果しか出ていないように見える。しかし、本プロジェクトで重要なのは、成果物を作るプロセスにおいて、WGメンバーが協働作業・意見交換を通じそれぞれのキャパシティを向上させ、それが組織としてのキャパシティの向上につながっていく、という点である。協働作業や意見交換のプロセスには時間がかかることは避けられず、本プロジェクトは時間がかかりながらも、WGメンバーのキャパシティの向上に関しては着実な成果をあげている。キャパシティの向上のためには、成果物の完成という目に見える成果の発現のみを急いではならないのであって、ラオス側の取組みを時間をかけてサポートしていくという姿勢を失ってはならない。

他方、確かに個人のキャパシティの向上という面では成果が出ているものの、これをどのように組織としての能力向上につなげていくかは大きな課題である。プロジェクトの成果は属人的なものであってはならず、本プロジェクトにおいても、上位目標の達成のためには、関係 4 機関の組織としての能力の向上が図られなければならないが、今回の調査時点では、この点のキャパシティ・ディベロップメントに関する確固たる道筋が見えたとは言いにくい状況にある。プロジェクト期間の後半では、既に予定されている組織としてのキャパシティの向上のための取組みなどを通じ、関係 4 機関がどのように組織能力の向上を継続していくことができるのかを十分に検討し、自立発展性を見据えながらプロジェクト活動を実施することが求められよう。

(5) 終了時評価に向けた指標の具体化

なお、今回の評価ではプロジェクト目標や成果の指標を十分に具体化できたとは言えないた

め、引き続きラオス側関係者とも意見交換をしながら指標の具体化を図らなければならない。 キャパシティの向上について、どのようなファクトから成果を測ることができるのか(民事訴訟法 SWG メンバーが行った自己評価なども参考になろう)、また、ラオス側関係者のキャパシティの向上に関するエピソードを集めることなどを通じて成果を「見える化」できないか(民事訴訟法 SWG リーダーソムサック氏が、本プロジェクト活動への参加を通じて得た知見を活用し、自らの講義で、チャートを使用した説明に加え法廷傍聴を行うことによって、民事手続に対する深い理解を得ようと工夫しているといったエピソードは、キャパシティの向上を示す好例と言えよう)、といった点については、継続的な検討を必要としよう。

4-3 法・司法制度団員所感

- (1) 団長所感でも指摘されているように、本プロジェクトは、おおむね順調に推移しているといえるが、その要因としては、当初のスキームどおり 4 機関の協働による WG がうまく機能していることなどに加え、長期派遣専門家が、ラオス側と良好な人間関係を築きながら、献身的にその職責を果たしている点が強調されてよいように思われる。ラオス語に堪能な業務調整担当の専門家は、日・ラオの通訳を進んで行い日・ラオ双方の意思疎通を円滑なものとしており、また、検事・弁護士の両専門家も、セミナー等において、ラオス側の理解が正確なものとなるよう、ラオス語の法律用語に注意を払っている。こうした努力がラオス側に伝わり、ラオス側の長期派遣専門家に対する信頼を強固なものとし、プロジェクトの実施をスムーズなものとしていると言える。現に今回の調査で WG メンバーからヒアリングをした際には、長期派遣専門家について、ラオス語を話すこと、一緒に車に乗り地方の普及活動に加わったこと、地方でメンバーと同じものを食べていたことなどを取り上げ、親近感を覚えるし、身近にいてくれて何でも聞ける存在だといったコメントが聞かれた。
- (2) JICA では、本プロジェクトに関連し、今年2月に実施した JCC メンバーすなわち4つの実施機関の副長官・副学長クラスの高官を本邦に招へいしたが、これが良い効果をもたらしていることがうかがわれた。これら JCC メンバーは、この招へいを機にプロジェクトの進捗への関心を益々強めており、プロジェクトを実施する上で生じる課題の解決に積極的な役割を果たすことが期待される。しかしながら、効果はそれにとどまらない。JCC メンバーは、来日した際、司法研修所を見学し、ラオスにも統一的な研修機関の設置が必要である旨話し合っていたが、今回の調査の中では、各訪問先で、統一研修機関の設置が話題に上った。こうした動きには、高官招へいの際の見学が影響を与えているものと推察される。未だ計画が具体化しているとはいえず、本プロジェクトの枠組に直ちに影響を与えるものではないが、次期プロジェクト(ないしフェーズ)を検討する際には考慮の必要があり、まずはラオス側の統一研修機関を巡る動きを注意深く見守る必要がある。
- (3) 今回の調査の中で、ラオス側の要望を受け入れる形でプロジェクトを見直し、民法典起草をこれに取り込んだが、起草専門委員が民法 SWG に加わりメンバーが倍増することになり、長期派遣専門家の負担も飛躍的に増大することが予想される。WGメンバーと長期派遣専門家の間では、モデル教材作りと民法起草を有機的に結びつけ、こうした活動の中でより一層の人材育成を進めるという共通認識ができつつある。これらの活動が相乗効果を上げること

を期待するとともに、協力機関である法務省としてもプロジェクトの円滑な実施に協力したい。

人材育成には時間がかかるが、いわば中間段階の成果物である民事訴訟・刑事訴訟の手続チャートが多方面で高い評価を受け、また、WGメンバーの仕事ぶりが改善しているとの声も、メンバー本人から、あるいは、その周囲から聞かれた。これが、メンバー及び実施機関のモチベーションを更に向上させ、プロジェクト後半における活動の加速に結びつくことを期待したい。

付属 資料

- 1. 中間レビュー調査 ミニッツ署名版(含む改訂版 PDM)
- 2. 案件開始時の PDM
- 3. 訪問先/面会者一覧
- 4. 達成度グリッド
- 5. 面談記録

THE MINUTES OF MEETINGS BETWEEN THE JAPANESE MID-TERM REVIEW TEAM AND

THE LAO AUTHORITIES CONCERNED ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT IN THE LEGAL SECTOR

The Japanese Mid-term Review Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Mr. Yoichi Shio, Director of Law and Justice Division, Industrial Development and Public Policy Department of JICA, visited the Lao People's Democratic Republic (hereinafter referred to as 'Lao PDR') from 23 July to 3 August 2012, for the purpose of the Mid-Term review of the Project of Technical Assistance for Human Resource Development in the Legal Sector (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay in Lao PDR, the Team had a series of discussions with the Lao authorities concerned (Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos; hereinafter collectively referred to as 'the Implementing Organizations') and other relevant organizations, reviewed the progress of the Project as well as the plans for the remaining period of the Project.

As a result of the discussions, the both sides came to reach a common understanding concerning the matters referred to in the document attached hereto.

Mr .Yoichi Shio

Director, Law and Justice Division, Industrial Development and Public Policy Department, JICA

Vientiane, 3 August 2012

Prof. Ket Kiettisack

Vice Minister

Ministry of Justice

Mr. Khampha Sengdara

Vice President

People's Supreme Court

Mr. Langsy Sibounheuang

Deputy Supreme People's Prosecutor

Supreme People's Prosecutor Office

Assoc. Prof. Dr. Saykhong Saynasine

Vice-President

National University of Laos

ATTACHED DOCUMENT

I. Objectives of the Mid-term Review

The objectives of the Mid-term Review are set forth below:

- 1. To review the progress of the Project activities and the prospects for achieving the Project purpose based on the Record of Discussion and the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM");
- 2. To review the Project in terms of the five evaluation criteria of Relevance, Effectiveness, Efficiency, Impact, and Sustainability;
- 3. To discuss the Project activity plans for the remaining Project term; and
- 4. To discuss the necessary revisions for PDM, if necessary.

II. Progress of the Project

Through a series of discussions, the Implementing Organizations and the Team confirmed that the Project has made a steady progress as per PDM and been producing tangible results.

The progress of the Project activities as per each output and the plan of activities for the remaining term of the Project were discussed. The major issues to be highlighted are the following.

1. Progress

(1) Output 0: Working Group composed of officials/lecturers of Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ"), People's Supreme Court (hereinafter referred to as "PSC"), Supreme People's Prosecutor Office (hereinafter referred to as "OSPP") and National University of Laos (hereinafter referred to as "NUOL") is well managed.

Output 0 has steadily progressed. It is confirmed that the Working Group composed of the Implementing Organizations is well managed as the Output expected.

The primary meetings have been held as follows:

- Joint Coordination Committee (hereinafter referred to as "JCC") meeting, twice, June 2011 and December 2011;
- Management Committee (hereinafter referred to as "MC") meetings, 17 times;
- Sub-Working Groups (hereinafter referred to as "SWGs") meetings, Civil code:

Dur por

2

63 times, Civil Procedure Code: 42 times, and Criminal Procedure Code: 36 times

The followings are major achievements in accordance with the Project activities of PDM for Output 0:

1) Management and coordination of Working Group by the Liaison Unit (hereinafter referred to as "LU") and each SWG and MC

LU composed of representatives from the Implementing Organizations holds "LU meetings" every other week for coordination. The role of LU is to send information to Working Group members in their own organization as well as to SWG members.

The coordination structure has been improved gradually since the beginning of the Project. Each SWG is now in charge of making its own working plans and reports to MC on its working progresses. MC considers counteractions for issues presented by SWGs at MC meetings.

There are, however, still some room for improvement particularly in arrangement by LU. Demarcation of roles/responsibilities between LU and the Project office already became clear, but it has not been fully functioned yet.

Although MC functioned well, sometimes information from SWGs was not shared with MC appropriately.

Overall situation has been improving, but it would be necessary for further improvement on the above issue.

2) Management and supervision of the Project by JCC

JCC members recognize well the progress of the Project through reports sent from MC every month. JCC meetings are good opportunities for JCC members to know not only the progress but also challenging issues of the project such as personnel rotation and/or leave of absence within SWG members.

(2) Output 1: Working Group analyzes systematically legal theories and practical issues on Civil Code, Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and develops Model Handbooks(*) summarized the results of the analysis.

* Model Handbooks mean Case Study Book on Civil Code, Charts of Civil and

1- 4,5,

Part .

Criminal Procedure and New Textbooks.

Output 1 has shown steady progress. Model Handbooks are now in the process of development by SWG members in each targeted law. Charts of Civil Procedure and Criminal Procedure were already completed and distributed to related organizations. Case Study Book on Civil Code is now waiting for its printing.

In the course of consecutive SWG meetings and other events such as trainings in Japan for the past two years, many of Working Group members have gained analytical skills on legal theories and practical issues.

The followings are major achievements in accordance with the Project activities planned for Output 1:

Activities	Civil code	Civil Procedure code	Criminal Procedure code
Making work plan for Model Handbooks	Determined the table of contents in August 2011, then, revised several times until now. Working schedule and assignments for writing parts were already agreed. Final draft of Case Study Book was completed by work schedule made by SWG (now waiting for printing)	 Determined major five topics of Model Handbooks. The detailed schedule for completion will be considered after SWG members can have ideas how Model Handbooks will be like. Chart of Civil Procedure was completed by work schedule made by SWG. Already made the plan for revising the Chart of Civil Procedure according to the revised code. 	Determined the table of contents in March 2012, and revised in May. Working schedule and assignments for writing parts were already agreed. Chart of Criminal Procedure was completed by work schedule made by SWG. Already made the plan for revising Chart of Criminal Procedure according to the revised code.
Collecting basic information on court precedents	Collected some court precedents, but faced difficulties to collect them in most of the times because of record stock conditions and other reasons.	 Collected information through SWG members who belong to PSC and OSPP. In addition, the Project conducted survey to collect information in 	 Collected eight cases of PSC precedents. Hearing workshop was held in November 2011, and conducted survey for information collection from courts, prosecutors'

4

yis,

SA D

Studying basic theories of each law Studied basic theories for each law Studied basic theories through SWG meetings, training in Japan, video conference and other opportunities with Japanese Experts. Conducted additional sub-meetings with writers of Model Handbooks and Japanese Experts eight times in total after writers were assigned. Analyzing practical cases on the basis of law theories will be the next step. Making Model Handbooks Making Model Handb			northern and southern part of Lao PDR in February 2012	office, police and attorneys in January 2012.
practical cases on the basis of law theories To analyze practical cases on the basis of law theories will be the next step. Making Model Handbooks Making Model Handbooks Mitting New Completed (now waiting for printing). Writing New Textbooks started in March 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education Make as a manual procedure current law. To analyze practical cases on the basis of law theories will be the next step. Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern law college, SWG members and Por Courrent law. To analyze practical cases on the basis of law theories will be the next step. Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in/around April May 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. At each northern and southern law college, SWG members and PDR. Held workshops in revised on the current law. To analyze practical cases on the basis of law theories will be the next step. Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in May 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in revised Criminal	theories of each	theories through SWG meetings, training in Japan, video conference and other opportunities with Japanese Experts. Conducted additional sub-meetings with writers of Model Handbooks and Japanese Experts eight times in total after writers were	to study law theory through video conference in January 2011, seminars by short term experts in 2011 and 2012, and a training in Japan.	theories through SWG meetings, trainings in Japan, video conference and other opportunities with Japanese Experts. Primary outputs of the activities are to learn Japanese examples.
the basis of law theories To analyze practical cases on the basis of law theories will be the next step. Making Model Handbooks Making Model Handbo		} *	_	1 -
cases on the basis of law theories will be the next step. Making Model Handbooks Study Book completed (now waiting for printing). Writing New Textbooks started in March 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education Final draft of Case the next step. Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshop sin northern and southern law college, SWG members and Cases on the basis of law theories will be the next step. Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops for revised Criminal	^		current law.	current law.
law theories will be the next step. Making Model Handbooks Final draft of Case Study Book completed (now waiting for printing). Writing New Textbooks started in March 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education Iaw theories will be the next step. Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern law college, SWG members and Iaw theories will be the next step. Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in in/around April 2012. Conducted surveys to conducted surveys to collect information and held information and held southern part of Lao PDR. Held workshops in Northern and Southern part of Lao PDR. Held workshops for revised revised Criminal	theories	To analyze practical	To analyze practical	To analyze practical
the next step. Chart of Criminal Procedure completed. waiting for printing). Writing New Textbooks started Textbooks started in March 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education the next step. the next step. Chart of Criminal Procedure completed. Writing New Textbooks started in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. At each northern and southern law college, SWG members and the next step. Chart of Civil Chart of Criminal Procedure completed. Writing New Textbooks started in in/around April in		cases on the basis of	cases on the basis of	cases on the basis of
Making Model Handbooks Study Book Completed (now waiting for printing). Writing New Textbooks started in March 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education At each northern and southern law college, SWG members and Study Book Chart of Civil Procedure completed. Writing New Textbooks started in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held information and held southern part of Lao PDR. Chart of Criminal Procedure completed. Writing New Textbooks started in May 2012. Conducted surveys to collect information and held information and held southern part of Lao PDR. Held workshops in July 2012 for revised		law theories will be	law theories will be	law theories will be
Handbooks Study Book completed (now waiting for printing). Writing New Textbooks started in/around April Amarch 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education Study Book Completed. Writing New Textbooks started in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern law college, SWG members and Procedure completed. Writing New Textbooks started in/around April May 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in July 2012 for revised Procedure completed. Writing New Textbooks started in May 2012. Conducted surveys to collect information and held southern part of Lao PDR. Held workshops in revised Criminal				
completed (now waiting for printing). Writing New Textbooks started in May 2012. Collecting Information and consultation with legal and justice sector as well as legal education Study Book. Completed. Writing New Textbooks started in in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. At each northern and southern law college, SWG members and Completed. Writing New Textbooks started in May 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in July 2012 for revised revised Criminal	-		1	
waiting for printing). Writing New Textbooks started in March 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education Writing New Textbooks started in/around April 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in information for Case Study Book. At each northern and southern law college, SWG members and Writing New Textbooks started in/around April May 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in July 2012 for revised Writing New Textbooks started in/around April May 2012. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in July 2012 for revised Possible Textbooks started in/around April May 2012.	Handbooks	1		
 Writing New Textbooks started in In/around April In/around In/aroun		1 .	.^.	_
Textbooks started in March 2012. Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education At each northern and southern law college, SWG members and Textbooks started in March 2012. Conducted surveys Conducted surveys to collect information and held information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops for revised revised Criminal			•	
Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education At each northern and southern law college, SWG members and March 2012. Conducted surveys to collect information and held information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in PDR. Held workshops in revised Criminal		_		
Collecting information and consultation with legal and justice sector as well as legal education At each northern and southern law college, SwG members and • Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. • Conducted surveys to collect information and held workshops in northern and southern part of Lao PDR. • Held workshops in PDR. • Held workshops for revised Criminal				11111, 2012.
information and consultation with legal and justice sector to collect sector as well as legal education At each northern and southern law college, SWG members and Savannakhet with to collect information and held information and held workshops in workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in southern part of Lao PDR. Held workshops in southern part of Lao PDR. Held workshops in revised Criminal	Collecting		····	Conducted surveys
legal and justice sector as well as legal education Study Book. At each northern and southern law college, SWG members and Sector to collect workshops in northern and southern part of Lao PDR. PDR. Held workshops in northern and southern part of Lao PDR. Held workshops in The part of Lao PDR. Held workshops in The part of Lao PDR. Held workshops in The part of Lao PDR. The part of	_	_	to collect	to collect
sector as well as legal education Study Book. At each northern and southern law college, SwG members and information for Case northern and southern part of Lao PDR. PDR. PDR. Held workshops in July 2012 for revised northern and southern and southern part of Lao PDR. PDR. Held workshops for revised Criminal	consultation with	legal and justice	information and held	1
legal education Study Book. At each northern and southern law college, SWG members and Study Book. Southern part of Lao PDR. PDR. Held workshops in July 2012 for revised revised Criminal			,	
 At each northern and southern law college, SWG members and PDR. Held workshops in July 2012 for revised PDR. Held workshops for revised 				
southern law college, • Held workshops in SWG members and July 2012 for revised revised Criminal	legal education	•		
SWG members and July 2012 for revised revised Criminal				
		· ·	· ·] -
lecturers had Civil Procedure Procedure Code.			-	
discussion several Code. • Conducted study				

5

4.5.



	times.	•	Conducted study	tour to Thailand
			tour to Thailand	(Thammasat
			(Thammasat	University and
			University and	courts) by Lao
			courts) by Lao	counterparts only in
			counterparts only in	February 2012, and
			March 2012, and	obtained referential
*** A de de characteres es e		İ	obtained referential	books.
			books.	

(3) Output 2: Working Group disseminates how to utilize Model Handbooks and contents thereof to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

Output 2 has progressed towards achievement. Dissemination workshops for Charts of Civil Procedure and Criminal Procedure were already conducted from May to July 2012 in northern (Luangprabang and Oudomxay), middle (Vientiane), and southern (Savannakhet and Champasack) part of Lao PDR. The both Charts were printed 6,000 pieces and distributed to organizations; MOJ, PSC, OSPP, NUOL, northern, middle and southern law colleges, police departments, Lao Bar Association and others.

The workshops' targets are categorized into two parts; one for personnel of legal and justice sector, and one for legal education sector.

The Project has been paying attention to disseminate information not only within the Project members but also those who are not directly involved in the Project, because many are important and potential players of the legal and justice sector at present or in the future. Under this philosophy of the Project, police officers and attorneys were invited to the workshops in addition to personnel of the Implementing Organizations, and students of NUOL and law colleges beside lecturers as well.

Dissemination of Case Study Book on Civil Code has not been conducted yet because the several factors such as arrangement for prefatory note, proofreading, printing errors and others made the printing schedule delayed.

- Implementing process
- (1) Joint Implementing Arrangements for the Project

- Bush

The Project has been properly managed based on continuous and dedicated efforts for coordination among the Implementing Organizations and Japanese Experts. SWG members from the Implementation Organizations have actively taken part in the activities which were determined through dialogues among them and Japanese Experts. They have also voluntarily coordinated group works and arranged group activities. Material inputs such as computers and communication devices facilitated smooth communication among SWG members. In addition, it is appreciated that each Implementing Organization shows firm commitment to the Project activities. Each organization has taken a central coordination role among them in rotation. The Organizations have selected capable personnel to serve as SWG members. Moreover, high level officials of the Implementing Organizations and Japanese Experts have been conducting straightforward dialogues based on mutual trust. The high level officials' visit to Japan in February 2012 promoted mutual understanding. Smooth communication among parties concerned has contributed to adequate implementation of the Project.

(2) Implementation Structure

For implementation of the Project, the Implementing Organizations have established the two-layered management structure, i.e. JCC and MC, and the practical operating structure, i.e. SWGs and LU. As mentioned in the above, JCC meetings and MC meetings have been held on regular basis and JCC and MC members have properly conduced progress management. SWG meetings have been held in various ways, such as regular meetings in Vientiane, skype conferences and retreats, to ensure that as many member as possible can attend meetings. LU members have played constructive roles to arrange and coordinate JCC meetings, MC meetings and SWG meetings. These well-organized structures have served to make the Project activities smooth and effective.

(3) Importance of Collaboration Works

It is re-confirmed that collaboration works among the Implementation Organization are crucial for further development of legal practices, trainings and education in Lao PDR. Before the commencement of the Project, it was sometimes observed discrepancies between laws and practices, disharmonies between practices and education, and unstable applications/implementations of laws. These issues were recognized to be addressed, and through collaboration activities of the Project, SWG members have enhanced their capacities to deal with those challenges. They, who

7

gis, }

And /

belong to four different organizations, have shared with other members their theoretical knowledge and practical know-how, and exchanged their opinions and ideas. Those operational level cooperation and coordination activities among different authorities would be expected to lead to improvement in their practice, training and education, and contribute to the achievement of the Project purpose.

(4) Time Required to Develop Capacities

Capacity development, which is the Project purpose, inevitably takes a substantial time, and the Project should not be underestimated on account of a few completed materials. Compared to other international cooperation projects which are aiming to provide teaching materials, it appears that the Project is too time-consuming and unproductive. However, the Project is conducted in order to enhance capacities of personnel/institutions concerned, NOT to increase the number of materials. Such time-consuming processes as in-depth discussions and repeated reviews of materials are evaluated as indispensable means of capacity development. Only a few materials are completed, but the Project proceeds successfully and in the correct direction.

III. Prospect of Achievement of Project Purpose

The Project purpose is "Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their basic institutional/individual capacity to make systematical studies on theories and practices of Civil Code, Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and to utilize studies and lessons learned in Legal Education, Trainings and Practices." This purpose will be achieved on condition that some issues, details of which are described below, are properly addressed during the remaining term of the Project.

The results and prospects concerning each of the Project purpose indicators set in the PDM are discussed below:

- (1) Model Handbooks are available to officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education.
 - Since May 2012, Charts of Civil and Criminal Procedure have distributed to institutions in legal and judicial sector; MOJ, PSC, OSPP, NUOL, northern, middle and southern law colleges, police departments, Lao Bar Association and others. However, it took more time than expected to finalize Case Study Book on Civil Code, and it should be printed as promptly as possible.

ys. 1

A.J.

- Budget for printing and distribution of Model Handbooks is an issue to be discussed during the remaining term of the Project from a view point of sustainability.
- (2) There are some examples that Model Handbooks are utilized in Legal Education, Trainings and/or Practices in institutions in legal and justice sector and legal education.
 - Through discussion with each SWG, the Team confirmed some examples that Charts of Civil and Criminal Procedure are utilized in legal education, trainings and practices as follows:
 - Education: Utilizing Charts in lectures enables students to understand legal procedure effectively;
 - Trainings: It is expected that revised Charts will be utilized at training institutes; and,
 - Practices: Utilizing Charts has led to integrate practices on legal procedure nationwide.
 - Charts are easy to understand an overview and flow of procedures and convenient for practitioners, students, etc. Those elements are contribution factors of the wide use of Charts. With regard to development of New Textbooks, usability should be considered based on interests and levels of the target groups.
- (3) The number of officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education who understand the concepts of systematized studies on legal theories and practices increases.
 - The Team confirmed that SWG members evaluate their capacity development by themselves as follows:
 - Expansion of an understanding of thoughts behind legal provisions;
 - Acquirement of ability to identify problems on legal provisions;
 - Enhancement of legal study skills;
 - Upgrading of the teaching abilities by providing explanation for actual cases and examples in other countries;
 - Improvement of management abilities;
 - Improvement in ability to cooperate with other organizations; and
 - Upgrading of writing and presentation skills.
 - · Police departments recognized the effectiveness of Chart of Criminal Procedure.

-37-

9.5.

Police departments are now keen to hold workshops for police officials on criminal procedure by using of Chart. Such workshops will expectedly contribute to improvement of investigation practices of the police officers.

• It is expected that SWG members will be able to explain thoughts and principles behind legal provisions and procedure at dissemination seminars, etc.

IV. Evaluation of the Project from the Five Evaluation Criteria

Please see Annex 4 and Annex 5.

V. Revision of the PDM and PO

Based on the discussions, the Implementing Organizations and the Team agreed to revise PDM as Annex 1 and the Plan of Operation (hereinafter referred to as "PO") as Annex 2.

In particular, the both sides agreed to cooperate for drafting the new codified Civil Code, which suits the cultural and societal factors present in Lao PDR. Cooperation activities for drafting the Code will be conducted for the purpose of capacity development within the Project framework. The both sides recognize that the making process of Model Handbooks such as research of current laws and practices, research of foreign laws and theories and comparative study of Lao system and other systems will be effective for drafting the Code. Based on the recognition, Technical Group on drafting Civil Code join the Project as a part of SWG on Civil Code, and Japan side would respect Lao ownership over the process and support Lao self-help activities. Moreover, JICA will be ready for providing trainings in Japan, seminars in Lao PDR and consultation on video conference, supported by Japanese professionals.

VI. Recommendations

1. SWG Activities

It is difficult for some members to regularly join the Project activities due to participation in in-country training courses of their own organizations, taking leave to study abroad or huge daily workloads. Therefore, it has been inevitable to change some members. Moreover, in such cases, it often took a long time to appoint new members. On this point, the both sides shared the recognition that it is pressing issues to consider members' workloads, appoint new members promptly in case of changing members, evaluate their activities appropriately and obtain the understanding and support for SWG activities from superiors and colleagues of the members.

10

-38-

2. Finalization of Materials

It took more time than expected to finalize Case Study Book on Civil Code. There were some reasons for the delay in its finalization, including that some parts needed to be modified for improvement and that it took a long time to check letters or words. In order to improve it, the approval procedure agreed on the second JCC meeting in December 15, 2011 should be followed to finalize Model Handbooks.

3. Information Sharing among SWG and their Colleagues

It is confirmed that SWG members have shared information on the Project activities with their colleagues; however, it is expected that they will share studies and lessons learned from the Project more actively. This enables not only SWG members but also officials/lecturers in legal and justice sector to develop their basic capacity and utilize it in legal education, trainings and practices.

4. Coordination among the Implementing Organizations

Coordination among the Implementing Organizations by LU has been functioning well since the demarcation between LU and the Project office was clarified. However, there are still room to improve for LU to function more proactively without help of the Project office.

5. Translation/Interpretation

High-quality translators/interpreters are indispensable for smooth and effective implementation of the Project; however, the number and availability of them have been limited so far. In order to improve the situation, it is required that the Implementing Organizations will take the initiative in solving the problem. For example, it is important for SWG members to clarify concepts of legal terms in Lao laws.

VII. Next steps

- 1. SWG on Civil Code will print Case Study Book as promptly as possible.
- 2. SWGs on Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code will have activities to promote each member's understanding of the amended Civil and Criminal Procedure Codes and revise their respective Charts of Procedures to reflect the amendment, utilizing their experiences of making Charts.

11

9.5. J. J. N.

- 3. Each SWG, which is already working on the drafting of New Textbooks, will accelerate their work.
- 4. SWG on Civil Code will include advanced studies on Civil Code in the New Textbooks, associating them with the prospective drafting of Civil Code.

Annex

- 1 Revised PDM
- 2 Revised Plan of Operation
- 3 Inputs
 - (1) Japanese Experts
 - (2) Counterpart personnel
 - (3) Counterpart Trainings
 - (4) Equipments
 - (5) Project Activity Cost
 - (6) Japanese Advisory Group
 - 4 Five Evaluation Criteria
 - 5 Result of Evaluation

yes, I down

Draft Project Design Matrix Ver.1.0

Project Title: Human Resource Development in the Legal Sector

Implementing Organizations: Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Period: 4 years

Target Group: Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Site: Vientiane

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
(Overall Goal)			Assumptions
Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their institutional/individual capacity to advance legal studies on Lao Law (*1) on the basis of systematized analysis on theories and practices and to improve their practices based on the studies.	*The number of legal books which cover systematical study on legal theories and practices increase. *Legal books which cover systematical study on legal theories and practices are utilized in Legal Education. *Legal books which cover systematical study on legal theories and practices are utilized in Training. *Laws are made/amended taking into account practical issues. *The number of handbooks to which practitioners refer increase. *The number of case study books increase.	*Legal books which cover systematical study on legal theories and practices *Teaching materials *Training textbooks *Reports/Materials on lawmaking *Handbooks for practitioner *Case study books	
(Project Purpose)			
Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their basic institutional/indiv.dual capacity to make systematical studies on theories and practices of Civil Code (*2), Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and to utilize studies and lessons learned in Legal Education (*3), Trainings (*4) and Practices. (*5)	*Model Handbooks(*6) are available to officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education. *There are some examples that Model Handbooks are utilized in Legal Education, Trainings and/or Practices in institutions in legal and justice sector and legal education. *The number of officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education who understand the concepts of systematized studies on legal theories and practices increases.	•Materials used in Trainings •Interviews	There is no change in the Legal Sector Master Plan.





-42-		
	4.5.	
		>

Output				
0	Working Group composed of officials/lecturers of Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos is well managed.	-	•Reports on Working Group activities •Interviews	·It will not happen the
	Working Group analyzes systematically legal theories and practical issues on Civil Code, Civil Prozedure Code and Criminal Procedure Code and develops Model Handbooks summarized the results of the analysis, and drafts new codified Civil Code.	- Analysis on historical linkage of provisions from the viewpoint of	*Case Study Book on Civil Code *Charts of Civil and Criminal Procedure *New Textbooks *Records of Working Group activities	cannot be utilized in terms of other organizations' mandates.
2	Working Group cisseminates how to utilize Model Handbooks and contents thereof to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.	Model Handbooks are published and distributed to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education. Workshops and seminars are held by using Model Handbooks.	*Report of publication *Report of distribution *Report of workshops and seminars *Interviews	

(Activities)

0-1)	TVI 1	(Input)	
u-1)	Working Group carries out its activities for making Model Handbooks.	Japan side:	·There will not be
0-2)	with Management Committee (MC).	Long-term experts (legal and judicial reforms/Criminal Procedure Code, Civil Code/Civil Procedure Code, Coordinator/Donor Coordination)	wholescale personnel
1-1-1)	Sub-Working Group on Civil Code(*), with Japanese experts, develops 'Case Study Book' on major topics on Civil Code.	Short-term experts Advisory Group	change, *Appropriate worklo
1-1-2)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, formulates detailed working plans of making of Model Handbooks.	Trainings in Japan Equipments	adjustment is made f Working Group
1-1-3)	Sub-Working Group on Civil Code formulates detailed working plans of drafting new cedified Civil Code in consultation with Japenese experts.	Lao Side:	members.
1-1-4)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in each issue.	Project Director (standing chairperson of JCC) Project Manager (standing chairperson of MC) Liaison Unit members	
1-1-5)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue.	Working Group members Project office	
1-1-6)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.	Place for workshops and seminars Expenses other than those born by Japan side	(Precondition)
1-1-7)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handhooks		*Appointment of Working Group
1-1-8)	Sub-Working Group on Civil Code drafts new ecdified Civil Code in consultation with Japanese experts.		members will not be withdrawn.
1-1-9)	Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.		
	Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.		
	Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.		
	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions'.		
1-2-2)	Sub-Warking Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.		8
(1-1-5) (1-1-6) (1-1-7) (1-1-8) (1-1-10) (1-1-10) (1-2-1) (1-2-2) (1-2-3)	Sub-Warking Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.		
(1-2-4)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Procedure Code in each issue.		

付属資料

(1-2-5)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
(1-2-6)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
(1-2-7)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
(1-2-8)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
(1-2-9)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
(1-3-1)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions'.
(1-3-2)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with apanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
(1-3-3)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
(1-3-4)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Criminal Procedure Code in each issue.
(1-3-5)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
(1-3-6)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
(1-3-7)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education as necessary.
(1-3-8)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
(1-3-9)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
(2-1)	Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.
(2-2)	Working Group, with Japanese experts, gives model lectures by utilizing Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

*1 The Lao Law means positive law and legal norms in Lao P.D.R.

*2 Civil Code means the Law on Property, the Law on Contract, the Law on Tort, the Law on Secured Transaction, the Law on Family and concerned positive law and legal norms.

*3 Legal Education means legal education in Law Schools under Ministry of Justice and National University of Lao.

*4 Trainings means trainings for drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice in institutes in legal and justice sector.

*5 Practices means drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice.

*6 Model Handbooks mean Case Study Book on Civil Code, Charts of Civil and Criminal Procedure and New Textbooks.

*7 Sub-Working Group on Civil Code includes two types of members; members working on development of Model Handbooks and members working on drafting of new codified Civil Code.

Tentative Plan of Operation Ver.1.0

Project Title: Human Resource Development in the Legal Sector

Implementing Organizations: Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Period: 4 years

Target Group: Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Site: Vientiane

O-1 Working Group carries out its activities for making Model Handbooks.	2014		2013	Ĩ	012	20			2011		2010		
Column C	iar Apr-Jun	Jan-Ma	-Jun Jul-Sep Oct-Dec	Jan-Mar Apr-Ju	Jul-Sep Oct-Dec	r Apr-Jun	c Jan-Mar	Sep Oct-Dec	Apr-Jun Jul-	Jan-Mar	Jul-Sep Oct-Dec	Activities	
with Management Committee				***************************************		**************************************						Working Group carries out its activities for making Model Handbooks.	-1)
(I-1-12) (tentative) on major topics on Civil Code, with Japanese experts, formulates detailed working plans of making of Model Handbooks. (I-1-3) Sub-Working Group on Civil Code formulates detailed working plans of making of Model Handbooks. Sub-Working Group on Civil Code formulates detailed working plans of drafting new codified Civil Code in consultation with Japanese experts. Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue. (I-1-5) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue. (I-1-6) Including court precedents based on basic theories in each issue. (I-1-7) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks. (I-1-8) Sub-Working Group on Civil Code drafts new codified Civil Code in consultation with Japanese experts. Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with Japanese experts. Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.	0	0	0	0	0			0	0		0		
working plans of making of Model Handbooks.				***************************************	→							(tentative) on major topics on Civil Code.	-1-1/
Codified Civil Code in consultation with Japanese experts.		~		W.P. C.			<u> </u>					working plans of making of Model Handbooks.	-1-4)
(1-1-4) on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in each issue. (1-1-5) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue. (1-1-6) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue. (1-1-7) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks. (1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code drafts new codified Civil Code in consultation with Japanese experts. (1-1-9) Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary. Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.						***************************************						codified Civil Code in consultation with Japanese experts.	-1-3)
Civil Code in each issue. (1-1-6) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue. (1-1-7) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks. (1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code drafts new codified Civil Code in consultation with Japanese experts. Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary. Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.												on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in	-1-4)
including court precedents based on basic theories in each issue. (1-1-7) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks. (1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code drafts new codified Civil Code in consultation with Japanese experts. Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary. Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.				**************************************							W		
(1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code drafts new codified Civil Code in consultation with Japanese expects. (1-1-9) Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary. Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.				····			~~~~	~					
with Japanese experts. Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary. Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.	→	~~~										Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.	-1-7)
officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary. Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.						_							-1-8)
(1-1-10) Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil Code.													-1-9)
							-					Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks and draft new codified Civil	
(1-1-11) Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.	0) 0	0								Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.	-1-11)
Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).						>	-		***************************************			Procedures and Concerned Provisions' (tentative).	1-2-1)
Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.			—▶				w						1-2-2)

4.5.

E 2 1/2

小馬貝科

	Anthitica			2011	20	12	2013		2014
	Activities	Jul-Sep Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun Jul-Sep Oct-De	c Jan-Mar Apr-Jun	Jul-Sep Oct-Dec Ja	n-Mar Apr-Jun Jul-	Sep Oct-Dec Ja	an-Mar Apr-
	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic					W-7004.00			
!-3)	information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	including court precedents in each issue.								
-2-4)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic				····			,	
	theories of Civil Procedure Code in each issue	-							
-2-5)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes					~			
	practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.	-							
-2-6)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.					·······			→
	Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or	-							
1-2-7)	consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as								· >
2-13	necessary.								
	Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making	-							
1-2-8)	process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.		•				 ,		
	Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing	-				0	_	_	_
1-2-9)	committees as necessary.					0	0	0	0
	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes					***************************************		************	
1-3-1)	'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).	-			→		 →		
1 2 2)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, formulates								
1-3-2)	detailed working plan of making of Model Handbooks.								
	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects								
1-3-3)	basic information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical							->	
	issues including court precedents in each issue.								
1-3-4)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basi	c							
	theories of Criminal Procedure Code in each issue.								,
1-3-5)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes		***				****		
	practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.	_							
1-3-6)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes						····		→
***************************************	Model Handbooks. Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or	-							
1-3-7)	consults with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal								>
	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from	-							
(1-3-8)	making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.								
	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing	1				0	0	0	_
1-3-9)	committees as necessary.					O	O	O	0
~	Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate								
2-1)	Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education								
2-2)	Working Group, with Japanese expers, gives model lectures by utilizing Model								
5-2)	Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.	1			Processor.				

18

Annex 3 (1) Japanese Experts

1 Long-term Experts

NAME	FIELD	PERIOD	
1 Mr. Hitoshi Kawamura	Project Coordination/Donor Coordination	13 Jul 2010	12 Jul 2013
2 Ms. Yoko Watanabe	Legal and Judicial Reforms/Criminal Procudere Code	20 Jul 2010	19 Jul 2011
3 Mr. Osamu Ishioka	Civil Code/Civil Procedure Code	20 Jul 2010	19 Jul 2013
5 Mr. Hiroyuki Ito	Legal and Judicial Reforms/Criminal Procudere Code	10 Jul 2011	13 Jul 2013

2 Short-term Experts

	NAME	FIELD	PEI	RIOD
1	Mr. Mitsuo SHUMI	Criminal Procedure Code	20 Mar 2011	23 Mar 2011
2	Mr. Katsuyoshi KATO	Criminal Procedure Code	20 Mar 2011	23 Mar 2011
3	Mr. Yoshihiro NATSUI	Civil Procedure Code	20 Mar 2011	23 Mar 2011
4	Mr. Hajime SAKAI	Civil Procedure Code	20 Mar 2011	22 Mar 2011
5	Mr. Hiroshi MATSUO	Civil Code	23 Aug 2011	27 August 2011
6	Mr. Masamichi NOZAWA	Civil Code	23 Aug 2011	27 August 2011
7	Mr. Hajime SAKAI	Civil Procedure Code	27 Sep 2011	1 Oct 2011
8	Mr. Mitsuyasu MATSUKAW.	Civil Procedure Code	27 Sep 2011	1 Oct 2011
	Mr. Kenichi NAKAMURA	Civil Procedure Code	27 Sep 2011	1 Oct 2011
10	Mr. Katsuyoshi KATO	Criminal Procedure Code	11 Mar 2012	13 Mar 2012
11	Mr. Shunji MIYAKE	Criminal Procedure Code	11 Mar 2012	14 Mar 2012
12	Mr. Kenichi NAKAMURA	Criminal Procedure Code	11 Mar 2012	17 Mar 2012
13	Mr. Hiroshi MATSUO	Civil Code	6 Jun 2012	14 Jun 2012

Annex 3 (2) Counterpart Personnel

1 JCC Members

-	NAME	POSITION
1	Mr. Ket Kiettisack	Vice Minister, Ministry of Justice
2	Mr. Khampha Sengdara	Vice President, People's Supreme Court
3	Mr. Langsy Sibounheuang	Deputy Supreme People's Prosecutor, Supreme People's Prosecutor Office
4	Dr. Saykhong SAYNASINE	Vice President, National University of Laos

2 MC Members

	NAME	POSITION
1	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH	Director of Judicial and Legal Training Center Institute, Ministry of Justice
2	Mr. Ketsana PHOMMCHAN	Director of Law Research institute, Ministry of Justice
3	Mr. Bounkhouang THAVISACK	Director General of Judicial Research and Training Institute, People's Supreme Court
4	Mr. Souphasith LOVANXAY	Deputy Director of Prosecutor Research and Training Institute, Supreme People's Prosecutor Office
5	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY	Dean of Faculty of Law and Political Science, National University of Lao

3 Sub-Working Group Members

	Sub-working Group Memoers
OS	PP
1	Mr. Souphasit Lorvanxay
	Mr. Xaipasong Ounsida (left)
	Mr. Bounma Duangmalasinh
4	Mr. Chanthaboun Phengkhamsay
5	Ms. Vilaysinh Dainhansa (left)
6	Mr. Boualy Phetmixay
7	Mr. Phonphet Ounkeo
8	Mr. Khammouane Sivilay
9	Mr. Souphaphone Inthavong
	Mr. Sengphet Vongxay
	Mr. Sibounzom Boulom

PS(
1	Mr. Bounkhoung Thavisack
2	Mr. Somsack Taybounlak
	Mr. Chanthaly Douangvilay
4	Mr. Acksonesinh Vixayalai
- 5	Mr. Sommay Bouthtavong
6	Mr. Khamphay Xayasouk
7	Mr. Chansouk Khampou
	Mr. Sengsouliya Phouangphet
9	Mr. Syvanh Bounthala
10	Mr. Soulideth Soinxay

20

-48-

4.5. \ Jul

NU	OL
1	Mr. Viengvilay Thiengchanhxay
2	Ms. Phaymany Xayvongsa
3	Mr. Vixay Syhaphanya
4	Mr. Sengthavy Inthavong
5	Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai (left)
6	Ms. Duangmala Khamsongka (left)
	Mr. Somdeth Keovongsack
8	Mr. Sommany VONGKHAMPHA (left)
9	Ms. Keophila Anouvong (left)
10	Mr. Thongkham Loryang
11	Mr. Bountheug Sithonekeochampa

MC	$\mathbf{D}\mathbf{J}$
1	Mr. Chomkham Boupphalivanh
2	Mr. Ketsana Phommachanh
3	Mr. Nalonglith Norasing
4	Mr. Bounmek Bannavong
5	Ms. Khamphay Xayavong
6	Mr. Soulisack Thepphavong
7	Mr. Souliya Sydavong (left)
8	Mr. Sonephet Duangdy (Left)
9	Ms. Khonesavanh Savaly
10	Ms. Sisouda Sophavandy
	Mr. Bounkhong Phanvongsa
	Ms. Saykhit Visisombat
	Mr. Mitlakhone Songkhamchanh
	Mr. Poumy Sinlatanathamatheva
	Ms. Souvanxay Singdala
16	Mr. Oudone Singdala
	Mr. Viengxay Vongphakdy (left)
	Mr. Sommay Syoudomphan
	Mr. Phaivanh Ounvilay
	Mr. Saythanou Insomphone
	Mr. Sivilay Thavisin (left)
	Mr. Phonesavanh Bualuanglath (left)
	Mr. Neophachanh Khammanivong
	Mr. Bounkham Chanthamangly
	Ms. Thanongsinh Khamsingsavath
of had died	Mr. Ouphaivanh Sayyavong
27	Ms. Lasoy Sengvongdeun

45. Juit

Annex 3 (3) Counterpart Trainings

1 Civil Code (13 Mar 2011-23 Mar 2011)

	NAME	ORGANIZATION	PERIOD
11	Mr. Chanhthaly DUANGVILAY	PSC	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
2 I	Mr. Khamphay SAYASOUK	PSC	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
3 1	Mr. Bualy PHETMISAY	Middle Region Prosecutor	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
41	Mr. Nalonglith NORASING	MOJ	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
5 Ì	Ms. Khonesavanh SAVALY	MOJ	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
61	Ms. Souvanxay SINGDALA	MOJ	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
	Mr. Soulisack THEPPHAVONG	Middle Law collage(MOJ)	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
8 1	Mr. Viengxay VONGPHAKDY	Middle Law collage(MOJ)	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
9 1	Mr. Saythanou INSOMPHONE	North Law collage(MOJ)	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
101	Mr. Phonesavanh BUALOUANGLATH	South Law collage(MOJ)	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
111	Mr. Vixay SYHAPANYA	Faculty of Law (NUOL)	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
12 1	Ms. Douangmala KHAMSONGKA	Faculty of Law (NUOL)	13 Mar 2011- 18 Mar 2011
13 1	Mr. Sibounzom BOULOM	OSPP	13 Mar 2011- 23 Mar 2011
	Ms. Keophila ANOUVONG	Faculty of Law (NUOL)	Cancel

2 Criminal Procedure Code (16 Oct 2011- 29 Oct 2011)

~	2 Cintillar Frocedure Code (10 Cot 2011 25 Cot 2011)				
	NAME	ORGANIZATION	PERIOD		
1	Mr. Viengvilay THIANGCHANHSAY	Faculty of Law (NUOL)	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
	Mr. Sengthavy INTHAVONG	Faculty of Law (NUOL)	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
3	Mr. Phoneseng HOUNTHAVYDUANGCHAI	Faculty of Law (NUOL)	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
4	Mr. Sommay BOUTAVONG	PSC	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
5	Mr. Sivanh BOUNTHALA	PSC(Middle court)	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
6	Mr. Soulideth SOINXAY	PSC	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
7	Mr. Souphasith LOVANXAY	Prosecutor's Institute(OSPP)	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
8	Mr. Bounma DUANGMALASINH	Middle Region Prosecutor(OSPP)	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
9	Mr. Chanhthaboun PHENGKHAMSAY	OSPP	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
10	Mr. Souphaphone Inthavong	OSPP	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
11	Mr. Bounkhong PHANHVONGSA	MOJ	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
12	Mr. Phayvanh OUNVILAY	North Law college (MOJ)	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
13	Mr. Mitlakhone SONGKHAMCHANH	МОЈ	16 Oct 2011- 29 Oct 2011		
File Solls	Mr. Sivilay THAVISINH	South Law College (MOJ)	Cancel		
	Ms. Sisouda SOPHAVANHDY	MOJ	Cancel		

3 Civil Procedure Code (23 Jan 2012- 4 Feb 2012)

	NAME	ORGANIZATION	PERIOD
1	Mr. Somsack TAYBOUNLACK	Middle Region Court (PSC)	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
2	Mr. Bounkhouang THAVISACK	PSC	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
3	Mr. Aksonesinh VIXAYALAY	Vientiane Court (PSC)	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
4	Mr. Chansouk KHAMPOU	PSC	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
5	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET	PSC	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
	Mr. Khammouane SIVILAY	OSPP	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
7	Ms. Phonephet OUNEKEO	OSPP	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
8	Mr. Sommay SYOUDOMPHAN	North Law collage(MOJ)	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
9	Mr. Oudone SINGDALA	Middle Law college (MOJ)	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
	Ms. Saykhit VISISOMBAT	Middle Law college (MOJ)	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
11	Mr. Neophachan KHAMMANIVONG	МОЈ	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
12	Mr. Poumy SINLATANATHAMATHEVA	МОЈ	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
13	Mr. Bounkham CHANHTHAMANGLY	МОЈ	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
14	Ms. Phaymany SAYVONGSA	Faculty of Law (NUOL)	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
15	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA	Faculty of Law (NUOL)	23 Jan 2012- 4 Feb 2012
	Mr. Bounmek BANNAVONG	MOJ	Cancel

Jis.

Dav.

	Committee of the commit	PARAMETER VALUE OF CONTRACTOR CON
Mr. Somdeth KEOVONGSACK	Faculty of Law (NUOL)	ICancel
THE BOMBON TEBO TO THE BELOW	The state of the s	

4 Official Visit to Japan For Representatives of Member Organization of Legal Project (13 Feb 2012- 18 Feb 2012)

NAME	ORGANIZATION	PERIOD
1 Dr. Ket Kiettisack	МОЈ	13 Feb 2012- 18 Feb 2012
2 Dr. Chomkham BOUPHALIVANH	MOJ	13 Feb 2012- 18 Feb 2012
3 Mr. Khampha Sengdara	PSC	13 Feb 2012- 18 Feb 2012
4 Mr. Bounkhouang THAVISACK	PSC	13 Feb 2012- 18 Feb 2012
5 Mr. Langsy Sibounheuang	OSPP	15 Feb 2012- 18 Feb 2012
6 Mr. Souphasith LOVANXAY	OSPP	15 Feb 2012- 18 Feb 2012
7 Dr. Saykhong SAYNASINE	NUOL	13 Feb 2012- 18 Feb 2012
8 Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY	NUOL	13 Feb 2012- 18 Feb 2012

Dan T

Annex 3 (4) Equipments

(USD)

No.	FY 2010	
ITEM	UNIT	PRICE
1 Vehicle (Fortuner)	1	23,000
2 Desktop computer	2	2,278
3 Color printer	1	135
4 Copy machine	1	3,020
5 UPS	2	370
TOTAL		28,803
	FY2011	
1 Notebook computer	5	5,450
2 Digital Camera	1	223
3 LCD projector	1	47]
4 Video camera	1	858
5 Notebook computer	3	2,445
TOTAL		9,447

GRAND TOTAL 38,250

y.s. Duit

Annex 3 (5) Project Activity Cost

(USD)

	FY 2010	FY 2011	FY 2012 * until the end of June 2012
BREAKDOWN	07/2010 - 03/2011	04/2011 - 03/2012	04/2012 - 06/2012
General work, office, equipment, printing	23,080.36	52,732.00	20,478.95
Transportation, Fuel, Allowance, airticket		110,159.27	34,092.41
Refreshment	6,410.88	4,959.00	128.08
Employment and Hire	14,352.00	46,291.03	8,316.70
Total	49,296	214,141	63,016

GRAND TOTAL

326,454

And Sund

Annex 3 (6) Japanese Advisory Group

Member List of Advisory Group on Civil Code

	NAME Position, Institution		FY2010	FY2011	FY2012
No	NAME	Position, institution	4 persons	4 persons	4 persons
1	Mr. Hiroshi MATSUO	Professor of Law School, Keio University	0	0	0
2	Mr. Masamichi NOZAWA	Professor of Law School, Rikkyo University	0	0	0
3	Mr. Hiroyuki SETO	Researcher, Center of Southeast Asian Studies, Kyoto	0	0	0
4	4 Mr. Hiroyuki ITO Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice		0	-	_
5	Mr. Kenichi NAKAMURA	Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice	-	0	0

Member List of Advisory Group on Civil Procedure Code

	No NAME Position, Institution		FY2010	FY2011	FY2012
No	NAME	Position, institution	5 persons	6 persons	5 persons
1	Mr. Hajime SAKAI	Professor of Law School, Nagoya University	0	0	_
2	Mr. Yoshihiro NATSUI	Professor of Law School, Osaka University	0	0	0
3	Mr. Osamu HAGIMOTO	Assistant vice-minister of Justice, Ministry of Justice	0	0	0
4	Mr. Hiroyuki SETO	Researcher, Center of Southeast Asian Studies, Kyoto	0	0	0
	5 Mr. Hiroyuki ITO	Attorney,International Cooperation Department, Research	ĺ o		_
3	MI. HIIOYUKI ITO	and Training Institute, Ministry of Justice			
		Attorney,International Cooperation Department, Research	_	0	0
O	MI. Kellell NAKAWOKA	and Training Institute, Ministry of Justice			
	- 12 2 C. 3 C. 3 EATCOVIY A 33/A	Attorney, International Cooperation Department, Research	_	0	_
/ M	Mr. Mitsuyasu MATSUKAWA	and Training Institute, Ministry of Justice			
	M. W. W. W. M. D. A	Attorney,International Cooperation Department, Research	_	_	
8	Ms. Yasuko MIURA	and Training Institute, Ministry of Justice			

Member List of Advisory Group on Criminal Procedure Code

	7	D't' Ititution	FY2010	FY2011	FY2012
No	NAME	Position, Institution	5 persons	5 persons	5 persons
1	Mr. Katsuyoshi KATO	Professor of Department of Law and Graduate school of Law	0	0	0
2	Mr. Mitsuo SHUMI	Professor of Law School, Doshisha University	0	0	0
3	Mr. Shunji MIYAKE	Attorney at Law	0	0	0
4	Mr. Hiroyuki SETO	Researcher, Center of Southeast Asian Studies, Kyoto	0	0	0
5	Mr. Hiroyuki ITO	Attorney, International Cooperation Department, Research	0		-
6	Mr. Kenichi NAKAMURA	Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice	_	0	_
7	Mr. Yasuhiko TSUJI	Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice		_	0

ys.

Annex 3 (6) Japanese Advisory Group

Record of Advisory Group on Civil Code

No	DATE	Remarks	
1	5 July 2010	JICA Net Seminar	
2	8 Oct 2010	JICA Net Seminar	
3	13 Dec 2010	JICA Net Seminar	
4	9 Feb 2011	ЛСА Net Seminar	
5	28 July 2011	JICA Net Seminar	
6	16 Sep 2011	JICA Net Seminar	

Record of Advisory Group on Civil Procedure Code

No	DATE	Remarks
1	22 Oct 2010	
2	09 Nov 2010	
3	14 Dec 2010	
4	18 Jan 2011	
5	25 Jan 2011	JICA Net Seminar
6	8 July 2011	
7	13 Dec 2011	

Record of Advisory Group on Criminal Procedure Code

No	DATE	Remarks
1	15 Nov 2010	
2	20 Dec 2010	
3	31 Jan 2011	
4	15 Feb 2011	ЛСА Net Seminar
5	3 June 2011	ЛСА Net Seminar
6	2 Mar 2012	

yis, Duit

ANNEX 4: Five Evaluation Criteria

The Team reviewed the Project activities from the view points of five criteria

1. Relevance

Relevance of a project is reviewed by examining whether project purpose and overall goal are in connection with the development policy of the Lao PDR and needs of beneficiaries as well as Japan's aid policy for the Lao PDR.

2. Effectiveness

Effectiveness is assessed with the degree to which project purpose has been achieved. It is also considered how outputs have contributed towards achieving the project purpose.

3. Efficiency

The efficiency of a project implementation is analyzed with the emphasis on the relationship between outputs and inputs in terms of timing, quality and quantity.

4. Impact

The impact of project activities is forecasted by either positive or negative changes caused by a project.

5. Sustainability

The sustainability of a project is assessed in organizational, financial and technical aspects by examining the extent to which the achievements of the project are sustained or expanded after the project is completed.

Port.

ANNEX 5: Result of Evaluation

1. Relevance

Consistency with Development Policy of Lao Government

One of the primary development frameworks/policies of the legal sector in Lao PDR, the Legal Sector Master Plan, has four pillars to target: 1) consolidation of legal system, 2) organizational capacity development of legal/judicial organizations, 3) individual capacity development at legal/judicial organizations, 4) strengthening of information dissemination and legal database, and local people's participation, 5) improvement of basic infrastructure. The Project contributes directly 2), 3) and partially 1). In this line the Project is evaluated consistent with the policy of Lao government.

Consistency with Social Needs and the Target Group's Needs

The Lao government has the plan to make legislation and revision of 90 laws including Civil Code by the year of 2015. It is necessary to increase competent persons in the legal sector who are able to deal with legislative work for this plan.

Legal/judicial organizations including MOJ, OSPP, PSC, NUOL and law colleges provide legal education at each organization, but, it is still necessary to upgrade the quality and variety of their textbooks as well as to develop capacity of trainers for better quality of legal education. In this line, the Project's approach, which enhances target group personnel's capacity through making model handbooks, meets their needs.

Consistency with Japanese ODA Policy/Plan

The Japan's Country Assistance Program for Lao PDR, April 2012, shows the necessity to assist in strengthening governance including consolidation of the legal system.

Appropriateness of Implementation Structure

The implementation structure is evaluated appropriate. SWG, composed of four organizations is effective for implementation of the Project, since all the parties can contribute to the Project activities from their own specialties. In the case of OSPP and PSC, both have plenty of knowledge in practices, MOJ gives valuable inputs on legislative issues, and university and law colleges contribute to giving opinions from academic viewpoints. The Project takes advantage of this cooperative environment in order to enrich the discussion, leading to their capacity development.

29

-57-

Appropriateness of Approach of the Project

The approach of the Project provides chances for CP members to consider meanings and relation of texts of laws, which can lead to building basic legal capacity more effectively. The approach would be much better than the Project only giving direct assistance in drafting laws.

2. Effectiveness

Achievement Status of the Project Purpose and Outputs

The Project has steadily progressed towards achievement of the purpose and the outputs as planned, and it is highly possible for the Project purpose and outputs to be achieved by the time of Project ending.

SWGs of each targeted law have already successfully made the Case Study Book on Civil Code, Charts of Civil Procedure and Criminal Procedure, which are parts of Model handbooks (The Case Study Book on Civil Code is now waiting for printing). The mid-term review mission confirmed that CP personnel's legal practice and education capacity has been developing through experiences of making Model handbooks.

Contribution Factors

Following factors have contributed to steady progress of the Project activities until now:

- (1) Good relationship among the Implementing Organizations
 - Cooperative relationship among four CP organizations has been kept well owing to efforts of LU as well as all SWG participants' efforts. In addition, supervision efforts by MC also have been another key factor for implementation structure to be functioned.
- (2) Recognition of high level officials of the Implementing Organizations

 Organization's top and high level officials recognize well the effectiveness and importance of the Project. Also, the relationship with top officials of four organizations became more intimate through joint visiting tour to Japan in 2012.
- (3) Inputs from Advisory group

 Advisory group members have provided valuable information and advice to CP

 personnel through video conference as well as training opportunities in Japan and

 Lao PDR.
- (4) Trainings in Japan Most of SWG members gained opportunities to participate in training in Japan. The

U.C.

Jis, Dud

participants learned the legal, justice system and legal education in Japan, which made them possible to enrich the contents of Model handbooks.

Inhibition Factors

(1) Change of SWG members and absence of members at SWG meetings

Change and/or absence of SWG members in their meetings have hampered coherent works for making Model handbooks, and also may have influenced other members' motivation.

Many of members have faced challenges to conduct both works for the Project and their original assignment in their job places. This situation could be more serious while approaching the final stage to completion of Model handbooks, which possibly require more work assignment to each member.

3. Efficiency

Input (manpower)

(Japanese manpower input)

Japanese manpower input is formed by long term experts: Legal and Judicial Reforms/Criminal Procedure Code, Civil Code/Civil Procedure Code, Project coordinator/donor coordination, and short term experts. The long term experts take care of project management in total with the counterparts, and are in charge of technical transfer on these laws. Short term experts also have been dispatched to reinforce technical advice to CP members.

In addition of the dispatch of experts, Japanese side established the Advisory group that is formed by personnel from academic and legal and justice sectors. As above noted in "contribution factors", the Advisory group has been making effective inputs to CP members.

In this line, Japanese manpower input until now is evaluated appropriate.

(Lao manpower input)

Lao side has assigned capable personnel from each organization. The assignment is varied from SWG members to MC. In addition, Lao side placed high-ranked personnel to JCC members from each organization as well. It is evaluated that Lao manpower input is appropriate for achieving the Outputs and the Project purpose.

Input (materials)

Material inputs including computers were provided with appropriate volume to meet the Project activities. There are no inputs for facilities.

Input (training in Japan)

Training courses on Civil Code, Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code were conducted in order to learn the legal, justice system and legal education system in Japan, which leads to enrich the contents of Model handbooks.

Input (Budget)

Amount and timing to disburse the Project budget have been appropriate to implement the Project activities.

Impact 4.

Achievement Forecast of Overall Goal

Overall goal: Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their institutional/individual capacity to advance legal studies on Lao Law on the basis of systematized analysis on theories and practices and to improve their practices based on the studies.

The overall goal requires CP organizations/members to make another step beyond the Project purpose's level, which is from "to develop basic capacity" toward "to develop capacity to advance legal studies and to improve their practices". Although it may be a big challenge, considering the steady progress towards achievement of the Project purpose so far, it is evaluated possible that CP organizations and members reach the level of the overall goal with their on-going efforts until now.

Impacts Occurred as Ripple Effects (positive and negative)

[Positive impact]

(Reflection on the revised Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code)

Some CP members were actively involved in revision works on Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code, revised version of which were passed by the national assembly in June and July 2012 respectively. Both Codes applied the issues learnt in the Project activities. For example, "the way of presenting evidence", "three types of lawsuits", and "the way of service of summons" are Day) reflected in the revised Civil Procedure Code.

(Reference while deliberation at the national assembly)

- Parliamentary members utilized Charts of Criminal Procedure and Civil Procedure while deliberation for revising both Codes at the national assembly.
- Negative impacts are not observed.

Sustainability 5.

Policy Aspect

Considering the government's development plan and current development needs in the legal sector of Lao PDR, it is highly prospective that political priority will be given onto capacity development of legal and justice sector personnel as it is even after the Project ends.

Organizational Aspect

Each of the Implementing Organizations has its own training institutes with lecturers and training curriculum. They can continuously deal with necessary training from the viewpoint of organizational structure, though, the current curriculum and textbooks as well as the way of teaching are necessary to be improved more.

Apart from the current situation, there is an idea under discussion among legal and justice sector organizations, which is to establish a unified training institute for legal and justice sector personnel instead of current training institutes under each organization. If this idea realizes, the forecast of organizational sustainability may be influenced.

Technical Aspect

The Project placed importance on the ownership of Lao counterparts. The basic stance of the Japanese experts is to provide advice when necessary and/or received requests. Through introducing such approach, Lao CP members have been making Model handbooks over accumulating their own knowledge and gaining how they collect information in more effective/efficient manner. Judging from the progress so far, it is evaluated possible for CP members to continue producing by themselves the Project's outputs including revision of the Model handbooks after the Project ends.

Financial Aspect

The financial sustainability depends on how the Implementing Organizations continue training activities and conduct dissemination approaches (It is difficult to forecast the financial sustainability as of now).

yis. Dew

APPENDIX II

Draft Project Design Matrix Ver.0

Project Title: Human Resource Development in the Legal Sector

Implementing Organizations: Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Period: 4 years

Target Group: Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Site: Vientiane

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important
			Assumptions
(Overall Goal)			
Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their	•The number of legal books which cover systematical study on legal theories	 Legal books which cover 	
institutional/individual capacity to advance legal studies on Lao Law (*1) on the basis of	and practices increase.	systematical study on legal	
systematized analysis on theories and practices and to improve their practices based on the studies.	•Legal books which cover systematical study on legal theories and practices	theories and practices	
	are utilized in Legal Education.	 Teaching materials 	
	•Legal books which cover systematical study on legal theories and practices	 Training textbooks 	
	are utilized in Training.	 Reports/Materials on 	
	·Laws are made/amended taking into account practical issues.	lawmaking	
	• The number of handbooks to which practitioners refer increase.	 Handbooks for practitioner 	
	•The number of case study books increase.	 Case study books 	
(Project Purpose)			
Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their basic	•Model Handbooks are available to officials/lecturers of institutions in legal	 Arrangement of Model 	There is no change in
institutional/individual capacity to make systematical studies on theories and practices of Civil Code	and justice sector and legal education.	Handbooks in each institute	the Legal Sector
(*2), Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and to utilize studies and lessons learned in	•There are some examples that Model Handbooks are utilized in Legal	 Teaching materials in Legal 	Master Plan.
Legal Education (*3), Trainings (*4) and Practices. (*5)	Education, Trainings and/or Practices in institutions in legal and justice sector	Education	
	and legal education.	 Materials used in Trainings 	
	•The number of officials/lecturers of institutions in legal and justice sector	 Interviews 	
	and legal education who understand the concepts of systematized studies on		
	legal theories and practices increases.		

(Output	is)			
0	Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos is well managed. Working Group analyzes systematically legal theories and practical issues on Civil Code,		Reports on Working Group activities Interviews Model Handbooks ver.1	•It will not happen that Model Handbooks cannot be utilized in terms of
1	Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and develops Model Handbooks summarized the results of the analysis.	 Analysis on historical linkage of provisions from the viewpoint of comparative legal studies Analysis on actual cases and court precedents in relation to concerned provisions and legal theories Analysis on situations to which an unclear provision shall be applied Analysis on results of application of an unclear provision Analysis on relations between concerned provisions Analysis on cases that there is no appropriate provisions to be applied and/or that laws have no connection to reality Explanation on accurate practical procedures for practitioners Lessons learned from the process of making Model Handbooks 		other organizations' mandates.
2	Working Group disseminates how to utilize Model Handbooks and contents thereof to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.	Model Handbooks are published and distributed to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education. Workshops and seminars are held by using Model Handbooks.	Report of publication Report of distribution Report of workshops and seminars Interviews	
(Activiti		(Input)		
(0-1)	U ,	Japan side:		•There will not be
(0-2)	8	Long-term experts (legal and judicial reforms, Civil Code/Civil Procedure Coc Coordinator)	de/Criminal Procedure Code,	wholescale personnel change.
(1-1-1)	8	Short-term experts Advisory Group		Appropriate workload adjustment
(1-1-2)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, formulates detailed working plans of making of Model Handbooks.	Trainings in Japan		is made for Working Group members.
(1-1-3)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in each issue.	Lao Side: Project Directors JCC members		
(1-1-4)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue.	Project Managers Management Committee members		
(1-1-5)		Liaison Unit members Working Group members		(Precondition)
(1-1-6)	Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.	Project office Place for workshops and seminars Expenses other than those born by Japan side		• Appointment of Working Group members will not be withdrawn.
(1-1-7)	Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.			
(1-1-8)	Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.			
(1-1-9)	Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.			
(1-2-1)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).			

(1-2-2)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed
(= 2 2)	working plan of making of Model Handbooks.
	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic
(1-2-3)	information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues including
	court precedents in each issue.
(1-2-4)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories
(1 2 1)	of Civil Procedure Code in each issue.
(1-2-5)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical
(1 2 3)	cases including court precedents based on basic theories in each issue.
(1-2-6)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model
(1 2 0)	Handbooks.
(1-2-7)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or consults
(1 2 /)	with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
(1-2-8)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making
(1-2-0)	process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
(1-2-9)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing committees
(1 2))	as necessary.
(1-3-1)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on
(1 3 1)	Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
(1-3-2)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, formulates
(1 3 2)	detailed working plan of making of Model Handbooks.
	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects basic
(1-3-3)	information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical issues including
	court precedents in each issue.
(1-3-4)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basic
(1 3 1)	theories of Criminal Procedure Code in each issue.
(1-3-5)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical
(1 3 3)	cases including court precedents based on basic theories in each issue.
(1-3-6)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes Model
(1 5 0)	Handbooks.
	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or consults
(1-3-7)	with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education as
	necessary.
(1-3-8)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from making
(1 0 0)	process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
(1-3-9)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing
(1-5-7)	committees as necessary.
(2-1)	Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate Model
(2-1)	Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.
(2-2)	Working Group, with Japanese experts, gives model lectures by utilizing Model Handbooks
(2-2)	to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

^{*1} Civil Code means the Law on Property, the Law on Contract, the Law on Tort, the Law on Secured Transaction, the Law on Family and concerned positive law and legal norms.

^{*2} The Lao Law means positive law and legal norms in Lao P.D.R.

^{*3} Legal Education means legal education in Law Schools under Ministry of Justice and National University of Lao.

^{*4} Trainings means trainings for drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice in institutes in legal and justice sector.

^{*5} Practices means drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice.

Mid-term Review of the Project for Human Resource Development in the Legal Sector Schedule

	Date		Schedule
22-Jul	Sun	18:35	Arr at Vientiane
23-Jul	Mon	(1)9:00 (2)AM (3)13:30 (4)15:00	(1) MTG w/JICA Laos Office (2) MTG w/JICA Experts (3) MTG w/ Ministry of Justice Mr. Ket Kiettisack, Vice Minister of MOJ Mr. Ketsana Phommachanch, Director of Law Research institute, MOJ Dr. Choumkham Boupphalivanh, Director of Judicial and legal training center institute (4) MTG w/ People's Supreme Court (PSC) Mr. Khampha Sengdara, Vice President of PSC Mr. Bounkhouang THAVISACK, Director General of Judicial Research and Training Institute, PSC Mr. Sengsouliya Phouangphet, PSC
24-Jul	Tue	(1)8:45 (2)14:00	(1) MTG w/ Supreme People's Prosecutor Office (OSPP) Mr. Langsy Sybounheaung, Deputy Supreme People's Prosecutor, OSPP Mr. Souphasith LOVANXAY, Deputy Director of Prosecutor Research and Training Institute, OSPP Mr. Khammoune Sengloutai, Deputy Chief of Cabinet, OSPP Mr. Sengphet VONGXAY, OSPP Mr. Sengphet VONGXAY, OSPP (2) Interview w/ SWG on Civil Code & Drafting Technical members at JICA Laos Office MOJ: Mr. Nalonglith Norasing, Ms. Souvanxay Singdala PSC: Mr. Khamphay Xayasouk Faculty of Law and Political Science, National University of Lao (FOL): Mr. Thongkham Loryang OSPP: Mr. Boualy Phetmixay, Mr. Sengphet Vongxay
25-Jul	Wed	(1)9:00 (2)14:00	(1) Interview w/SWG on Civil Procedure Code at JICA Laos Office MOJ: Mr. Neophachanh Khammanivong, Mr. Poumy Sinlatanathamatheva PSC: Mr. Somsack Taybounlak, Mr. Bounkhoung Thavisack, Mr. Sengsouliya Phouangphet FOL: Mr. Bountheug Sithonekeochampa OSPP: Mr. Khammouane Sivilay (2) Interview w/SWG on Criminal Procedure Code at JICA Laos Office MOJ: Mr. Mitlakhone Songkhamchanh PSC: Mr. Syvanh Bounthala FOL: - OSPP: Mr. Souphasit Lorvanxay, Mr. Chanthaboun PHENGKHAMSAY
26-Jul	Thu	(1)9:00 (2)13:30	(1) Visit to UNDP (Mr Michel Rivollier, Legal Programme Adviser, Governance Unit) (2) Visit to UNODC (Mr. Fumio ITO- Crime Prevention Expert)
27-Jul	Fri	10:00 (1)13:30	Move from Vientiane to Luang Phabang (1) MTG w/Northern Law College (Mr. Phaivanh)
28-Jul	Sat	AM PM	Move from Luang Phaban to Vientiane Material Review & Report Making
29-Jul	Sun	AM PM	Internal MTG
30-Jul	Mon	(1)9:00 (2)10:30 (3)13:30 (4)15:30	(1) Visit to Middle Law College (Ms. Saykhit Visisombat) (2) Visit to The People's Court of the Middle region (Mr. Somsack Taybounlak) (3) MGT w/ FoL (Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY, Dean of Faculty of Law and Political Science, National University of Lao) (4) Meeting with Director of Northern Law College at Ministry of Justice (Mr. Sommai SIUDOM)
31–Jul	Tue	9:00	Discussion of draft M/M w/MC members at JICA Laos Office Dr. Chomkham BOUPHALIVANH, Director of Judicial and Legal Training Center Institute, MOJ Mr. Ketsana PHOMMCHAN, Director of Law Research institute, MOJ Mr. Bounkhouang THAVISACK, Director General of Judicial Research and Training Institute, PSC Mr. Souphasith LOVANXAY, Deputy Director of Prosecutor Research and Training Institute, Supreme People's Prosecutor Office Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY, Dean of Faculty of Law and Political Science, National University of Lao
1-Aug	Wed	(1)9:00 (2)14:00 (3)16:00	(1) Courtesy call & Discussion w/of Law Committee of National Assembly Ms. ブンカム (Law Committee of the National Assembly法務委員会副委員長) Mr. アンパイ(法制局局長) Mr. シソン(法制局立法部副部長) (2) Report to Embassy of Japan (3) Meeting w/Embassy of France (Mr Benoit Bonaime, Attache de cooperation)
2-Aug	Thu	(1)10:00 (2)14:00	(1)LUNA -Laos (Mr Franck Boulin, Ph.D, Resident Legal Advisor) (2)Courtesy call to President of PSC ()
3-Aug	Fri	8:30 20:05	JCC Meeting - Sign of M/M w/JCC members at Laos Plaza Hotel Mr. Ket Kiettisack, Vice Minister of MOJ Mr. Khampha Sengdara, Vice President of PSC Mr. Langsy Sybounheaung, Deputy Supreme People's Prosecutor, OSPP Dr. Saykhong SAYNASINE, Vice President, National University of Laos Dep from Vientiane
4-Aug	Sat		Arr at Narita or Kansai

分野	活動	情報源	実績・進捗状況
活動O	実施体制の確立		
0-1	ワーキンググループが、Liaison Unitに おける日程調整・記録等を通じ、モデル 教材開発の活動を進める。	・週報等報告書 ・MCへのインタビュー ・SWGへのインタビュー	・MC会合は、17回(概ね月1回), LU会合は、34回(概ね月2回)実施。SWG会合(リトリート、サブミーティングを含む。)については、民法約63回,民事訴訟法約42回,刑事訴訟法約36回実施。 ・日程調整及び記録については、MC会合に関しては主にLUが行い、各SWGに関しては、LUメンバーまたは、それぞれのグループで担当を決めるなどして行っている。なお、記録については、現在では、会合の議事録がメンバー間で共有される仕組みが概ねできている。・地方からのメンバーの参加については、現地セミナーやリトリート、地方でのワークショップ、JICA-net等には直接参加している。さらに、2011年8月より、民法SWGメンバーが、インターネットを利用した通常会合への参加を試行している。この点、機材の整備が必要であったところ、2012年5月に北部・南部法科大学に機材の配置が完了した。
0-2	JCCが、Management Committeeとの協議を通じ、ワーキンググループ活動の進捗を管理する。		JCC会合2回(2011年6月、12月)、JCC.MCメンバーによる訪日(2012年2月)、MCからJCCへの報告等により、JCCメンバーが適宜進捗状況を把握している。また、 JCC会合においては、メンバーのプロジェクトへの参加環境の改善や成果物の印刷に向けたプロセスの決定等の重要課題について検討されている。
活動1	モデル教材の作成		
1-1-1	民法サブWGが、日本人専門家とともに、民法の主要な論点に関する、関連条文の指摘・立法趣旨・要件効果・実務例説明等から構成される「問題集」(仮称)を作成する。	民法事例問題集	問題集の原稿は完成し、巻頭言が揃い次第印刷予定。 問題集の内容に関しては以下のとおり。 ①関連条文の指摘は為されている。 ②立法趣旨については、作成過程で若干議論されたものの、問題集においては言及されていないと思われる。 ③要件効果については、作成過程で若干議論されたものの、問題集においては言及されていないと思われる。 ③要件効果については、日本側(専門家、AG)から重要性を指摘し、一部、不法行為に関して説明がなされている。もっとも、全体としては、明確に整理しての言及はあまりないと思われる。 ④実務例の説明は為されている。
1-1-2			*(なお、以上は最後の翻訳及びそれ以後の議論から把握したもの) ①全体の目次案(第一案)は完成(2011年8月)。
1 1 2	民法サブWGが、日本人専門家とともに、モデル教材開発に関する具体的計画(スケジュール、執筆項目、研究・執筆分担、対象者、調査研究・執筆上の留意点等)を作成する。	モデル教材目次作成計画	① 全体の日本来(おおれば、2011年6月)。 ② スケジュール及び研究・執筆分担については、計画を立てているものの、その後変更されることが多い。現時点(2012年7月)では、第V章(契約内債務)第1節 (契約総論)を、8つのパートに分けて全員が分担執筆することとし、その後、第V章第2節(契約各論)、第VI章(契約外債務)と進み、予定では2012年9月を目途に ここまで終えることを目標としている。 ③ 対象者としては、本文を初学者(学生及び経験年数の少ない実務家)向けに執筆しつつ、併せてハイレベルパートを設け、中・上級者(民法典改正関係者を含む)向けに囲み記事のような形でトピックス毎に独立した話題(現行法に縛られない)を提供することとしている。
1-1-3	民法サブWGが、日本人専門家とともに、項目ごとに民法の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。		①民法の沿革については度々SWGメンバー間で情報交換をし、共有している。 ②裁判例については、2011年8月にメンバーが最高裁から若干収集したほか、問題集作成過程で執筆者が適宜探している。しかし、収集は困難であり、かつ、その成果を活用できているとは言い難い。その理由として、(ア)そもそも判決書が整理されていない、(イ)既存の判決書そのものの有用性の問題(ラオスではいわゆる「法解釈」は判決書に記載されていない)、(ウ)裁判例から帰納的に解釈や理論を導くという用い方ではなく、同一の事例を探して先例として参考にする目的で利用している。 ③裁判例以外の実務に関する基礎情報については、裁判実務に携わるメンバー(裁判官、検察官)を中心に日常的に情報交換をしている。また、南部サワンナケートにおいて問題集に関するワークショップを開催し、実務家等から意見を聴取した(2011年8月)。
1-1-4	民法サブWGが、日本人専門家とともに、項目ごとに民法に関する基礎的な法理論を研究する。	MC, SWGインタビュー WG活動記録	これまで、本邦研修、現地セミナー、定期会合、リトリート、JICA-net等の機会に日本側(AG, 専門家)から法理論に関する問題提起を行い、民法の基本原則の説明等を行ってきた。また、モデル教材の執筆を開始してから、専門家と各パートの執筆担当者(1~2名)との間でサブミーティングを合計8回実施。「契約自由の原則」等基本原則や日本で議論されている論点を紹介している。これに対し、ラオス側メンバーにおいて、条文や文言の意味、すなわち、ある条文が想定しているのはどういう場合か?といった検討は行われているものの、自ら法理論を構築したり、理論的な裏付けや反論をするという点での研究はまだ初期の段階である。 *(この点はそもそもラオスにおいて「理論」をどう捉えてきたかという問題とも関連し、今後の課題と思われる。)
1-1-5	民法サブWGが、日本人専門家ととも に、執筆項目ごとに基礎的な法理論に 基づき、裁判例等実務上の問題を分析 する。		モデル教材の執筆において、具体例を挙げた説明は試みられているものの、上記1-1-4記載のとおり、法理論の研究そのものに苦心している状況であるため、 法理論に基づく実務上の問題の分析等は現時点ではまだほとんどされていない。
1-1-6	民法サブWGが、日本人専門家ととも に、モデル教材を執筆する。	1-1-2に同じ	モデル教材の執筆は実質的には2012年3月から開始されている。現在は、第V章第1節(契約総論)を8つのパートに分け、それぞれ1名〜3名が担当者となり、執筆を進めている。その過程で、いずれのパートも、問題分析、日本での論点の紹介等の目的で、専門家と担当者との間でサブ・ミーティングを実施している。

分野	活動	情報源	実績·進捗状況
1-1-	が 必要に応じて、法務・司法関係機関、法 学教育機関の所属職員・教員から情報 収集を行ない、意見交換を行なう。	週報等報告書	・2011年8月に南部サワンナケートで実務家等を招いて問題集の原稿を用いてのワークショップを行い、問題集に関する意見や地方の実情に関するヒアリングを 行った。 ・南部及び北部法科大学所属のメンバーにより、各大学で、問題集の原稿を利用した活動報告会が複数回実施されており、その中で主に法科大学の教師と意見 交換が為されている。 ・参考書籍としてタイの民事法の書籍を購入。
1-1-8	3 上記活動により抽出・整理された教訓が 取り纏められ、モデル教材に反映され る。		上記活動過程における議論や得られた知識、情報を踏まえて、モデル教材執筆における議論が行われている。
1-1-	の 必要に応じ、編纂委員会が行う「モデル 教材」の編集作業に協力する。		正式な編纂委員会の設置ではないが、事例問題集に関して、2012年1月にシニア法律家からの意見聴取会議を開催した。
1-2-	民事訴訟法サブWGが日本人専門家と ともに、「手続・法令チャート」(仮称)を 作成する。	民事訴訟法手続チャート	チャートは、2012年3月に印刷し、5月以降普及活動を行った。
1-2-:	2 民事訴訟法サブWGが、日本人専門家とともに、モデル教材開発に関する具体的計画(スケジュール、執筆項目、研究・執筆分担、対象者、調査研究・執筆上の留意点等)を作成する。	モデル教材目次作成計画	①2012年3月に、モデル教材の主要部分となると思われる5つのトピックス(1. 訴状の提出、2. 召喚状の送達及び被告に対する訴状の手交、3. 証拠の収集、4. 訴訟への参加者、5. 再審)について執筆を進めることで合意した。現在これら5つについて記載するアウトラインを検討している。 ②スケジュールの詳細及び全体の目次については、上記5つのトピックスについて執筆を進め、より全体像をイメージできるようになった段階で検討することとした。 ③執筆項目については、現時点では、上記5つのトピックスについて、1. 既存の原則等、2. 手続の説明(チャートの一部を含む)、3. 関連する問題の研究、について執筆することとした。 ④研究・執筆分担については、全メンバーが上記5つのトピックスのいずれかを担当することになっている。 ⑤対象者については、2011年9月末の現地セミナーにおいて議論し、学生及び実務家両方が使えるものを念頭におくことされた。 * (なお、これは、一見相当広いように思われるが、検討過程で「訴訟を提起する可能性のある一般人」という更に広い対象範囲が検討されたこと及びラオスに於いて民事訴訟法学そのものがこれまで殆ど顧みられていなかったと思われ、その意味では、学生が使うべきものと実務家が使うべきものに大きな差はないと思われることなどから、執筆内容をイメージすることができる程度には限定されていると思われる。)
1-2-3	B 民事訴訟法サブWGが、日本人専門家とともに、項目ごとに民事訴訟法の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。		①沿革については、現行法及び旧法の起草に関わったメンバー等から日常的にSWGメンバーに対して情報提供が行われている。 ②裁判実務については、(1)詳しいメンバー(裁判所メンバーや最高検察院の再審部門のメンバー等)から日常的に情報提供が行われているほか、(2)地方の裁判実務等の情報収集活動(2011年12月)、(3)チャート普及ワークショップの際の意見交換(2012年5月~6月、北部、南部、中部)などが行われている。また、現地セミナーの際に、訴状等のフォーム(2011年2月)や訴状等の記載例(2011年9月)を共有している。 ③裁判例に関して、手続法上の問題は、実際の事件/判決の中で判断を示すのではなく、最高裁通達の形で指導が為されている可能性が高い。その最高裁通達集が存在しており、一部(被告が逃亡等した場合に関する通達)はメンバー間で共有し、チャートにも盛りこまれている。 ④2012年7月成立を予定している改正民訴法について、主たる起草者であるメンバー(ブンクワン)及び最高裁の担当者らとともに、SWGメンバーにおいて、改正法案に関する地方の実務家からの意見聴取会議に出席し、改正法の議論に関与した。これにより、モデル教材に盛りこむべき改正法の沿革やこれに関わる実務上の問題点については、SWGメンバーに於いて直に関わることができた。
1-2-4	民事訴訟法サブWGが、日本人専門家 とともに、項目ごとに民事訴訟法に関す る基礎的な法理論を研究する。	MC, SWGインタビュー WG活動記録	現時点では、そもそも「(法)理論とは何か」を議論している段階であり、上記1-2-2記載の5つのトピックスの執筆においては、「理論」という用語を避け、「関連する問題の研究」等の言い回しを使用して、専門家において、日本の制度との比較を促したり、法理論の研究に発展しうる問題意識の涵養に務めたりしている。執筆担当者において、一定の興味が示されている。 なお、法理論に関する日本側からのインプットについては、JICA-netセミナー(2011年1月)、現地セミナー(2011年2月、2011年9月)、本邦研修(2012年1月、2月)等で実施している(処分権主義、計論主義、当事者主義、訴えの利益等)が、それらの問題意識が根付き、ラオスの場合に関して議論、研究が為されるといった効果は現時点では生じていない。 *(SWGの議論において、「理論」については、「国会等国の上部機関において決定され、既に条文として法律に盛りこまれている」という認識(日本の感覚では「政策」「方針」等に近い印象を受ける)が垣間見られる。)
1-2-	成事訴訟法サブWGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに基礎的な法理論に基づき、裁判例等実務上の問題を分析する。		上記1-2-4記載のとおり、法理論については「(法)理論とは何か」を議論する段階であり、実務を法理論面から捉えるという段階にない。
1-2-	民事訴訟法サブWGが、日本人専門家 とともに、モデル教材を執筆する。	1-2-1に同じ	上記1-2-2①~③記載のとおり、モデル教材の一部となることを想定して、2012年4月頃より、5つのトピックスについて執筆を開始している。その過程で、担当者と専門家の間で記載事項等を考えるサブ・ミーティングを合計6回実施している。今後も専門家と議論をしながら執筆を進める方針。
1-2-	R事訴訟法サブWGが、必要に応じて、 法務・司法関係機関、法学教育機関の 所属職員・教員から情報収集を行ない、 意見交換を行なう。	週報等報告書	上記1-2-3②(2)及び(3)記載のとおり、情報収集及び意見交換を実施している。また、1-2-3④記載のように、法改正に関する意見聴取の会議にも同席している。 る。 なお、タイの法律及び実務について、2012年3月にスタディツアーを実施し、同時にタイの書籍も購入した。
1-2-8	3 上記活動により抽出・整理された教訓が 取り纏められ、モデル教材に反映され る。		上記活動過程における議論や得られた知識、情報を踏まえて、モデル教材の執筆が進められる予定。

分野	活動	情報源	実績·進捗状況
1-2-9	必要に応じ、編纂委員会が行う「モデル 教材」の編集作業に協力する。		正式な編纂委員会の設置ではないが、チャートに関して、2012年2月の訪日の際、JCC,MCメンバーによる意見聴取会議を実施した。
1-3-1	刑事訴訟法サブWGが日本人専門家とともに、「手続・法令チャート」(仮称)を作成する。	刑事訴訟法手続チャート	チャートは、2012年3月に印刷し、5月以降普及活動を行った。
1-3-2	刑事訴訟法サブWGが、日本人専門家とともに、モデル教材開発に関する具体的計画(スケジュール、執筆項目、研究・執筆分担、対象者、調査研究・執筆上の留意点等)を作成する。	モデル教材目次作成計画	本邦研修(2011年10月)、現地セミナー(2012年3月)、リトリート、SWG会合等の機会において、日本側から教材作成に関する知見の提供を受けつつ、モデル教材のコンセプト、対象者、目次等を検討した。 2012年3月にいったん9章からなる目次が作成された。その後、5月に一部修正の上、最初の3章について、メンバーによる分担を決め、執筆を開始したところである。執筆したものをSWG内で検討し、改訂した上で、2012年10月に実施予定の本邦研修で集中的に議論する予定。
1-3-3	刑事訴訟法サブWGが、日本人専門家とともに、項目ごとに刑事訴訟法の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。		①(殺人、窃盗・詐欺、薬物、交通事犯等に関する)最高人民裁判所裁判例8例を収集した。 * (結果として、捜査段階における自白の任意性が争われる事案があること、一方、自白が任意でなく、かつ、虚偽であることについて被告人側の証明がなければ、かかる主張は認められないと受け取れる判決がなされていることなどが明らかになった。もっとも、一般的には、争点(被告人の主張)が挙げられていても、それぞれの争点に対する判断の理由は判決書にはあまり書かれていない。)
		MC, SWGインタビュー WG活動記録	また、上記最高人民裁判所通達集(1-2-3)(民刑事共通)を入手した。 (②チャートを用いた実務家からのヒアリングWS(2011年11月)や地方の裁判所、検察、警察、弁護士からの情報収集活動(2012年1月)を行ったほか、チャート普及活動(2012年5,6月)でも実務家等から実情等が述べられた。 (③改正刑訴法草案に関するヒアリング会議にメンバーが出席し、改正に関する議論に参加した。
1-3-4	刑事訴訟法サブWGが、日本人専門家とともに、項目ごとに刑事訴訟法に関する基礎的な法理論を研究する。	WG/占 到 6C多米	本邦研修(逮捕に関する問題)、現地セミナー(自白法則、証拠法)、SWG会合等の機会を利用して、テーマを設定し、あるいは、ケーススタディの形で、基礎的な法理論の研究を行っており、逮捕の要件の検討や任意性の否定される自白を排除する理論的根拠の検討などを行った。もっとも、これまでは日本側からの考え方の紹介が主であり、ラオス側においては、条文の文言の意味を検討する問題意識は涵養されつつあるが、理論的研究を進めるのはこれからである。
1-3-5	刑事訴訟法サブWGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに基礎的な法理論に基づき、裁判例等実務上の問題を分析する。		本邦研修におけるケーススタディでは、ラオスにおける実在の事件をベースに、逮捕に関して、日本との比較をしつつ、分析を行った。もっとも、理論的な説明はこれまでほとんどされていないため、それに基づく分析はこれからである。
1-3-6	刑事訴訟法サブWGが、日本人専門家とともに、モデル教材を執筆する。	1-3-1に同じ	1-3-2記載のとおり、2012年5月、SWG内での担当を決め、1章~3章について、第1稿の執筆を開始した。
1-3-7	刑事訴訟法サブWGが、必要に応じて、 法務・司法関係機関、法学教育機関の 所属職員・教員から情報収集を行ない、 意見交換を行なう。	週報等報告書	1-3-3②及び③記載のとおり。 なお、2012年2月にタイの裁判所及びタマサート大学を訪問し、タイの刑事手続に関する情報収集を行ったほか、関連書籍も購入した。
1-3-8	上記活動により抽出・整理された教訓が取り纏められ、モデル教材に反映される。		上記活動過程における議論や得られた知識、情報を踏まえて、モデル教材の執筆が進められる予定。
1-3-9	必要に応じ、編纂委員会が行う「モデル 教材」の編集作業に協力する。		正式な編纂委員会の設置ではないが、チャートに関して、2012年1月にシニア法律家からの意見聴取会議が開催された。
活動2	モデル教材の普及		
	WGが、日本人専門家とともに、モデル教材の内容及びモデル教材の作成過程で抽出・整理された教訓を、法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員/教員に対して紹介するワークショップを開催する。	MC, SWGインタビュー 週報等報告書	民訴・刑訴チャートの普及セミナーを2012年5月~7月に実施。ラオス国内全県の司法関係機関(裁判所、検察、司法局、警察)から招聘したほか、一部弁護士等も参加した。また、北部中部南部法科大学においても教員あるいは学生を対象にセミナーを行った。
2-2	WGが、日本人専門家とともに、モデル 教材を活用した模擬講義セミナーを開 催する。	MC, SWGインタビュー 週報等報告書	メンバーが法科大学の学生に対して、チャートを利用しながら講義を実施した(2010年5月~7月)。

	指標	情報源	実績·進捗状況
上位目標			
	体系的に法理論及び実務が記述された法律書の数が増加する。		モデル教材の執筆が開始されて間もないところである。
	体系的に法理論及び実務が記述された法律書が法学教育の教材として活用される。		モデル教材の執筆が開始されて間もないところである。
	法務・司法関係機関が行う研修において、体系的に法理論と実務が記述された法律書が教材として活用される。		モデル教材の執筆が開始されて間もないところである。
ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員が、ラオス法(注1)の理論と実務の体系的な分析を踏まえた法理論研究を発展させ、法理論に基づい	実務上の問題を踏まえた立法がなされる。	・体系的に法理論及び実務が記述された法律書 ・法学教育の教材 ・研修の教材 ・立法に関する資料	民法SWGでは、実務上の問題に関する議論が行われており、今後、民法典起草作業においても、実務上の問題や民法SWGで検討された内容を踏まえつつ、草案作りに向けた議論がなされる見込み。
た実務の改善に取り組む能力を向上する。	実務上の問題が生じたときに参考となるハンドブックの数が増加する。	・ハンドブック ・事例集	・法律と実務のかい離がみられるところ、法律に従った手続を記載した民訴・刑訴チャートは 実務上参考になる。 ・ラオスでも起こり得る民法上の論点を取り上げた民法事例問題集が間もなく印刷される予 定である。
	法律問題に関する事例集の数が増加する。		ラオスでも起こり得る民法上の論点を取り上げた民法事例問題集が間もなく印刷される予 定である。
プロジェクト目標			
	法務・司法関連機関及び法学教育機関の職員・教員が、モデル 教材を利用できる環境にある。		・民事、刑事訴訟手続きチャートが関係機関(司法省、最高裁判所、最高検察院、ラオス国立大学、北部・中部・南部法科大学、警察、弁護士会)に配布され、幅広く普及されている。 一方で民法事例問題集については、当初予定より確定・配布が遅れているため、今後速やかに印刷・配布されることが求められる。 ・一方、指標が示す「モデル教材を利用できる環境(場)」を更に広げていくためには、今後、教材の印刷及び配布の方法、資金の確保などについて検討することが必要である。
ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職 員・教員が、ラオス民法(注2)・民事訴訟法・刑事訴訟法に	法務・司法関連機関及び法学教育機関の講義や研修、又は実務において、モデル教材が活用された例がある。	・モデル教材の備え付け状況・法学教育機関の教材	・教育機関:ラオス国立大学及び法科大学の講義においてチャートが活用されていること、学生の訴訟手続きの理解がより深まっているという評価が確認された。 ・研修機関:民事、刑事訴訟改正法に合わせた改訂版チャートが、今後法務・司法関連機関職員への研修で活用されることが期待される。 ・実務機関:一部活用されているが、チャートを活用することで、訴訟手続きの実務が全国的に統一されることが期待されている。 ・両チャートは法手順がフローチャートとして示されており、且つ一覧性があることから、使い勝手の良さ、理解し易さの点において関係者からの評判が高い。今後の改正チャートの作成や解説書作成においても、ターゲットの別に合わせながら、このような観点を取り込むことも重要となろう。
ついて、理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育(注3)・研修(注4)・実務(注5)に活用する基礎的能力を開発する。	理論と実務の体系的な考察というコンセプトを理解している法務・ 司法関連機関及び法学教育機関の職員・教員の数が増加する。	- (A) 手切 目 (版画) の 報 が ・ 法務・ 司 法関係機関の 研修教 材・インタビュー	・聞き取り調査において、SWGメンバーが自己の能力強化の進捗について、以下の認識を有していることが分かった。総じて、SWGメンバーの多くは、自身の能力が向上してきていると自己評価している。具体的には、以下のような自己評価が確認された。 -条文の意味・背景をより深く理解できるようになった。 -条文及び条文間の関係や問題点を認識できるようになった。 -法に関する研究方法・能力が向上した。 -他国の例についての情報が増え、自らが行なう研修/講義の質が向上した。 -金議の開催、進行、調整、業務の進め方など、マネジメント能力が向上した。 -他機関との協調・調整能力が向上した。 - 文章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 文章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 文章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 文章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 文章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 李章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 李章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 李章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 李章作成能力、プレゼンテーション・説明能力が向上した。 - 本語の場合、第第の排行の表。この度の刑訴チャート普及ワークショップを契機として、同チャートの有別性が警察で強く認識されたため、現在、警察自らが組織内でチャート説明に関するアークショップ開催を検討している。今後、チャートの有効利用が進むことで、警察の捜査方法等が改善することも期待できる。 ・ 個人差はあるが、これまで理論的な説明があまりなされてこなかったため、そもそも法に関する理論というものについてなじみが薄く、理論と実務の体系的な考察というコンセプトについての理解も容易ではなく、この点面養を行っているところである。

7	
ω	

月	天			
r	司法省(法科大学を含む)、最高人民裁判所、最高人	ワーキンググループの活動がタイムリーに行なわれている。	・ワーキンググループ活動記録 ・インタビュー	LUによって関係者間の連絡調整が進められている。また、プロジェクト活動の中心を担う SWGは毎回の活動状況について、プロジェクトマネージャーから成るMCに対して毎月報告 を行っている。
	ラオス民法(1-1)、民事訴訟法(1-2)、刑事訴訟法 (1-3)について、ラオスの結果を実務上の問題が 体系的に分析され、その結果をまとめた「モデル教材 (※ハンドブック)」が、ワーキング・グループによって開 発される。	モデル教材に以下の内容が含まれている。	モデル教材初版	
1 1 1		実際の事例や裁判例等の具体的なケースが、条文及び法理論に 関連付けられて分析されている。		プロジェクト開始初期は、自発的に根拠条文が指摘されることは少なかったが、現在は、具体的な事例に関して、条文に関連付けて検討することが行われるようになっている。しかしながら、具体的な事例について、メンバーが適切と思う結論は述べられるものの、その理論的な根拠の説明は曖昧なことが多い。今後、法理論の研究がより意識して行えるようにならなければならない。(詳細は、達成度グリッド(活動)1-1-5,1-2-5,1-3-5参照。)
		不明確な条文について、その適用される場合が分析されている。		・条文あるいはその文言について、意味内容を検討するという意識は涵養されつつある。
				(民法)モデル教材の執筆が開始され、契約内外債務法の契約総論該当部分の条文について適用される場合の分析が行われている。例えば、確定無効契約(契約内外債務法20条)のひとつに、「秘密裏に締結された契約」なる類型があるが、これに該当するケースを議論し、モデル教材に記載する予定。なお、このように具体例を示すことはよくあるが、一般的に当てはまる基準を定立することには難がある。
				(刑訴)例えば、逮捕等身柄拘束の要件となっている「信頼できる証拠がある場合」の意味 等について検討している。もっとも、刑事手続の段階に応じて意味内容を考えるという共通 認識を得ることは難しく、概念や要件の整理は容易ではない。
		不明確な適用した場合にどうなるかが明確でない条文について、 その適用された結果がどうなるかが分析されている。		(民法)例えば、契約内外債務法37条(契約の変更または解除)において、債務不履行により不利益を被った当事者は、一方的に契約の変更または解除ができる旨定められているが、変更が無制限にできることになるのか、といった結論が不明確又は不合理な規定について、日本側より問題提起し、検討がされている(この点未だ明確な結論はでていないが、これらの内容はモデル教材に盛り込まれると思われる)。
		関連する条文同士の関連性が分析されている。		(民法)例えば、契約内外債務法33条(契約不履行の効果)と40条(販売する物の品質)との関係、同法22条(無効な契約の解除請求)と102条(提訴時効)の関係など、関連条文の関係が分析されている。関係性が整理できた例は多くはないが、後者の例では、「契約当事者の一方が契約が無効であることを知ったときは、解除するために相手方に直ちに通知しなければならない」旨の22条の規定と、、提訴時効を3年と定める102条の関係について、22条が102条に優先し、直ちに通知しなければ解除権が消滅するか、あるいは、22条と102条は別個の規定であり、解除請求権の提訴時効は3年と解するかについて、起草者の意見も聞いて、後者とされるとの結論に至った例がある。
		適切に適用できる条文がない(法律が実務に追い付いていない) 場合について、分析がなされている。		法律に規定がない場合について、最高裁判所長官の通達が出されていることがある。例えば、債務者が行方不明または外国に行った場合の民事訴訟手続について、通達の内容を民訴チャートに盛り込んだ例がある。しかし、これまでは、訴訟法に関しては、現在ある条文に従って訴訟手続を整理し、チャート化することが主であった。また、民法においては、例えば、時効の中断について明文はないが、実務上認められることがあるとのことである。もっとも、その根拠は明らかではない。今後、民法典起草作業の過程において、現行の法律を整理した上、不足している規定を検討する作業が行われる予定である。
		実務家向けに、正確な手続の説明がある。		現時点では、主に法令に従って手続を表した民訴・刑訴チャートが作成普及された段階であり、今後、モデル教材において、より詳細な手続の説明がなされる予定。
		モデル教材開発過程で得られた教訓がまとめられている。		各活動については、概ね議事録等記録が作成されメンバー間で共有されている。また、3月に年間の活動を振り返る会合を設けたり、情報収集活動や普及ワークショップ活動後に、その活動を振り返る会合を設けるなどして、活動の検証を行う機会を設けている。
2	ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員に対し、「モデル教材(※ハンドブック)」の活用方法が共有され、内容が普及される。	モデル教材が発行され、法務・司法関係機関、法学教育及び所属 職員・教員に配布されている。	・発行記録 配布記録 ・ワークショップ・セミナー報告書 ・インタビュー	民訴刑訴チャート各6000部が全国の法務・司法関係機関(司法省、裁判所、検察、警察等)、法学教育機関(ラオス国立大学、北部南部中部法科大学)の職員・教員、学生等に配布された。
_		法務・司法関係機関、法学教育及び所属職員・教員向けに、モデル教材の内容及び活用方法の共有及び普及を目的としたワークショップやセミナーが開催されている。		2012年5月~7月、上記チャートの普及配布のためのワークショップをラオス北部南部中部で開催した。

情報源

実績·進捗状況

指標

《聞き取りメモ》

	(周)と収りた に//
日時	2012年7月23日(月)13時30分~15時00分
相手先	司法省
	Mr. Ket Kiettisack,副大臣
	Mr Ketsana Phommachanch,法律研究所所長(確認要)
	Dr Choumkham Boupphalivanh, Director of Judicial and legal training center
	institute
	Mr. Neophachanh Khammanivong
	Ms. Souvanxay Singdala
場所	司法省
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、川村専門家、戸谷所
	員、ヴィエンヴィライ所員、パンヤ通訳、十津川
	Set 71 - 2 7 1 7 1 7 1 7 1 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
 記録者	十津川
口口以外门	1. 本中間レビュー調査の目的、手法について
	・ ① PDM をベースとして5項目の観点から評価を実施すること、②今後のプ
	ロジェクト期間の活動確認。
内容	
	2. 本プロジェクトにかかる評価・印象
	(ケッサナ氏)
	・ プロジェクト実施体制は計画通り機能している。メンバーの参加率も80%
	以上を示しており、積極的に参加している。
	・ 参加者の法に対する理解が向上している。会議や授業などの場での発言が
	論理的であり、説明が上達していることからも理解度が向上していること バハルス
	が分かる。
	・ 地方の法科大学なども参加しており、司法省からのプロジェクト参加者は
	多い。
	・ プロジェクト運営として、MC、JCC ミーティングがあり、その場で問題を解
	決しており、体制も整備されていると認識。
	・ 三つの WG がそれぞれ作成した成果物が既にある。この他に民法典について
	も、これから活動が始まる。
	・ 民法典の起草は注目されているため、我々も是非成功したい。三つの WG の
	活動に加えて、民法典にかかる活動も大きなもう一つの柱となる。
	本プロジェクトは4機関で実施しているため、長短所あり。調整が難しい。
	本当に4機関すべてで人材育成が出来ているかは分からない。他に効率的
	な方法があるのか?といったことを模索してみたい。今のところ、調整に
	かかる時間が多大且つ難しいことが最大の課題か。4つの組織で構成する
	委員会(WG)のようにする体制ではなく、全てが一緒になる研究機関のよ
	うにしていくほうが持続性の観点から有効かもしれない。例えば、地方の
	法曹実務家を研究機関でトレーニングを行い、システマティックに人材育
	成、普及活動を行っていくことも一つのアイデア。
	・ 他国ドナーの活動もあり。本来業務と本プロジェクト活動、他ドナーの活
	動があり、プロジェクト参加者は多忙になっている。
	・ この多忙という状況について解決は難しいが、例えば研究所をメインとし

て、我々は支援する立場と言う体制もあるのではないか。

(チョムカム氏)

- 二年間は成果あり。順調に進捗している。
- ・ 課題もあったが、多くはラオ側に起因することだった。 4 機関での実施は 困難もあったが、何とかやってきたという印象。
- ・ ケサナ氏が言ったように研究所に集約するというアイデアもプロジェクト 後であれば基本的に賛成だが、プロジェクト期間中は無理であろう。
- 民法典をこれから執筆。難しい点も今後あるだろうと予測。
- ・ 現在のメンバーはモデル教材作成の業務に集中して、完成することが出来 るだろうと思う。

*現在司法省として国立研究所を設立したいというアイデアがある(裁判官、検察官などの育成も兼ねる施設か?実態にかかる共通認識は関係機関間で未だ詰められていない)。上記での研究所とは、このアイデア上の施設を指す。

(副大臣)

- これまでの二人の発言には同意。
- ・ (二人の発言にあった) 今後の体制については考えたいが、プロジェクト 期間中は変更なしと考える。

(佐藤団員)

- 国立研究所については、今後の体制のひとつのアイデアとして議論してゆきたい。
- ・ 民法典起草については本プロジェクトの枠組みの中で支援する。研修、セミナー、AG の増員などを計画しており、予算も確保している。
- · 2012 年末まで民法典のコンセプトを固めると聞いているが、その計画状況 ならびに進捗は如何。

(副大臣)

• 司法省として、民法典のコンセプトおよび進め方を近々に国会に提出する 予定である。

(佐藤団員)

・ 民法典起草に関して、テクニカル・ワーキング・グループの業務量について調整を行なっているか? (所属先の業務量と合わせて、抱える業務量が過大になる恐れがあり、との背景)

(副大臣)

- 今後メンバーの構成を見ながら、各機関の上層部と相談しながら進めたい。 基本的には調整する方針である。
- 今後は所属機関からの全面的支援を受けながら進めたいと思っている。
- ・ 民法典の起草については、起草と言う結果だけを重視するのではなく、起草のプロセスを人材育成の機会としたい。

(佐藤団員)

・ 成果物の印刷、配布がスムーズに進むように協力を願いたい(民法事例問題集の例では多くの関係者のチェックを通るため、最終版の了承がなかなか得られない)。編纂委員会の設立もアイデアである。

(ラオス側)

確認、検討する。

(佐藤団員)

- ・ SWG の人事交替が生じたときには、速やかに手続きを進めて頂きたい。 留学による異動などが分かっている場合は、交替人員の選考プロセスを早くから進めてもらいたい。
- SWG メンバーがプロジェクト活動に参加しやすいように、所属機関の上司、 職場の理解が得られるようにしていただきたい。
- プロジェクトで育成された人材を司法省として如何に活用してゆくのか?

(副大臣)

- ・ 具体的な計画は今のところなし。民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野 で、かつ各機関で貢献してもらいたいと考えている。それぞれの機関から 優秀な人材をプロジェクトに参加させている。今後間違いなく、中心的な 人材になってゆくと考えている。
- ・ 来年の JCC 議長は(本来はラオス国立大学の予定であったが、MC のヴィエンヴィライ先生が政治研修参加のため)司法省。

以上

入手書類 なし

《聞き取りメモ》

日時	2011年7月23日(月)15時30分~16時45分	
相手先	最高人民裁判所	
	Mr. Khampha Sengdara、副長官	
	Mr. Bounkhouang THAVISACK, Director General of Judicial Research and	
	Training Institute, People's Supreme Court	
	Mr. Sengsouliya Phouangphet	
場所	最高裁判所	
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、川村専門家、戸谷所 員、パンヤ通訳、十津川	
記録者	十津川	
	1. 本中間レビュー調査の目的、手法について	
	・ ① PDM をベースとして 5 項目の観点から評価を実施すること、②今後のプ	
	ロジェクト期間の活動確認。	

内容

2. 本プロジェクトにかかる評価・印象

(副長官)

- 各機関ともにプロジェクト目標に集中している。
- ・ 先日の本邦研修での見聞を受けて、裁判官の研修制度について様々な計画 を考えている。例えば法学部の卒業生が、研修所を経てから裁判官になる など。裁判官の育成制度として、日本の方法をモデルとして考えたい。
- 今後、他の3機関ともどのような研修所が可能か話し合いたい。(上述、司法省でコメントがあった国立研修所と同一のアイデアを指していると考えられる)
- ・ チャートを 6,000 部印刷し、配布済み。普及した後、一般市民から以前よりも良く分かるようになったとの声もある。また、検察から業務がやり易いとの声もあった。国会においても分かりやすいとの意見あり。
- 民法事例問題集については今後印刷。
- 民訴法、刑訴法の改正も最終の承認手続きへ進んでいる(国会は承認済み)。
- 1年間 PSC がプロジェクトの議長機関を務めてきたが、今後1年間の振り返り、評価を行うので、是非日本側にも参加してほしい。
- プロジェクトで作成したものを教材として広く使ってゆきたい。
- ・ 民訴法、刑訴法の改定を受けて、チャートの改定も行なう予定である。改 定については問題なくできるだろう。
- ・ プロジェクト活動への参加が芳しくないメンバーについては、今後も参加 率を高めるよう働きかけ続けてゆきたい。

(佐藤団員)

- 今後、本プロジェクトでは民法典起草にかかる支援も行ないたいと考えている。
- ・ 成果物の印刷、配布がスムーズに進むように JCC, MC の方々に調整をお願いしたい (民法事例問題集の例では多くの関係者のチェックを通るため、 最終版の了承がなかなか得られない)。

(副長官)

・ ラオスの慣習としてシニアの法律家の了承が必要との考え方があるのも一つの原因かと考えられるが、さらに原因を調べて対処したい。

(佐藤団員)

・ WG メンバーがプロジェクト活動に参加しやすいよう、周囲の理解を高めるようにしていただきたい。

(副長官)

・ 今後、理解増進のために努力したい。プロジェクトでの成果を組織内で発表することも効果的であろう。今後取り組みたい。

(佐藤団員)

・ プロジェクト期間内に育成された人材は、今後およびプロジェクト終了後 に最高裁判所の組織内で如何に活用される予定なのか?

(副長官)

- ・ 人材としての活用。アセアン、国際的に活躍できるレベルの人材を目指す。 プロジェクトの参加メンバーは、ラオスの裁判官のレベル向上に貢献できる人材になってもらいたい。
- ・ その意味では留学も大切。これまでラオスは他国の例も見てきたが、その 中で日本の体制が最も効果的と感じる。日本をモデルとしてゆきたい。日 本への留学も増やしてゆきたい。
- 国民に普及する前に、全国の公務員に知ってもらう必要がある。この普及 も考えてゆきたい。

(ブンクアン)

- ・ 民訴法、刑訴法の改定は山場を越えたが、今後はそれら新しい民訴法、刑 訴法を全国の裁判官に理解してもらうことが大きな課題と認識している。
- 本件に関し、また日本側に提案させていただくことも検討している。

以上

入手書類 なし

《聞き取りメモ》

日時	2012年7月24日(火)10時30分~11時10分	
相手先	最高人民検察院	
	Mr. Langsy Sybounheaung、副長官	
	Mr. Souphasith LOVANXAY,研究研修所副所長	
	Mr. Khammoune Sengloutai, Deputy Chief of Cabinet	
	Mr. Sengphet VONGXAY	
	他 1 名	
場所	最高人民検察院	
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、ヴィエンヴィライ所	
	員、パンヤ通訳、十津川	
記録者	十津川	
	1. 本中間レビュー調査の目的、手法について	
	・ ① PDM をベースとして5項目の観点から評価を実施すること、②今後のプ	
	ロジェクト期間の活動確認。	
内容		
	2. 本プロジェクトにかかる評価・印象	
	評価できる点は以下の通り。	
	- プロジェクト事務所が検察院にあるため、プロジェクト運営に関しては調	
	整しやすいとの印象を持っている。アメリカ (UNODC) と実施したワークシ	
	ョップにおいても、専門家が講師として参加してくれたこともある。	
	・SWGメンバーの参加率は高く、運営もうまくいっている。	
	・チャートが作成されたが、民訴法、刑訴法が改正されたため、チャートの	
	改定も今後必要である。ただし改定作業はさほど大変ではないだろう。早 くな中が終われば、法律の印刷ようなよる。 これらの印刷を行われたい	
	く改定が終われば、法律の印刷と合わせて、こちらの印刷も行ないたい。	
	改善が必要な点は以下の通り。 ・ 調整に関して。議長機関が持ち回りで変わっているが、検察以外の場合、	
	・ 調金に関して。職長機関が持ち回りで変わっているが、機奈以外の場合、 プロジェクトオフィスが離れているため、その調整が難しいのでは?より	
	ウロジェグドオフィスが離れているため、その調整が難しいのでは?より	
	・メンバーの交代(人事異動)がある。	
	(佐藤団員)	
	`	
	ムーズに行われるよう、フォローをお願いしたい。	
	・ WG メンバーがプロジェクト活動に参加しやすいよう、周囲および上司の理	

解を高めるようにしていただきたい。

・ 成果物の印刷、配布がスムーズに進むように協力を願いたい(民法事例問題集の例では多くの関係者のチェックを通るため、最終版の了承がなかなか得られない)。各組織の代表から成る編纂委員会・承認委員会の設立もアイデアである。

(副長官)

・ 民訴法、刑訴法の進捗についてはあまり心配していない。優秀なメンバー が SWG に参加しており、今回の法改正でも中心的な役割を果たしてきた。

(佐藤団員)

・ プロジェクト期間内に育成された人材は、今後およびプロジェクト終了後 に組織内で如何に活用される予定なのか?

(副長官)

・ プロジェクトに参加しているメンバーが、研修所やその他の部局の重要なメンバーなので、同組織内で研修がある場合は、研修の講師として活躍できるだろう。

(中村団員)

・ 改正刑訴法の普及について計画は?

(副長官)

・ 各地区、県の検察に配布したい。現在は予算の申請を行なっているところ。 可能であれば、プロジェクトの協力を得て 4,000 部配布したい。そのタイ ミングまでにチャート改定が終了していれば、一緒に印刷したい。早く進 めたいと考えている。

(佐藤団員)

今後民法典起草支援も本プロジェクトにて行っていく。

以上

入手書類 なし

《聞き取りメモ》

日時	2012年7月24日(火)14時00分~16時40分
相手先	民法 SWG (計 6 名)
	司法省:Mr. Nalonglith Norasing、Ms. Souvanxay Singdala

	PSC: Mr. Khamphay Xayasouk
	FOL: Mr. Thongkham Loryang
	OSPP: Mr. Boualy Phetmixay, Mr. Sengphet Vongxay
場所	JICA 事務所ミーティングルーム
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、川村専門家、ヴィエンヴィライ所員、パンヤ通訳、十津川
記録者	十津川
	1. 本プロジェクトにかかる評価・印象
	(ナロンリット (SWG リーダー、司法省国際協力局局長))
	民法 SWG の進捗、活動の意義
内容	・民法問題事例集がもうすぐ完成する。現在は法律の語句修正等を行なってい
	る状況。
	・WGメンバーの一部が民法典起草のグループに参加している。
	・今年の詳細な活動計画はまだ作成していない。民法典起草グループの活動次 第で、SWGの活動計画を見直す必要が生じるであろうと予想しているため。た
	第で、SWGの活動計画を見直す必要が至しるであろうと予想しているため。た だし1か月に1回の会議は継続中。
	・他機関との調整も良好。問題事例集については大臣のチェックがあり、なか
	なか進んでいない(が、目を通してくれている状況そのものは良しと考えてい
	る)。
	・プロジェクトオフィスと各 WG がうまく調整できている。MC も機能。上層部
	との意見交換も MC などを通して出来ている。
	・メンバー各人が責任を持って出席している。
	・プロジェクト活動も本来業務も同じく自分の業務と認識。関係機関との理解
	が相互に深まる点、人的ネットワークが構築される点が本プロジェクトのメリ
	ットと考える。
	民法 SWG の課題
	・一部のメンバーが参加できていない (できなかった)。人事異動や留学など
	があったことが原因のひとつ。今後も数人の留学、異動が予定されているため、
	今後どのように人員を補うかが課題である。
	・プロジェクト活動の業務量負担の問題あり。本来業務との兼ね合いに苦労し
	ている。本来業務の負荷を減らすという考えも示されているが、現実としては、
	なかなか調整が難しい。
	提案・要望
	・仕事の進め方・時間のかけ方等が日本とラオスでは違うため、この点につい
	ては日本人専門家側にも理解してもらいたい(現状を不満というコメントでは

なく、今後も願いたいという意においての発言)。

・各機関の上層部の理解を進める工夫をこれからも続けたい。先般の高官訪日 は効果的だった。また、大臣、最高裁長官レベルのプロジェクトへの理解を深 めていくことも今後重要。

(トンカム、ラオス国立大教員)

- ・プロジェクトで学んだことを自分の授業にも使えるようになった。授業の方法や内容も変わってきたと感じている。理論は変わらないが、事例の数が増えた。法律の問題点が見えるようになったと感じる。
- ・学部長もプロジェクトに参加しているため、自らも参加しやすい (周囲の理解も得られやすいとの意)。

(カンパイ、裁判官研修所職員)

- 参加前と比べて、知識が身に付いた。また、話し方も向上したと思う。
- ・裁判所の研修機関において、カリキュラム・教材開発を担当している。プロジェクトで得た知識・ノウハウは業務に大いに役立つ。日本の民法についても勉強することが出来た。自らが所属する研修所の教材の中身を充実させることが出来るようになると自負している。
- ・4機関ごとにそれぞれ異なる考え方や情報がある。他機関の考え方、物の見方を学ぶことが出来ている点が良い。
- ・現在、自分は裁判官研修所のカリキュラム改正委員として参加している。教材の中に判決の難しい事例などを豊富に取り込むなど、研修内容の改善に向けて少しずつプロジェクトから得たものを反映させ始めている。

(ブアリー、検察(中部検察庁部長))

- ・ 自らの業務において、理論(条文?) との間で差異が生じたケースを SWG の議題として持ち込んでおり、皆と議論、研究している。研究する場としても 非常に良い。
- 事例集を同僚に読んでもらっている。自分の部署にも普及できると考える。
- ・先日は日本の事例(環境汚染のケース)を参考にしながら、自らの組織が担当するケースを解決に導いた。
- ・更にプロジェクトの規模を大きくしてゆきたい(民法典起草についても支援 を行なってもらいたいとの意)。
- ・民法典の起草については、具体的なスケジュールが分からないので、当 SWG の活動計画も定められない状況である。

(スーバンサイ、司法省法律研究所の職員)

・理論と実務が異なっており、如何に取り組むかが課題と感じている。

(センペット、検察院職員)

・本プロジェクトを通して、多くの情報を入手できた(日本の法令なども)。 今後、更にプロジェクトに参加してゆきたい。

(その他議論~今後の課題・リクエストなど)

- ・(ラオス側)日本語からラオ語への翻訳に時間がかかっている。また、ファイル管理の方法も改善が必要ではないか。
- → (日本側)・翻訳の迅速化が課題。民法典起草などもあるため、今後翻訳が 増大することも想定される。ラオス側においてもご協力いただけるよう検討願 いたい。
- ・(ラオス側) ノートパソコンの補充が必要(職場の保有数も基本的には限定的)。通信環境の改善も必要。パソコン貸与の調整を確実に実施することが重要。
- → (日本側)必要台数、管理方法等について引き続き検討したい。
- ・(日本側)現在事例集の印刷に時間を要している現状を契機として、編集委員や承認委員などの枠組みを作ることも検討していくのは如何か。
- ・(ラオス側) 民法典のウェブサイトへの支援を日本側にお願いしたい。サイトのアイデアとしては、民法典起草にかかる活動を掲載する。民法典に対する 考え方、方針、起草案も示したい。同時に意見を募る場にもしたい。これは今までのラオスにおける起草プロセスから考えると画期的であろう。
- ・日本側にはウェブサイトのデザイン、プログラミングなどを支援してもらいたい。ただし、まだアイデアとしての段階であるため、具体的にどのような技術支援をお願いしたいかについては、今後ラオス側も調査、検討する必要があると認識している。
- ・(同上のサイトの継続性については)司法省内の法律普及局がいずれサイト の運営を行なってゆけば良いのではないかと考えている。
- → (日本側) サイトの継続性、起草案に対するパブリックコメントをいかに処理していくかといった課題もあると認識。引き続き検討したい。

以上

入手書類 |なし

《聞き取りメモ》

	(A) C 4X ソン・ L //
日時	2012年7月25日(水)9時10分~11時50分
相手先	民事訴訟法 SWG (計7名)
	司法省:Mr. Neophachanh Khammanivong、Mr. Poumy Sinlatanathamatheva
	PSC: Mr. Somsack Taybounlak, Mr. Bounkhoung Thavisack, Mr. Sengsouliya
	Phouangphet
	FOL: Mr. Bountheug Sithonekeochampa
	OSPP: Mr. Khammouane Sivilay
場所	JICA 事務所ミーティングルーム
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、川村専門家、ヴィエ
	ンヴィライ所員、パンヤ通訳、十津川
記録者	十津川
	1. 本プロジェクトにかかる評価・印象
	(Khammouane 氏: OSPP)
	・プロジェクトの調整はスムーズに出来ている。関係者での議論を通して理解
内容	が深まっている。
	・チャートが完成した。ただし民訴法が改定されたため、チャートの改定も必
	要である。
	・今後、民訴法の教材(モデルハンドブック)を作成する。内容については、
	これから日本側(専門家やアドバイザリーグループ等)と相談して詰めてゆき
	たい。
	・一部メンバーの参加率が低く、課題と認識している。欠席者が本当に避けら
	れない理由で欠席しているか否か分からない。皆で解決策を考えてゆきたい。
	・日本とラオスの法律を比較する執筆部分がある。専門家からの指導に加えて、
	再度本邦研修の機会があれば、日本の法律を更に勉強したい。換言すれば、現
	在の情報量では十分な内容が書けるか自信が無い。
	・(上記に関連して)日本側には忌憚なく執筆内容の良し悪しを指摘してもら
	いたい。
	(Bountheug 氏: FOL)
	・活動は円滑に出来ている。
	・執筆(内容)について、まだ不慣れな点もある。日本側には執筆内容についてる思いた。悪いたな状体、状況してもらいない。
	て忌憚なく良い点、悪い点を指摘、指導してもらいたい。
	・メンバーの参加率を高めることが課題。欠席したメンバーの所属部署にプロ
	ジェクトから(日本側からの意?)連絡し、欠席の理由などを聞き取るなどの
	対処が必要なのではないか。

(Neophachanh 氏:司法省)

- チャートを作成した。
- ・個人的には実務に関わっていないが、プロジェクトの議論を経て、民訴法に ついて理解が進んだ。
- ・これまで自分の職場では事件ファイル(訴訟記録・訴訟関連ファイル)を見ることは無かったが、今回作成したチャートで手順を理解することが出来るようになった。
- ・新たに生じる活動に対応できるように、予算に余裕を持たせておくことを提 案したい。これからは民法典に関する活動も予期される。

(Somsack 氏: PSC)

- ・本プロジェクトで得た情報や知識は、自分だけではなく、自らの所属部署全体に大きなインパクトがあった。ラオスでは法律に関する考え方などを示す教材が無く、研修の場でも法律そのものしかなかった。今後、様々な教材が出てくることは非常に意義がある。
- ・普及活動を実施してきた。普及ワークショップなどでの反応を見て、教材に 対する期待が大きいことが分かり、作成のモチベーションも高まった。
- ・民訴チャートを配布したが、現場から更に配布してほしいというリクエストがあった。裁判官や学生も、これまで法律しか見たことが無かったため、今回の教材は非常に良いと感じている。
- ・個人的には、SWG のリーダーの役割を果たすことを通して、メンバー・各関係機関の調整や計画方法を学んだ。また、仕事の計画、手順、モニタリングの方法を学ぶことが出来た。
- ・日本の法律・制度についても表面的には知っていたが、より詳細、実務を学 ぶことが出来たため、自らの実務に反映、改善することができた。
- 予算執行もスムーズに進んでいる。
- ・大きな課題は無いが、敢えて言えばメンバーの参加状況に関する課題が挙げられる。SWG 内で解決に向けて議論したい。
- ・通信事情を改善したい。メールなどを利用して、ファイル交換などを効率的 に行ないたい。

(Khammouane 氏)

・ラオ語と日本語の通訳に時間がかかることがある。共通の訳語などを定めていくことが良いだろう。

(Sengsouliya 氏: PSC)

・個人的には実務で法律に触れることは少ない。しかしながら、SWG の活動に

参加して、民訴法について理解が深まった。チャートの作成によって、訴訟手続きが分かり易くなった。

・リエゾンユニットに居るため、調整業務を学ぶことが出来た。これからもプロジェクト成功に向けて努力したい。

(Poumy 氏:司法省)

- ・今後の課題としてメンバーの参加率が低いことが挙げられる。全員が参加した会合は殆ど無い。
- ・(欠席そのものはやむを得ない面もあるので) 欠席者への議事録を送付する ため、通信手段の改善を図ることが解決策のひとつと考える。例えば全員が無 線 LAN 手段 (3G) を持つことなど。

(Bounkhoung 氏: PSC)

- 幹部からも本プロジェクトは高い評価を得ている。
- ・本プロジェクトは関係者のみならず、国民に広く裨益している。
- ・民訴チャートの普及活動は参加者の反応も良かった。
- ・WS に参加していなかった部署からもチャートの配布を要請された。このチャートを活用し、皆が統一のプロセスを踏むことが出来るようになった。モデル教材でも同じように統一化してゆくことが期待できる。
- ・SWG 個々は能力向上している。
- ・法律に対する考え方について、研究者、実務者が一緒に議論できる環境であるため、4機関による体制は非常に有効である。
- ・仕事の方法やスキルが成長~文章や話し方~が成長したと感じる。以前は無計画な面があったが、現在では事前に計画を立て、調整する等、仕事の進め方が大きく改善した。
- ・執筆や議論の経験と並行して、法律について研究する方法を学ぶことが出来た (他国の法令を調べるなど)。 プロジェクト終了後も独力で進めてゆくことが出来るようになったと感じる。
- 予算は額、支出タイミングも大きな問題は無い。
- ・メンバーの参加率を高めることが今後の課題である。リトリートを増やすな どして、参加率を高めてゆけるだろう。
- ・4機関の調整を改善することが必要である。業務の担当者、責任者を定める必要があるだろう。例えば、ワークショップを実施する際に、調整にあたっての主担当はリエゾンユニットなのか、プロジェクトスタッフなのか明確でなかったことがある。
- ・民訴法が改正されたため、今後、全国の裁判官も改めて同法を理解していか なければならない。この点は現在プロジェクト活動としては入っていないが、

SWG がトレーナーとしての役割を担い、新民訴法に対する理解を深めることは、 意義があるものと考える。民訴法の普及について、SWG メンバーがトレーナー として活躍できるような支援を JICA にお願いしたい。

(日本側より返答)

- *「日本側から忌憚なく良し悪しを指摘してもらいたい」とのコメントについて。
- ・日本のアドバイザリーグループはラオス法の専門家ではないこと、また、正解、不正解もない内容であることについては、日本側から正解、不正解と回答することが適さない場合もある。現在は、ラオスの法律を充実させていくプロセスであるため、今後も日本側と議論する形で進めていくしかないであろう。

*メンバーの参加率改善について

・各機関では上司、周囲の理解を高めるよう依頼した。皆で今後も考えてゆき たい。

*民訴法の普及について

- ・SWG メンバー等がトレーナーとして機能することは重要であり、同意。ただし、本プロジェクト活動の中でどのような手段を取れば良いのか、何をするべきなのか、他の活動と合わせて優先順位をつけることも必要だろう。
- ・全国で一様に普及するのはリソースの面からも難しいだろうが、ラオス側で 何が出来るか、どう出来るかを考えてもらいたい。
- ・現在のプロジェクト活動でもチャートの普及そのものは入っている。プロジェクトをうまく利用して改正民訴法の普及を進めることも考えてもらいたい。
- ・もしプロジェクト活動の枠を超えるような頻度、規模の普及活動を考えているのであれば、普及についてどの程度の規模を想定し、予算が必要かといった点も専門家と相談してみてほしい。

(Somsack 氏: PSC)

・(上記同様の意見) 今後、普及活動を行なうときにチャートだけではなく、 法律の内容についても普及してゆきたい。ただし、法律を含めると、対象者も 増加するであろうし、時間、予算も増えるであろう。

(日本側からの質問およびラオス側回答)

- ・ラオスの普及方法として、司法省法律普及局とそれぞれの機関で普及する二本立てで行う方法が通常なのか?
- ・司法省法律普及局は全ての法律を社会に知らせることが役割である。機関の

職員への普及はそれぞれの組織で実施しており、より詳細な研修を目的とした 普及である。

- ・SWG で学んだことを各組織内で情報共有できる体制はあるのか?
- ・PSC: システマティックな体制は無いが、上層部への報告はある。部署内で共有する仕組みは特に設けられていない。
- ・OSPP:出張や会議では報告義務がある。組織内で具体的にシェア、報告する体制は正式には無いが、チャート説明のタイミングなどを利用して報告している。
- ・司法省:会議終了後には報告義務があり、かつ報告された情報を取りまとめる部署(官房室)がある。大臣まで目を通せるようになっている。地方の法科大にも伝えられるようにしたいと考えている(教員、学生)。
- ・法学部:学部長も参加しているため、月間の会議があり、情報交換が出来ている。
- ・プロジェクトの活動で議論されたテーマの中から、民訴法の改正に反映された点はあるか? (例えば「送達」の方法など)
- ・今回の改正に際しては、ベトナム、中国、タイ、日本の法律を参考にした。 日本で学んだことや SWG の議論を反映した点も多い。また、プロジェクトの協力を得て実施した地方での情報収集の結果、現場の声を反映した点もある。また改正法が成立後、レビューしていきたい。
- ・調整方法が向上したとの意見があった。今後、改定民訴法の普及、モデルハンドブックの普及では、更に調整作業が求められてゆくだろう。今後も鋭意進めてもらいたい。

以上

入手書類 なし

日時	2012年7月25日(水)14時00分~16時10分
相手先	刑事訴訟法 SWG (計4名)
	司法省:Mr. Mitlakhone Songkhamchanh
	PSC: Mr. Syvanh Bounthala
	FOL: -
	OSPP: Mr. Souphasit Lorvanxay, Mr. Chanthaboun PHENGKHAMSAY
場所	JICA 事務所ミーティングルーム

参加者

佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、川村専門家、ヴィエンヴィライ所員、パンヤ通訳、十津川

記録者 十

十津川

1. 本プロジェクトにかかる評価・印象

(Souphasit氏: OSPP)

内容

- ・専門家については高く評価している。SWG と協同活動できており、関係は良好である。
- ・プロジェクトの成果は非常に大きい。これまで独自で活動していた4機関が 一緒になって議論、執筆活動をしていることは画期的である。
- 予算面もほぼ十分である。
- ・普及も全国とはいえないまでも、かなりの範囲を網羅できたと感じている。
- ・チャートは WG だけではなく、その他の関係者 (法律家、裁判官、地方の司法局、警察等) にも広く伝わっており、理解できた人が増えた。大きな成果と認識している。
- ・情報収集の機会を通して、北部や南部の(社会的、文化的な)特徴も分かるようになった。
- ・今後、本プロジェクトで民法典への支援があるということを聞いており、こ の点でも期待が大きい。
- ・今後、刑法典が出来れば、ラオスの法律も更に充実するであろう。この点も日本側の支援を期待したい。
- ・メンバーの参加率を高めることが必要である。また、プロジェクト活動で部署を離れていたことにより所属部署からの評価下がったというケースもある。 メンバーが参加しやすくなるように、周囲や上司の理解を得られるようにしたい。

(Syvanh 氏: PSC)

- ・SWG に参加することは光栄。これまでは法律を読むだけの勉強、情報収集しかなかったが、本プロジェクトの活動を通して、様々な教材や議論に触れ、刑訴法について理解が深まった。また同時に勉強の方法が分かった。
- ・プロジェクト前は各機関、各人で法律に対する考え方がそれぞれ異なっていた。本プロジェクトを通して、参加者の法律に対する考え方が統一されたことは大きな意義がある。
- ・刑訴チャートは日本、ラオス双方の努力で完成した。また普及活動も効果的であった。刑訴チャートを使って説明したが、参加者からの反応は非常に良かった。チャートの作成方法が分かったので、これからはラオス側で独自に作ることが出来るだろう。

- ・今後、モデルハンドブックなど普及活動が増えると思うので、予算を増大することが必要であろう。
- ・SWG のメンバー参加率の問題がある。これまでプロジェクト側等の調整で何とかやってきたという印象だが、解決してゆかなければならない。
- ・近隣諸国 (ベトナム・カンボジア) への見学、研修を増加させることを提案 したい。どのように実務を行っており、教材を使用しているのか関心がある。

(Mitlakhone 氏:司法省)

- 良い成果が上がっていると認識。
- ・SWG はチャートの作成を通して、刑訴法にかかる理解を深めることが出来た。 これからチャートを利用して、実務も効率的に実施できると期待している。
- ・モデルハンドブックについては、これから執筆を進めて、日本の AG にも見てもらいたいと考えている(10月頃?)。
- ・課題は SWG のメンバーの参加率。今後、人事異動や留学も予定されている。
- ・普及活動の際に対象を広げられるように、予算を確保してもらいたい。

(Chanthaboun 氏: OSPP)

- ・専門家の支援を受け、良い成果があがっている。本プロジェクトは関係者の 評価、期待も大きい。
- 情報収集のために北部、南部を訪問した。地方からの期待も大きい。
- ・チャートについては、学生からもコピーを要求されるなど、各方面から評価 が高い。
- これまで統一されていなかった刑訴プロセスが本チャートで統一できる。
- ・メンバーの参加率の問題は依然としてある。各機関の幹部からはプロジェクト活動を優先するように指示があるが、実際は他にも業務を抱えており、本来 業務との兼ね合いが課題。代理を立てることが可能な活動ではない。
- ・本 SWG では、これからの活動を3期に分けることにした(2012年3月の会議にて)。現在、計画よりも早く進捗している。本 SWG は計画を立て、システマティックに仕事を進めるようになっている。
- 地方での活動(普及、情報収集など)期間を延ばすことを提案したい。
- ・普及先において参加者からの評価を行なうようにしたい。フィードバックが 必要である。これまでは個々人での反応は聞いているが、アンケート等、シス テマティックな評価を行なっていない。

(Souphasit 氏)

- ・プロジェクト終了時点で民法典は完成していない時期にあたる。中途半端に なることを恐れている。
- → (日本側)本ミッションでは明確な回答は出来ない。しかしながら、日本

側はラオス側の明確な計画やリクエストを受けて検討するので、ラオス側からの提案を出来る限り、あげてほしい。

(日本側質問およびラオス側回答)

- チャートの利用など、研修の方法において変化は生じているか?
- ・(Souphasit氏)研修にチャートを使っている。研修の際に人数分の配布は出来ないが、皆で利用している。
- ・人民検察だけではなく、軍検察からもリクエストがあり、追加で配布した。 これから何か配布物がある際には、軍検察も考慮しておいてもらいたい。
- ・刑訴法チャートを多くの国会議員が見ているなど、想定以上の人々が目を通 している。
- ・(Syvanh 氏) 中部法科大で講師として授業を行なう際、これまで 200 時間を要していたが、このチャートを利用することによって 50 時間程度に短縮できるようになった。学生の理解も深まったと思う。
- ・学生に実際の裁判を見せることと、教室内でチャートによる確認を合わせて 行なうことで、学生の理解を深めることが出来るようになった。

(日本側からコメント)

・参加率向上のために SWG として工夫が出来るかもしれない。欠席者との情報 共有を如何に行なうかといった点も重要である。

(Chanthaboun 氏)

- ・OSPP から 4 人参加しているが、たとえば一人は相当多忙であり、毎回出席することが出来ない状態にある。メールやファックスなどで情報を共有することが必要。
- ・上司との事前調整もラオス側の努力として必要。

(日本側からコメント)

- 上記ラオス側から提言があった三つの内容について:
- ・「①刑法典への支援」を本プロジェクトのスコープとして扱っていくことはは難しいが、専門家を通じて必要に応じて情報提供を行っていくことはできるだろう。
- ・「②普及の規模を広げるための予算増」、「③近隣国への研修」は限られた予算の中でどこにプライオリティを置き、どんな方法で実施するかが重要。例えば、JICA-Net を利用して、近隣諸国の実務家との意見交換を行う等、専門家と協議しながら、方法を検討いただきたい。
- ・チャートが有効に活用されており感銘を受けた。今後、更にモデルハンドブ

	ックの作成を進めていってもらいたい。
	以上
入手書類	なし

	(A) C 1/2 C //
日時	2012年7月26日(木)9時15分~10時15分
相手先	UNDP
	Mr Michel Rivollier, Legal Programme Adviser, Governance Unit
場所	UNDP
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、十津川
記録者	十津川
内容	1. LSMP の進捗および関連事項 ・LSMP は総合プログラムであり、様々な側面を有している。そのため難しい点にも直面してきた。プログラム自体は 2020 年までを視野に入れている。 ・これから LSMP は計画の側面に注力するのではなく、実施の側面を大切にすることにしたいと考えている。
	・今年8月までにLSMPに関する様々なコメントを集約し、EUで議論する予定(10月)。 ・LSMPは4つの柱から構成されており、三つ目が人材育成。ラオスでは全ての法関係機関がそれぞれの研修機関を持っており、異なる実施方法を取っている。そこで統一機関(National Training Institute)の設立を考えている。大臣のDecree がもうすぐドラフトされる予定(9月くらいか)。 ・加えて、4機関のMinistry of Public Security、MOJ、OSPP、PSCとの間でAgreement が結ばれることも必要である。 ・検事、裁判官の人材育成と弁護士の人材育成も重要。弁護士の人材育成はEUによって既に実施されている。
	 (日本側) ・統一の研修機関はいつごろ出来ると思うか? → 異なる機関の調整が必要であり、実際には分からない。LSMP の議長も4機関で持ちまわっており、機関の調整機能も持ち回りで出来るのではないか。 (日本側) ・ベトナム、カンボジアの経験も活かしていきたいと考えている。
	・日本弁護士連合会がラオスを訪問予定(9月)。ベトナムやカンボジアからも招待し、司法アクセスにかかる会議をラオス弁護士会と共催予定。 (Michel 氏)
	・LSMP と他ドナーとの関係について。フィンランドが International law の分野で支援するかもしれない(既に支援している?)。

- ・2012 年 11 月のサミット後、ミャンマーへの法整備に関心を示す国も増えるのではないかと思う。
- ・本プロジェクトは LSMP の柱の中でも、最も重要なものである。

(日本側)

- ・民法典の起草についても、本プロジェクトの中で支援する予定である。ただし、日本は自助努力支援を基本方針としていることから、あくまでラオス側が 主体となって、ラオスの文化、習慣にあった起草を行っていくことが重要と考 えている。
- ・民訴法の普及について、本プロジェクトでも CP から要請された。普及活動 も重要と考えている。

(Michel 氏)

- ・普及はLSMPの4番目の柱であり、重要と認識している。ただし、普及についてはその対象を考える必要があるだろう。ケースフリーの環境(コミュニティ内の調停)に対して何を普及出来るのか?何が合理的なのかを考えることも必要。
- ・ラオスは行政裁判所の制度に対しても興味を有している様子。2016年までのロードマップ。ただし、まだラオスとしてはアイデアが無いため、今後、外国の専門家グループ(日本含)をつくり、各国の取組み、システムを紹介していくことが必要と考えており、9月頃に会議を行いたいと考えている。

(日本側)

- ・法セクターに関するドナーマップはあるか?
- → 持っていない。ただし、必要であるとの認識はあり。
- ・統一研修機関の構想について、MOJの中心人物は?
- ・→ ケサナ氏であろう。ナロリット氏も関与していると考えられる。

以上

入手書類 なし

日時	2012年7月26日(木)13時30分~14時40分
相手先	UNODC
	Mr Fumio Ito
場所	UNODC
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、伊藤専門家、十津川

記録者	十津川
	(Mr Ito) ・UNODC ラオスのチームメンバーは 57 人。そのうち International staff は自分を含めて 2名のみ。
内容	・ラオス国内の薬物に関連した闇マーケットが約7.5億ドルと推計。 ・ケシ栽培が2007年ごろから再び増加している。 ・他方で、現在のラオスの薬物の多くは覚せい剤に推移してきている。
	・現在、薬物取締法を実施するための人材育成を実施中。組織犯罪防止法、腐敗対策防止法に関する活動は、UNODCとして取り組みを強化したいと考えているが実際にはあまり進んでいない。 ・刑法関連では3つの国内プロジェクト、2つの地域プロジェクトを実施中。 ・国内は薬物法対策プロジェクト、人身取引関連プロジェクト、腐敗対策プロジェクト。地域プロジェクトは旅行者による子供への性的虐待対策、(法整備
	の観点からの)テロ対策活動である。 ・JICA 人材育成プロジェクトは良い結果を出していると認識。本プロジェクトの CP が UNODC のプロジェクトでも活躍しており、非常に優れたパフォーマンスを示している。 ・県レベル職員でもレベルが高まっていることを現場でも確認できた(北部、中部、南部の各 1 県にて調査)。
	・刑訴法について JICA プロジェクトと UNODC の取り組みとの間で重複は無い。むしろ、UNODC の活動に今後も日本側の専門家からのインプットをお願いすることになるかと考えている(2012 年 4 月にもワークショップでの講師をお願いした)。 ・アメリカから 15 万ドルの拠出が UNODC にあり、JICA が前プロジェクトで成した組織マニュアルを改訂していきたいというアイデアあり。この関連において、JICA プロジェクトと連携できるところがあれば是非お願いしたい。・OSPP から検事の人材育成に資するような支援をお願いしたいという話もあった。ただし、依頼内容は、刑事訴訟法の運用といった大きなテーマではなく、薬物対策や人身売買対策等、特定のテーマにかかるもので、OSPP は JICA と
	UNODC への支援依頼の内容を分けている様子。 (日本側) ・OSPP は今後、新刑訴法の改定チャートを普及することになる。この普及の計画に合わせて、UNODC と連携できるかと思う。

(Mr Ito)

・UNODC としては今後長期的な支援案として、科学捜査研(鑑定業務?、保健省管轄)の改善(日、米、スウェーデンと相談中)や腐敗対策、組織犯罪防止にかかる活動を強化したい。

・LSMP は法セクターのマッピングとしては有益であるが、実際には関係機関ならびにドナーの調整も難しく、なかなか進捗していないのが実態である。

以上

入手書類 なし

日時	2012 年 7 月 27 日 (金) 13 時 40 分~16 時 00 分
相手先	北部法科大学
	Mr Phaivanh Ounvilai,
	Mr グンレン(国際協力担当)
場所	北部法科大学
参加者	佐藤団員、中村団員、板垣団員、石岡専門家、パンヤ通訳、十津川
記録者	十津川
	1. 本プロジェクトにかかる評価・印象
	(Phaivanh 氏)
	・2010 年 10 月から本プロジェクトに参加。刑訴チャート作成作業に参加して
内容	きた。また、南部への情報収集にも参加した。
	・活動はヴィエンチャンで実施することが大半であるため、参加し始めた当初
	は欠席せざるを得ないこともあった。
	・刑訴チャートについては検察、裁判所等にも紹介した。
	・チャートの普及ワークショップには教員数十人、法科大4年生100人が参加
	(2012年5月)。(北部法科大学の支部のある) ウドムサイ県でもメンバーの一
	部が説明を実施し、参加者から良い反応を得た。
	・今後のモデルハンドブック教材作成において、南部と北部が一緒に執筆担当
	する (証拠申請のパート)。
	・プロジェクト活動を通して研究が出来るようになった(研究の方法が分かっ
	たとの意)。授業において、日本やタイの刑法の例に触れるなど、授業の質も
	改善したと認識している。
	・ヴィエンチャンとの距離が問題。これからもっと北部での活動を充実させて
	もらいたい。
	・現在の SWG メンバー数 (14-15 名) はやや足りないと感じる。増員してはど
	うか。またメンバーの中に経験・知識が豊富な人を加えてほしい。議論のまと
	めなどを期待できる。
	・自分自身も現在留学を考えている。プロジェクトへの参加が難しくなるかも
	しれない。
	・法科大学の教員(および学生も含め)のプロジェクトへの参加を増やしたい。
	・先日の SWG ミーティングでは、Skype による参加ができた。
	・いずれプロジェクトの成果物は法科大の図書館に所蔵し、学生にもアクセス
	してもらいたいと考えている。

2. 質疑応答

(日本側)

普及ワークショップにおいて、説明の方法として取り入れた工夫とは何か?

(Phaivanh 氏)

・学生が対象である場合は、プロセスの背景や理論を説明する必要があるが、 実務者対象の場合はそういった説明が要らない。実務者の場合は、個々が実務 経験を有しているが、その方法が統一されていないことが問題である。そのた め、説明するときのポイントが自ずと異なる。

(日本側)

教員へのチャート普及活動以外に他の教員と情報共有する機会はあるか?

(Phaivanh 氏)

- ・刑事法の教官(10人常勤、4人客員)と刑訴チャートも含め共有した。
- ・学生が卒業する前に皆にチャートを配りたかったが、入手数が足りなかった。
- ・学生の卒業論文作成・指導においてもチャートを活用している。
- 教官数:(3年前)常勤:25人、客員:26人、

(現在)常勤:約35人(職員56人~アドミと教官を兼任している職員も多い)、

客員:約10人、ウドムサイ:22人

- 客員(検察3人、裁判所3人、県司法局3人程度)も授業実施。
- 多くの常勤教官の学位は決して高くないが、経験は豊富である。

(日本側)

・3年前の情報では、客員教官のほうが経験豊富であることが多いため、客員が高度な内容を、常勤が基礎的内容を受け持つといった状況と聞いていたが、現在の状況は如何。

(Phaivanh 氏)

- ・現在は常勤教官も対応できるようになってきている。ただし、専門性が高い 科目は客員が受け持つことが多い。
- ・7人の教官が現在国内および留学して修士課程に在籍している(1人は卒業)。今年も3人がベトナムへの留学を検討中。

(日本側)

・モデルハンドブック執筆における北部と南部の連携は、どのように実施する 予定か?

(Phaivanh 氏)

・北部では執筆テーマを自分がまとめ、南部に送る。同様に南部からも送られてくる。メールで双方やり取りをしている。Skype は利用していない。

(日本側)

・北部、中部、南部の法科大学が共同で共通の教材を作成しているか? (以前 そういった意向を聞いたが)

(Phaivanh 氏)

- ・司法省法律研究所において意向はあり、目次も作成したが、編集する作業が うまくいかなかった。現在は、それぞれの教官が自らの教材を作成、利用して いる。今後も協議して共同化を進めてゆきたいという意向はある。
- ・北部法科大学独自では 15 科目で教材作成。 2 科目は印刷済み (USD2,000)。 その際の印刷代 (USD2,000 ドル程度) は仏教支援団体の資金を利用した。学生 は図書館で借りて、資料を読む体制。必要に応じてコピーする。
- ・様々な団体に印刷を依頼してきた。本プロジェクトにも可能であればお願い したい。

(日本側)

・大学として、外部組織を招待して実施するワークショップはあるか?

(Phaivanh 氏)

- ・特になし。検察や裁判所とともに活動することは本プロジェクトのみ。
- ・大学側が情報収集源のひとつとして意見を聞くために訪問を受けることはある。

(日本側)

本邦研修の効果は?大学内で報告会を実施したか?

(Phaivanh 氏)

・100 人の生徒に対して説明実施。研修後は、授業の際に日本の例を示すことが増えた。同僚の教官には組織内の会議で折に触れて伝えてきた。

(日本側)

北部法科大独自で今後教材の印刷を行なっていける見込みはあるか。

(Phaivanh 氏)

・学校で教材印刷を行なう予算は無い。必要な学生は図書館で教材を借りて自分でコピーするという状況にある。

(日本側)

• SWG を欠席した場合、議事録などの共有はあったか?

(Phaivanh 氏)

- 議事録は送付されており、共有されている。
- ・Skype は有効。教官同士で通信施設を融通しあうことで対応できるだろう。 通信速度やモデムの質による。

(日本側)

・教官の資料購入予算(教科書など)はどの程度あるか?

(Phaivanh 氏)

・学校のアドミニストレーション部門で事務関係の予算を一括管理しており、 個々の教官の予算は無い。

(日本側)

・プロジェクト活動成果を授業用のレジュメ等に反映したことはあるか?

(Phaivanh 氏)

- ・現在刑法の授業を担当しているため、直接的にレジュメに反映はしていないが、説明の中でプロジェクト活動で学んだ事例等を説明することはある。授業の方法を改善したい。現在刑法を教えているが、刑訴法も担当する予定。
- ・今年から、ラオスでも学生による教官の授業評価を始めた(アンケートによる)。

(日本側)

・SWG メンバーの中に議論をまとめる人を入れていくことについて。プロジェクト形成の際には、議論を活発化するために比較的若いメンバーで構成することを考えた。ただし、現在では経験豊富なシニアが居ても、環境的に問題が無いようであれば今後検討してゆきたい。

(Phaivanh 氏)

・重要な点は年齢や権威ではなく、議論を取りまとめることが出来る人が必要 という意図である。

討議後、施設を見学した。

以上

入手書類 なし

日時	2012年7月30日(月)9時00分~10時20分
相手先	中部法科大学
	Ms. サイキット(副学長、民訴 SWG)、Mr. カイキット(副学長)、Ms. ワニー(学
	生部長)、Mr. ヌワントー (人事部)、Mr. サンティ (事務部長)、Mr. チャンタ
	ボン (教務部副部長)、Ms. タノンシン (民法 SWG)、Mr. ミラコン
場所	中部法科大学
参加者	子浦団長、佐藤団員、中村団員、瀬戸団員、十津川団員、石岡専門家、伊藤専門
	家、板垣
記録者	板垣
	訪問目的: ①プロジェクトの進捗の検証、②プロジェクトの活動等の適切性評価、
	今後の課題の検討
内容	(サイキット副学長)
	・ウドム学長、サイキット副学長が民訴 SWG メンバーとしてプロジェクトに参
	加。ウドム学長は、司法省研修所に勤務していた頃からプロジェクトに参加。
	刑事訴訟法 SWG にも 1 名参加していたが、現在ベトナムに留学中。本来であれ
	ば、代わりになる教員をあてるべきだが、人材が限られていることから、交代
	要員を任命できていない状況。民法 SWG には2名参加(中級法律教育で多忙の
	ため、会議には欠席)。
	(子浦団長)
	・刑事訴訟法 SWG 任命できていないのは、多忙以外に理由があるか?
	(サイキット副学長)
	・能力がある職員がいないのではなく、多忙が最も大きな要因。大学内の業務
	と JICA プロジェクト業務とのバランスが難しい。新しい教員を採用したため、
	刑事訴訟法の交代要員を選出したいと考えている。
	(子浦団長)
	・SWG に参加しているメンバーのプロジェクト成果に関する印象は?
	(サイキット氏)
	・法律の知識、作業の仕方等について学ぶことができた。
	・長期専門家からは、民事訴訟法の MH の執筆に関し、何を考えたらよいか、
	どのように作業を進めていけばよいか助言をいただいた。本邦研修では、日本
	の専門の先生から多くの知識を提供いただいた。
	・4つの関係機関での協同作業によって、各機関の経験・情報の交換ができた。

具体的には、実務における法の適用、法律の文言の意味、その背景の理論について知ることができた。また、ラオスの法律、実施に関する法律家の欠点も見えてきた。法律の文言にはどのような問題があるか、どのような点が明確・不明確か、実務においてどのような懐疑があるか等。

- ・グループ内、日本の専門家との意見交換を通じ、ラオスの法制度の良い点、 悪い点に関する理解が深まった。ブンクアンさんのように、メンバーの中から 実際に法改正に携わるメンバーが出てきたことは、プロジェクトの重要な成果 と認識。
- ・長期専門家からは非常に大きなアドバイス、配慮いただき、民訴のチャートといった成果をあげることができた。民訴法の改正に合わせてチャートの改訂が必要、活動は遅れてしまう。チャート作業の中で、多くの教訓を得ることができた。

(タノンシン氏)

- ・自分自身は新米の教員だが、SWG に参加し、様々な議論を聞き、大きな経験となった。民法 SWG の中には、かつての自分の先生もいる。ビャンサイさんの後を継ぎ、SWG メンバーとしては 1 年程度。
- ・かつては、条文を見て教えるか、他の教員が書いたマニュアルをもとに授業を行っていた。SWG において、一つの問題について、その特徴、背景に関する議論が行われ、授業を行う上で非常に参考になっている。実際に、講義ノートにも反映し、直接成果を活かしている。
- ・困難な点:月曜から金曜まで授業をもっており、SWG 活動と重なる場合は、休講せざるをえない。(4クラス×4授業=16コマ、2時間/コマ)例えばリトリートの場合は、3日程度休講せざるを得ず、休講が難しい場合は活動を欠席せざるを得ない。休講する場合は代行を立てるが、調整がつかないこともある。ヴィエンチャン市内で活動を行う場合は、都合を調整できることが多いが、リトリートとなると都合がつかないことが多い。
- ・提案:より多くの教員をプロジェクトに参加させてほしい。自分自身の知識、 考え方広がってきている。直接教育の場でプロジェクト成果を活用することが できる。

(ミラコン氏)

- ・チャートの普及活動に参加し、民訴・刑訴の状況を知ることができたが、今後 より多くの知識を得たいと希望。
- ・提案:①学生に対して普及・説明する機会を多く設けてほしい。②チャートの中に条文の内容をより詳細に記載した方がわかりやすくなるのでは。手続きが不明確な箇所がある。

討議後、施設を見学。

(板垣)

・プロジェクト成果を SWG 内だけでなく、広く共有すること重要。他の教員と情報共有・議論する機会はあるか?

(サイキット副学長)

・これまでの状況としては、あくまで SWG メンバーが同じ分野の先生と個人ベースでの意見交換を行ってきた。講義、WS といった形での普及は行っていない。研修を行うための時間、場所がない(現在会議室建設中)。今後、新しい教員を増員予定のため新米教員に対する研修も行っていきたい。また学生に対する普及も行っていきたい。既に学生向けに刑訴・民訴チャート普及セミナーを実施したが、会場の都合で 50~60 人しか参加できなかった。他の学生からも同様の機会を設けてほしいとの要望があがっている。

(伊藤)

・現在、中部法科大学からは刑訴 SWG に参加していないが、メンバーを追加する予定、追加が難しい理由はあるか?

(サイキット氏)

- ・教務が忙しく、プロジェクトに人員を割くことができなかったが、今後新しい教員を採用するため、状況は改善できるものと思う。多くの教員は教育、事務を担当している。
- 民法典の支援にも期待。
- ・残り2年間、活動にできるだけ参加し、本を完成させていきたい。

以上

入手書類 なし

日時	2012年7月30日(月)10時40分~12時00分
相手先	中部高等裁判所
	Mr. コンチー裁判所長、Mr. ソムサック副所長 (民訴 SWG)
場所	中部高等裁判所
参加者	子浦団長、佐藤団員、中村団員、瀬戸団員、十津川団員、石岡専門家、伊藤専門
	家、板垣
記録者	板垣
	調査目的:①プロジェクトの進捗、②改善に役立てることができる教訓の確認
	(子浦団長)
内容	・プロジェクトの成果、改善提案について(既にソムサック氏とは民訴 SWG
	へのインタビューでお話を伺っているが、) 追加コメントがあればお願い
	したい。
	(コンチー裁判所長)
	・かつては、最高裁で裁判官。2010年から中部高裁の裁判所長。
	・本来裁判所には副所長2名いるが、現在ソムサック副所長のみ。もう1
	名副所長を任命する予定。
	・JICA の活動については報告を受けている。 ・セミナー、WS の開催による我々の裁判官に対する成果の普及。民訴、刑
	訴チャートの作成・全国の裁判所の職員に対する普及活動がプロジェクト
	の最も大きな成果として認識している。
	・プロジェクトの困難な点:①裁判所の職員が不足しているため、活動に
	十分に参加できない。②インフラ施設不備。③民訴法改正とプロジェクト
	期間が重なってしまったため、作成したチャートは改訂していく必要があ
	る。
	・旧民事訴訟法 100 数条から 300 条以上になった。不明確であった事項を
	条文で詳細に規定。大きな改正。刑事訴訟法も旧法では100数条から200条
	以上となる予定。条文の改正がプロジェクトに与える影響は少なくないと認
	識。
	・今後、チャートの改訂についても引き続き支援を検討していただきたい。
	民法典の起草は非常に大きな挑戦。起草するうえでの基礎がラオスにはな
	い。プロジェクトの業務量も大きくなると懸念しているところ。
	・改正民訴法、刑訴法についても、全国の裁判官に普及を進めていくこと
	が今後不可欠。JICA でも普及活動について、支援を検討してほしい。
	(ソムサック副所長)

- ・今後の課題:改正民訴法、刑訴法について全国の裁判官、職員に関する 普及。今までの手続きと大きく異なる点があり、考え方を変えていく必要 がある。第一の優先課題であり、支援をお願いしたい。
- ・普及活動等、中部高裁の裁判官、職員をできるだけ多く参加させていただきたい。民訴 SWG としては、チャートの改訂が第一課題、次に WG メンバーに対して、改正訴訟法の理解を深めるための活動を行っていただきたい。今後 SWG メンバーが、改正訴訟法の研修・普及を行っていくことになる。
- ・プロジェクト非常に大きな成果、前進があった。引き続き支援を希望。

(子浦団長)

- ・裁判所職員の不足によって、十分に活動に参加できないといった点は他 の機関からも指摘のある点であり、今後何らかの対策が必要。
- ・民訴、刑訴の改正に関連し、今後チャートを改訂していく必要がある。

(板垣)

・改正法の普及については最高裁からも提案があり、ラオス側の具体的な計画を検討していただいている。ラオス側の具体的な計画をもとに、プロジェクトでの協力範囲を検討していきたい。

(佐藤専門員)

・中部管内でどのように改正法の普及を行っていけばよいかアドバイスが あれば教えてほしい。

(コンチー裁判所長)

- ・既に中部高裁においても議論を行っている。本アイディアについては、 最高裁とはまだ合意していないものであるが、最高裁だけでは対応できないものと考えている。最高裁においては、裁判官研修所においてカリキュラムに従って研修を行っていけばよい。実務に関する指導は、各地域の高裁が行っていけばよいというアイディアを持っている。すなわち、最高裁は高裁裁判官への研修を行い、それ以下のレベルの裁判官に対する研修は、高裁の裁判官が行い、普及していけばよいというのが、中部高裁のアイディア。
- ・日本では法律の改正に関し、どのように普及を行っているか、引き続き アドバイスいただきたい。トレーナーを育成し、トレーナーが普及活動を 行っていくのが効率的と考えている。

以上

入手書類 |なし

日時	2012年7月30日(月)13時30分~15時05分
相手先	ラオス国立大学法政治学部
	Mr Viengvilay Thiengchanhxay, Dean of FoL
	Ms Vilay Langkavong, Head of Human resource
場所	ラオス国立大学
参加者	子浦団長、佐藤団員、中村団員、瀬戸団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、
	戸谷所員、十津川
記録者	十津川
	冒頭、本調査の目的説明および参加者紹介。
	1. 本プロジェクトにかかる評価・印象
内容	(Mr Viengvilay)
	• 本大学からのメンバー(全9名)は、SWGメンバーとしてプロジェクト活
	動に積極的に参加してきた。ただし、留学のために参加できなくなった
	例もある。その場合は後任をあてるように努力している。例えば、リエ
	ゾンユニットで本年 Ms Vilay を後任にあてる調整を行なった。
	• これまでの本学での授業は、法律の条文を読むだけの内容だけであった
	が、現在は法律、条文の意味を考え、実務の例なども伝えるようにして
	いる。
	• 法律の理解が深まっただけではなく、教材の執筆方法などを習得するこ
	ともできた。
	• これから作成するモデルハンドブックの内容についても、関係者間の議
	論を通して、イメージが出来上がってきたところである。
	• SWG に参加しているメンバーの自己研鑽の意識も芽生えてきている。
	• 日本の仕事の進め方などを学ぶ機会にもなっている(計画性、集中力、
	責任感など)。ラオス側の仕事のやり方も徐々に変わってきていると認識
	している。
	• MC や SWG、リエゾンユニットなど各会議を毎月実施。JCC も半年ごと実施。
	このような各層での会議が継続していることが重要である。
	• 教員には忙しくても、出来る限りプロジェクトの活動に参加するように
	言っている。プロジェクトに参加していない教員からは、プロジェクト
	が進捗していないのではないか、本来業務に影響が出ているのではない
	か等の声も出ているが、自分からプロジェクトの意義やプロジェクトの
	進捗状況およびその理由などを説明している。
	• 刑訴チャートが作成され、その後普及活動を北部、中部(ヴィエンチャ

- ン)、南部で実施した。普及ワークショップでは、軍検察や警察も参加した。
- 刑訴法モデルハンドブックの目次、執筆分担を決めており、2014年まで に完成させる予定である。
- チャートについては改正法に合わせて、変更することが必要である。
- 組織上層部もハンドブック作成については理解がなされていると考えている(内容や効果について疑念を持っている少数の人には説明するようにしている)。
- サイコーン副学長も本プロジェクトの重要性を理解しており、会議には 必ず出席している。
- SWG メンバーが組織内での昇進に伴い、業務が多忙となり、SWG ミーティングに出席できなくなるケースもある。また、留学のために参加できなくなる例もある。しかし、学内の上層部においても、プロジェクト期間中はできる限り人事変更、留学等を配慮することとしている。
- 最後に総括すると、全体的な評価として、本プロジェクトは順調に推移 していると認識している。

2. 質疑応答

(日本側)

• 本プロジェクトに参加していない教員にもプロジェクトの成果を理解して もらうことが重要である。SWG メンバーが他の教員と成果や知見などを共 有する仕組みはあるか。

(VIENGVILAY 氏)

- 他の教員にプロジェクトでの活動については説明している。しかしながら、 プロジェクトに参加していない教員に伝えるためのシステムは弱い。
- 参加している教員の授業の質は明らかに高くなっている。まだプロジェクトの果実は参加者に限られている、もしくはその教員の授業を受ける学生が受けているといえるだろう。
- 参加している教員と参加していない教員で業務を出来る限り補完し合える ように調整している。

(日本側)

• チャートを授業で使ったことはあるか?

(VIENGVILAY 氏)

用いている。5年生の授業で刑訴チャートを使っている(実際には草案版を使っていた)。

(日本側)

• チャートについて、来年度学生への配布をどのようにするか?

(VIENGVILAY 氏)

• 今年は、全部を配布してはいない。学生には PDF を配信したので、PDF を 学生は使う(印刷する)ことが出来る。

(日本側)

• 学校に教材印刷の予算はあるか?

(VIENGVILAY 氏)

- 現在実施中のルクセンブルグのプロジェクトでが学教育のインフラ整備、 教育内容の改善を目指している。このプロジェクトで教材印刷の予算を期 待できると思う。
- 学生への配布については CD を利用することも考えている。
- 教科書を執筆する教員への支援が限定的である。ルクセンブルグのプロジェクトでも執筆への支払いは行なわれていない。

(日本側)

• 学生に対して教材の無償配布はあるか?

(VIENGVILAY 氏)

学生は購入の必要あり。ただし比較的安価に設定されている。

(日本側)

• 刑訴、民訴の改正に大学教員は、(プロジェクト非参加者も含め) どのよう に関わったか?

(VIENGVILAY 氏)

- 大学の教員が起草にあたって意見を述べる機会はあるが、実際の起草に携わるケースは非常に限られている。
- 今回は偶然にプロジェクトの活動時期が刑訴、民訴改正の時期と重なっていたため、プロジェクトへの参加といった形を通して、改正にも携わり、プロジェクトで得た知識を活用することが出来、大きな意味をもつ。

(具体的には、SWG が実施した地方での情報収集活動を通して、携わった。)

(日本側)

- SWG からのコメントや意見が改正法に直接反映された点はあるか? (VIENGVILAY 氏)
 - 実際にどの部分に反映されたかは分からない。ただし、ほとんど全ての条 文に対して意見を表明した(反映の有無は分からない)。

	(日本側)
	民法典の起草テクニカルグループに大学からの参加はあるか?
	(VIENGVILAY 氏)
	• ヴィサイ先生が参加している(一人のみ招請を受けた)。中部法科大からも
	一人(サイキット先生)。
	以上
入手書類	パンフレット (ルクセンブルグによるプロジェクト、法政治学部紹介)、教材 CD

	《周されかん』
日時	2012年7月30日(月)15時50分~16時50分
相手先	北部法科大学
	Mr Sommay Syoudomphan,学長
場所	ICTC
参加者	子浦団長、佐藤団員、中村団員、瀬戸団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、 戸谷所員、十津川
記録者	十津川
	冒頭、本調査の目的説明および参加者紹介。
	1. 本プロジェクトにかかる評価・印象
内容	(Mr Sommay)
	• 民訴、刑訴の法理論について、特に日本とラオスの違いについて学ぶこと
	が出来た。
	• 民訴法の改正において、プロジェクトで得られた知見を活用することが出
	来た。「当事者」の項目、「弁護士の役割」の項目において、本プロジェク
	トから提出された意見が反映された。
	• 一方、民訴法の中で「検察官の役割を少なくする」という提案は、他の法
	律への影響が大きく通らなかった。しかしながら、国会議員が我々の主張
	する内容に理解を示してくれたことは大きな一歩である。
	• 出来るだけ早くモデルハンドブックを作成し、本学で授業に使用したい。
	• 提案事項として以下を挙げたい:
	1) ラオス側の参加メンバーの数が限られている。例えば、学校から1-
	2人しか参加できていない。もう少し増員してはどうか。
	• 2)これからのメンバーには若手職員を参加させた方が良いのではないか。
	若手の方が時間に余裕があるため、勉強などにも時間を取ることが出来る
	はずである(組織長レベルのメンバーは多忙である)。
	• 3) 教員および学生に対する普及活動を行なった点は非常に良かった。た

だし、今後は普及活動への時間を最低でも二日間にするなど、延長することが良いのではないか。

2. 質疑応答

(日本側)

• 上記、普及活動の期間延長案については、今後、学校のカリキュラムと合わせて、タイミングを計りながら実施したいと考えている。

(Sommav 氏)

- 今後、北部、中部、南部の法科大学でカリキュラムを同一化することを考えたい。このアイデアと普及活動との調整も考えたい。
- 2013 年までに国家法科大学を統合するというアイデアも検討されている。

(日本側)

国家法科大学とは、それぞれの校舎は現在の場所に残して、カリキュラム、 教材の同一化を目指すというものか。

(Sommay 氏)

- ヴィエンチャンにメインキャンパスを作るというアイデア。北部、南部の 法科大は支部との位置づけで残す。中部法科大は完全に国家法科大に統合 される。
- 現在、用地獲得も交渉中の段階。
- 約3,000万ドルの予算が必要と試算。実際の開校は2015年頃になるだろう。

(日本側)

• (プロジェクトの支援による活動以外に)法科大で独自に情報共有を図った活動はあるか。

(Sommay 氏)

• 活動に参加している教員が自らの授業で活用している。情報共有のための 研修などは行っていない。

(日本側)

- 上述の若手を SWG に増やしたいというアイデアについて、その理由は何か。 (Sommay 氏)
- シニアのメンバーが欠席した場合に補える(情報の欠落が無い)。若手のほうが今後得た知識を活用するチャンスも多い。
- これまでの参加メンバーは非常に能力向上が見られた。出来るだけ多くの 人に能力向上の機会を与えるようにしたい。

(日本側)

以前のプロジェクトで作成した教材の評判は如何。

(Sommay 氏)

以前の教科書は、全国のカリキュラムにも組み込まれており、評判も良い。

(日本側)

• (プロジェクトとは別に一般的状況として) 法科大学の教員はどのように 自らの能力向上を図るのか?

(Sommay 氏)

• 現在、法科大では年間に一回研修(最低1か月、通常1か月半)が義務付けられている。その他に、新規教員の場合では、見習い教員として活動する時間もある(一年間)。若い教員に研修機会を出来るだけ与えるようにしている。

(日本側)

• この研修のタイミングを利用して、プロジェクトの成果を伝えていくこと は出来るか?

(Sommay 氏)

- 可能である。トレーナーの多くは中央からの派遣だが、地方からもトレーナーとして参加はある。今後検討していきたい。
- 私個人は上記の国家法科大学設立の計画に関連して異動することになる。
- 北部法科大の卒業生の就職先は以下の通り:
- 93%→公務員(裁判官、検察、弁護士、地方行政機関。大半は地方行政機関。)、3%→民間、4%→未就職。2009~2011年までに1,080人が卒業。2012年9月は677人卒業予定。

以上

入手書類 なし

日時	2012年8月1日(水)9時~11時
相手先	国民議会法務委員会、法制局
	・Ms ブンカム (法務委員会副委員長)
	·Mr アンパイ (法制局局長) (名古屋大学留学経験あり)
	・Mr シソン (法制局立法部副部長)
場所	国会
参加者	子浦団長、佐藤団員、中村団員、瀬戸団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、 十津川
記録者	十津川
	冒頭、本調査の目的、本プロジェクトにかかる概要、進捗説明および参加者紹介。
	(日本側)
内容	・今後予定される民法典起草に関して、本プロジェクトが人材育成の観点から
	支援することでプロジェクトカウンターパートとも同意した。
	・JICA としては、ラオスの社会、文化に適した法律の起草支援をしたいと考え
	ている。
	(ラオス側)
	·JICA プロジェクトが成果を上げていることは認識している。今後、民法典に
	ついても支援してくれる旨、感謝したい。
	・民法典は 2015 年に提出する予定。
	・他国での JICA による支援経験を活用し、民法典の内容などにも支援をして もらいたい。
	・立法のための 2015 年までの作業計画あり。起草指導委員会、起草専門家委
	 員会、執筆委員会を既に結成した。司法省が主管庁として業務にあたる。現在
	は他国の例を学び、民法典の構成等の準備を進めている段階である。
	(日本側)
	・日本の支援の特徴として、対象国の文化、習慣に根付く法整備支援を行って
	おり、そのために、日本の制度紹介だけでなく、その国の中で深い議論が実施
	されるような形での支援を行っている。時間がかかる作業ではあるが、法律制
	定後の運用、実施にあたっても、その過程は役に立つ。
	・民法典起草に関して、他ドナーからの支援はあるか?
	(ラオス側)
	・司法省が主管。他ドナーの支援については基本的には無い。

- ・既に日本の大学教授から民法典についてのレクチャーを数回受けている。民 法典は重要である。しかしながら、ラオス側は民法典を十分に理解していると は言い難い。
- ・カンボジアは7年をかけて起草したと聞いている。ラオスは4年程度しかないため、急がなければならないと感じている。

(日本側)

・起草指導委員会、起草専門家委員会の内容について。

(ラオス側)

- ・起草指導委員会~民法典起草にあたる基本原則を定め、起草に関わる重要問題を討議、決定する。民法の構成についても決定する。顧問団に近い存在であり、指導、助言を与える組織といえる。メンバー委員長はダボン氏。副委員長は司法省副大臣ケート氏。その他局長クラスから成る。
- ・起草専門家委員会〜実働部隊である。実際に民法典を執筆する。指導委員会の定めた原則に従って、執筆を進める。また、起草作業の計画作成および起草作業のための予算を計上する。民法典の起草に必要な情報、資料収集する。メンバーは局長もしくは次長クラス。アンパイ氏も入っている。テクニカル・ワーキンググループと言われているものと同じ。

(日本側)

・今後の作業スケジュールについて。

(ラオス側)

- ・2012 年末に国会にて民法典の枠組みを発表する計画となっているが、この発表は当方側の作業の進み方に拠る。必ず発表するか否かは分からない。
- ・民法典は非常に条文が多い。他国での支援において、どのように審議、起草 を進めてきたのか、その経験を今日のこの場で教えてもらいたい。

(日本側)

・国会の本会議は時間が限られるため、時間の制約上、委員会が審議の中心的 な役割を果たすことが日本および他国での通常のケースである。

(ラオス側)

・1,000条を超えるような法が、日本では一回の会議で採択されるのか。

(日本側)

- ・条文の分量に限らず、一回で採択される。ただし、その前段の委員会で時間 をかけて議論されている。
- ・JICA としては内容のみならず、審議方法もラオス側の方法を尊重したいという意向を持っている。
- ・民法典は最後まで条文間の調整が必要であり、毎年少しずつ採択し、修正が きかなくなるような事態は気を付けるべき。

(日本側)

・民法典は非常に幅が広いので、他の法律との整合性を改めて調整する必要がある。整合性にかかる調整を果たす組織はどこになるか。

(ラオス側)

- ・起草委員会には多くの組織から関係者が参加する。
- ・起草後には他の法律において整合性を図る作業が出てくるため、引き続き他の法律に対する改正作業は必要になるだろう。その場合、改正のための委員会を設置して作業を進めることになるだろう。司法省が中心となって進めることになると考える。

(日本側)

・民法起草において Public opinion をどのように収集する予定か。

(ラオス側)

- ・「法規範文書の起草に関する規則」において、個人、法人、団体は法律の起草に対して意見を述べることが出来ると定められている。
- ・方法としては、1) インターネットを利用して、意見を述べる; 2) 直接自らの意見を表明する; 3) 国会議員が自らの選挙区の人々の意見をまとめる; 4) 新聞などで意見を求める、との4つの方法がある。2) の直接意見を表明するにあたっては、各省庁内にある組織、例えば女性組織や青年団などの会議を利用して意見を収集することができる。また、地方や村落でも同じような組織の枠組みを利用して聴取することが出来る。
- ・関係各省庁や、政府のウェブサイトを利用することが出来るだろう。

(ラオス側)

・意見聴取においては三段階ある。第一段階では地方などに行って一般市民や 実務者から意見聴取する。第二段階である草案が作成されたのちは、関係機関 を招集して全体セミナーを開催する。

第三段階では、国会議員が自らの選挙区に出向き、意見聴取する。 これに加えて、ウェブサイトを利用する方法を考えている。

(ラオス側)

- ・法制局の人数:専門家13名(不服申し立て局、国籍局もある。)
- ・法務委員会 26人 国会に常駐している人数は3名。残りは選挙区。

(日本側)

・民訴チャート、刑訴チャートを作成した。チャートを見たことがあるか。印 象は如何。

(ラオス側)

・非常に意義があった。国会審議において、国会議員もチャートを見ながら法律を的確に理解することが出来た。当方から議員に配布した。

(日本側)
・民法典テクニカルグループがプロジェクトメンバーに入るスキームで支援を検討している。形だけではなく、人材育成と drafting が相互にフィードバッ

(ラオス側)

・実際に業務を行いながら人材育成を図っていくことは重要なアプローチと認 識しており、賛成する。

以上

入手書類

《聞き取りメモ》

クし合うことが重要。この仕組みについて理解をいただきたい。

(A) D AX 9 D C //							
日時	2012年8月1日(水)16時~17時						
相手先	こ フランス大使館						
	Mr Benoit Bonaime, Attache de cooperation (エコノミスト)						
場所	フランス大使館						
参加者	子浦団長、佐藤団員、中村団員、瀬戸団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家、 川村専門家、十津川						
記録者	十津川						
	冒頭、本調査の目的、本プロジェクトにかかる概要説明および参加者紹介。 (Benoit 氏)						
内容	・統一研修機関について: ・具体的な計画はまだ進んでいない。現在はラオス側で Decree を作っている 段階であり、まだフランスとしては関与していない。これからの動向を見た うえで、どのような支援が出来るかを考える。 ・4年プロジェクトとして、弁護士、検察、裁判官および司法関係者への人材 強化プロジェクトを実施した (2002~2007年)。セミナー、研修などを実施し、結果個々への便益はあったが、全体としての果実は少なく、自立発展性 が低かったと認識している。統一研修機関のほうが、研修参加者の一元化、 研修後にも関与できるため、効果的と考える。						
	・現在想定しているプロジェクトの予算は 100 万ユーロ (3年間)。						

- ・3本の柱あり~LSMPのコーディネーション、統一研修機関の設立支援、弁護士試験体制の整備。
- ・フランスからの専門家派遣については未定(機関と機関のコーディネートも 重視したい。基本的にはラオス側からの要請内容で考える)。
- ・活動では:1)(司法機関の研修所に所属する)教員への研修実施、2)教材の開発、3)弁護士育成に関しては、1年プログラムを義務付けるようにしたい。また、この関連においてカリキュラム作成も支援したい。
- ・基本的な考え方として、ラオス側のオーナーシップを重視。もしラオス側に 既存の教材があるのであれば、改めて作成することはしない。
- ・プロジェクトは3年を想定、実際には4年になると予想している。

(日本側)

・インフラへの支援予定はあるか?

(Benoit 氏)

・ソフト面への支援を考えており、ハード面での支援は考えていない。研修機関については場所の特定が出来ない。ラオス側の意向や現在の動向~MOJの移転計画など~もあるため、関与が難しい。

(Benoit 氏)

・(プロジェクトの進め方について) OSPP や PSC とはあまりコンタクトしていない。MOJ と中心的にプロジェクトの計画を進めている。

(日本側)

- ・日本側から本プロジェクトの特徴や人材育成での留意点等について再説明。
- ・カンボジアの例にもあるように、フランスや日本、その他ドナーとも協調し あえると思う。

(Benoit 氏)

・フランスのプロジェクトは 2013 年から開始(予定)。最初の活動はセミナー やカリキュラムの作成などになる。最初のワークショップに日本側を招待し たい。ログフレームもフランス語だが、メールで共有する。

以上

入手書類 なし

日時	2012年8月2日(木) 10時20分~11時30分						
相手先	LUNA-Lao Project						
	Mr Franck Boulin, Ph.D, Resident Legal Advisor						
場所	LUNA office						
参加者	子浦団長、佐藤団員、中村団員、瀬戸団員、板垣団員、伊藤専門家、石岡専門家						
	川村専門家、十津川						
記録者	十津川						
	冒頭、本プロジェクトにかかる概要説明および参加者紹介。						
	(LUNA)						
内容	・LUNA Project の説明						
	・Lao-United States International and ASEANの略。						
	・過去 20 年間で最初の US-AID によるプロジェクトである。プロジェクトは3						
	つの目的あり。1) US-LAO バイラテラル貿易協定の構築、2) WTO への加盟支						
	援、3) ASEAN Economic Committee に対するコミットメント強化にかかる支援。						
	・この観点から、ラオ政府に対して様々なセクターのレギュレーション、基準						
	(作り・見直し・もしくはその関連における人材育成等) 策定の支援を行って						
	いる。						
	・透明性の確保に向けて、プロジェクトで法律の印刷を行なう。ラオスには法						
	律の印刷物が無いことが問題だった。						
	・120 万ドル/年の予算。						
	・商務省がメインのカウンターパート。その他5省が対象であり、司法省もそ						
	の中に入る。						
	・基本的にはラオ側の要請を重視したい。						
	・プロジェクトは現在 2013 年 9 月までの予定だが、2015 年が ASEAN 統合もあ						
	り、一つのターゲット年になる。						
	・最高裁判所とも最近話し始めている。裁判官の人数が不足していることも問						
	題である。また、法律、条文間の不整合も問題であろう。						
	・契約法など古い法律(1990年)や家族法の改正も必要になるだろう。						
	・村落調停委員会による調停システムへの対応も一つの課題であろう。						
	(日本側)						
	・民法典のストラクチャーについて、日本の本プロジェクトでは2012年6月						
	から討議を始めている。基本姿勢として、ラオ側の意向、社会文化に根差すも						

のを支援したいと考えている。

・民法典の Public opinion についてウェブサイトを利用して集めることをラオ側が希望している。 LUNA プロジェクトで支援の考えはあるか。

(LUNA)

・アメリカの短期専門家による支援が可能ではないかと思う。ただし、予定している計画は無い。ウェブサイトの話は初めて聞いたが、非常に良いアイデアだと思う。

(日本側)

- ・統一研修機関の設立について支援のアイデアはあるか。
- ・司法データベースへの支援は?

(LUNA)

- ・裁判官への研修を計画している。研修機関支援のアイデアそのものは無い。
- ・司法データベースへの支援そのものは計画していない。

以上

入手書類

会 議 議 事 録

文責:戸谷

件 名	最高人民裁判院(People's Supreme Court: PSC) 表敬訪問							
開催日時	2012年8月2日(木) 14:00~15:00							
開催場所	PSC							
出席者	[PSC]							
	・カムパーン・シッティダムパー PSC 長官							
	・ブアトーン・チャンタマリーム PSC 官房長							
	(JICA)							
	・子浦 陽一 産業開発・公共政策部 法・司法課 課長							
	・佐藤 直史 国際協力専門員							
	・中村 憲一 法務省法務総合研究所国際協力部教官							
	・瀬戸 裕之 京都大学東南アジア研究所研究員							
	・板垣 賢樹 産業開発・公共政策部 法・司法課							
	・十津川 淳 佐野総合企画株式会社コンサルタント							
	・伊藤 浩之 法律人材育成強化プロジェクト 長期専門家 ・石岡 修 法律人材育成強化プロジェクト 長期専門家							
	- 石画 修 法律人材育成強化プロジェクト 長期専門家 - 川村 仁 法律人材育成強化プロジェクト 長期専門家							
	・戸谷 幸一 ラオス事務所 所員							
	- アイ キー フォヘ争物の が良							
—————————————————————————————————————	・特になし							
議事	(1)法律人材育成強化プロジェクトを通じたラオスの司法分野に対する支援について							
	(2) PSCに対する今後の協力について							
	(3) その他							
内容(敬称略)	冒頭、JICA 側より、本調査の目的説明および参加者紹介を行った後、PSC 長官から、以 下のとおり発言があった。							
(N)X 1171 M C /								
	(1) 法律人材育成強化プロジェクトを通じた支援について ・JICA の今回の調査団訪問を歓迎したい。							
	・PSC 長官に就任してからちょうど1年が経過した。この間、JICA がプロジェクトを通じ							
	て、PSCへの支援を行ってきた事は感謝している。							
	・司法分野への協力としては、JICA プロジェクトを通じて、PSC のみならず、司法省、最							
	高人民検察院、そしてラオス国立大学法政治学部を対象として協力が行われてきたが、非							
	常に大きな成果があったといえるのではないか。民事訴訟手続きチャート、刑事訴訟手続							
	ーさデャート等は、成来の代表例であると思り。 一・これまでの PSC 並びに職員に対する支援に対しては、大変嬉しく思っており、永久に訂							
	憶に留めておきたい。							
	・両訴訟法のチャートの作成については、国民議会において先般行われた、民事訴訟法や							
	刑事訴訟法の改正審議に当たり、PSC から国民議会に配賦し、議論の参考資料として活用 された。							
	された。 ・両訴訟法のチャートを含め、モデル教材の作成については、国民の訴訟手続きに対する							
	理解を深め、さらに実際の裁判においても、例えば国民が必要な物品について裁判所に提							
	出できるようになる事が期待され、裁判における判決もより適正化すると考える。							
	・また、両訴訟法のチャートを通じて、国民が訴訟手続きを理解する事は、裁判所が通常の訴訟を結れた。たびは、おいたのに対していた。共判所の活動を監督することにも言葉							
	の訴訟手続きとは異なった活動を行っていないか、裁判所の活動を監督することにも貢献 する。							
	・今回の民事訴訟法並びに刑事訴訟法改正への支援に当たり、(JICA プロジェクトを通じ							

- た) 資金面、技術面での支援を受けた。また、民事訴訟法の改正については、370 条文以上にわたるため、JICA の(人材育成を通じた) 支援がなければ、改正までもっと時間がかかったと理解している。
- ・国民議会からも、上記チャートの内容については、非常に厳密で、明快で、読みやすい という評判である。

(2) PSCに対する今後の協力について

- ・今後の課題は、改正法の普及活動である。全国の裁判官及び裁判所の職員が、改正法を理解し、改正法に基づいた法の執行を行うために、改正法にかかる研修が必要であり、JICAには引き続き支援をお願いしたい。例えば、改正法の印刷や、全国の裁判所と職員を対象に研修を行う研修強化への研修が必要である。
- ・PSCにおいて、改正法の全国普及活動を行う予算は限られており、年に1、2回しか実施できない規模である。そのため、職員や裁判官は、新しい知識・技術を得る機会が限られている。全国への普及活動が出来れば、訴訟の当事者の権利を守り、国民への違法な手続きによる裁判も減る。
- ・現在、ラオスでは土地収用に係る紛争が頻発しており、迅速に解決していかなければならず、法の施行並びに普及が必要である。
- もう1点の要望は、裁判所における人材不足に対する支援である。
- ・教育資格及び能力の向上が必要である。現在、日本において PSC の職員が博士課程に在籍中である。また、2名の職員が修士課程に在籍している。
- ・博士課程に在籍中の職員が帰国した際に、意見交換をしたところ、訴訟の具体例について、そして裁判所の役割等、日本でよく学んでいる事が理解できた。その知識は、裁判所の業務に大きな利益をもたらすと考える。
- ・JICA が行ってきたこれまでの人材育成の質については、非常に高いと認識しており、海外留学への機会を設けてほしい。

(子浦課長)

- ・JICAの法整備支援のスタンスは、ラオス側の主体的な活動を側面支援するというもの。 ラオス側でできるところはラオス側で実施し、足りない部分を日本が支援することを基本 的なスタンスとしている。
- ・(そのような観点から)プロジェクトの枠組みの中で、改正法普及活動への支援にどのように協力できるのか、考えたい。
- ・普及活動の効果を高めるため、プロジェクトで作成したチャートも活用することが考えられれば良いと思う。
- ・プロジェクトでは、留学生を日本に送り出すといった活動は行っていないものの、日本 に帰国後、改めて検討したい。

(3) その他

・表敬訪問の席上、法律人材育成強化プロジェクトによる人材育成を通じた、民事訴訟法改正への貢献に対して、PSC長官から上記プロジェクトに対して感謝状の贈呈が行われた。

以上